

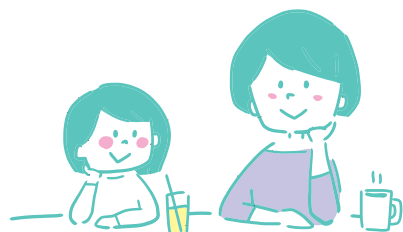


寝屋川市

第2期

子ども・子育て

支援事業計画



令和2年3月



寝屋川市
NEYAGAWA CITY

はじめに

近年、少子高齢化が進行する中、本市の老年人口1人を支える生産年齢人口は、平成27年（2015年）の2.1人から、令和22年（2040年）には1.2人に減少すると予測されております。

持続可能で豊かな暮らしを実現していくためには、子育て世代に本市を選んでいただき、人口構成のリバランスを図っていかねばなりません。

本市では、平成27年3月に「寝屋川市子ども・子育て支援事業計画」（第1期計画）を策定し、待機児童ZEROプランの推進による待機児童対策や子育てリフレッシュ館の開館、国の幼児教育・保育の無償化への対応など、市民の皆様が子育てしやすい環境の整備に取り組んでまいりました。

本計画では、第1期計画を踏襲しつつ、妊娠期から子育て期まで、喜びを感じながら楽しんで子育てができるよう、切れ目のない支援の充実を図り、本市で子どもを産み、育てたいと感じていただける環境づくりを進めてまいりますので、皆様方のご支援、ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

最後に、計画策定にあたりまして、貴重なご意見をいただきました寝屋川市子ども・子育て会議委員の皆様方並びに、子育て支援に関するニーズ調査にご協力いただきました多くの市民の皆様方に心より厚くお礼申し上げます。

令和2年3月



寝屋川市長 **広瀬 慶輔**

目次

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨.....	1
2 第2期子ども・子育て支援事業計画策定にかかる国の基本指針.....	2
3 計画の位置づけ.....	3
4 計画期間.....	4
5 計画策定体制と経過.....	4

第2章 子どもと子育て家庭を取り巻く環境

1 社会的な状況.....	5
2 教育・保育等の状況.....	13
3 子ども・子育て支援事業計画作成に係るニーズ調査の結果.....	16
4 「寝屋川市子ども・子育て支援事業計画」の進捗状況.....	26

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念.....	31
2 基本的な視点.....	32
3 基本方針.....	33

第4章 施策の展開

1 施策体系.....	34
2 基本方針における具体的施策.....	37
基本方針1 妊娠期からの子育てを支える.....	37
基本方針2 ひとりひとりの子どもの健やかな育ちを支える.....	42
基本方針3 地域で子育てを支える.....	53
基本方針4 支援が必要な家庭を支える.....	60

第5章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

1 教育・保育提供区域の設定.....	71
2 計画期間の人口推計.....	72
3 量の見込み算出の考え方.....	73
4 教育・保育の量の見込みと確保方策.....	76
5 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策.....	85

第6章 計画の推進

1 市民及び関係機関等との連携.....	108
2 計画の進行管理.....	108

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

近年、少子化や核家族化の進行、就労形態の多様化、女性の社会進出に伴う共働き家庭の増加等により、子どもや子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化してきました。

このような中、国においては少子化社会対策基本法（平成15年）等に基づき、子ども・子育て支援について総合的な施策が講じられてきました。平成15年には「次世代育成支援対策推進法」が制定され、地方公共団体や事業主に行動計画を策定することが義務づけられることにより、次世代育成支援対策の推進が図られてきました。

その後、社会的な課題となっている、「少子化」、「子育て家庭の孤立化」、「待機児童」などに対して、より一層の取組が必要であるとして、平成24年に「子ども・子育て関連3法」が成立し、①質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供、②保育の量的拡大・確保、③地域の子ども・子育て支援の充実等を目指す、子ども・子育て支援新制度が平成27年度から開始されました。市町村は、5年を1期とする「子ども・子育て支援事業計画」を定めて、子ども・子育て支援事業を計画的に推進することとなりました。

国では、第1期子ども・子育て支援事業計画期間中に、新たな保育所待機児童対策や放課後児童クラブ待機児童対策、仕事と家庭の両立等にかかる取組が打ち出されています。

年度	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)
国・市の取組												
次世代育成支援対策	次世代育成支援対策推進法											
	次世代育成支援対策推進法改正・延長											
	次世代育成支援行動計画											
	本市では子ども・子育て支援事業計画に包含して推進											
子ども・子育て支援新制度	子ども・子育て支援法・認定こども園法の一部改正・児童福祉法等の一部改正											
	第1期子ども・子育て支援事業計画					第2期子ども・子育て支援事業計画						
保育所待機児童対策	待機児童解消加速化プラン					子育て安心プラン			2年前倒し			
						待機児童ZEROプラン		待機児童ZEROプランR				
放課後児童クラブ待機児童対策	放課後子ども総合プラン					新・放課後子ども総合プラン						
仕事と家庭の両立						育児・介護休業法改正		働き方改革関連法				

2 第2期子ども・子育て支援事業計画策定にかかる国の基本指針

第2期子ども・子育て支援事業計画の策定にあたり、国では基本指針の改正が行われました。主な内容は以下の通りです。

- 幼児教育・保育の質の向上に資するよう、市町村は、教育・保育に関する専門性を有する指導主事・幼児教育アドバイザーの配置・確保等に努めること。
- 国際化の進展に伴い、教育・保育施設等において、海外から帰国した幼児や外国人幼児、両親が国際結婚の幼児などの外国につながる幼児の増加が見込まれることを踏まえ、当該幼児が円滑な教育・保育等の利用ができるよう、市町村等は、保護者及び教育・保育施設等に対し必要な支援を行うこと。
- 児童虐待相談対応件数が年々増加し、重篤な虐待事件も後を絶たないことから、児童福祉法改正や「児童虐待防止対策の抜本的強化について」等を反映すること。
- 新・放課後子ども総合プランを踏まえた市町村計画の策定を行うこと。
- 幼児教育無償化に係る子ども・子育て支援法の改正内容を踏まえること。

本市では、こうした国の動向を踏まえた上で、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すという考えを基本に、子ども及び子どもを養育している人に必要な支援を行い、妊娠・出産期から子どもが学童期に至るまで、子どもと保護者を切れ目なく支援することにより、ひとりひとりの子どもが健やかに成長することができる環境を整備することを目的に第2期寝屋川市子ども・子育て支援事業計画を策定します。



3 計画の位置づけ

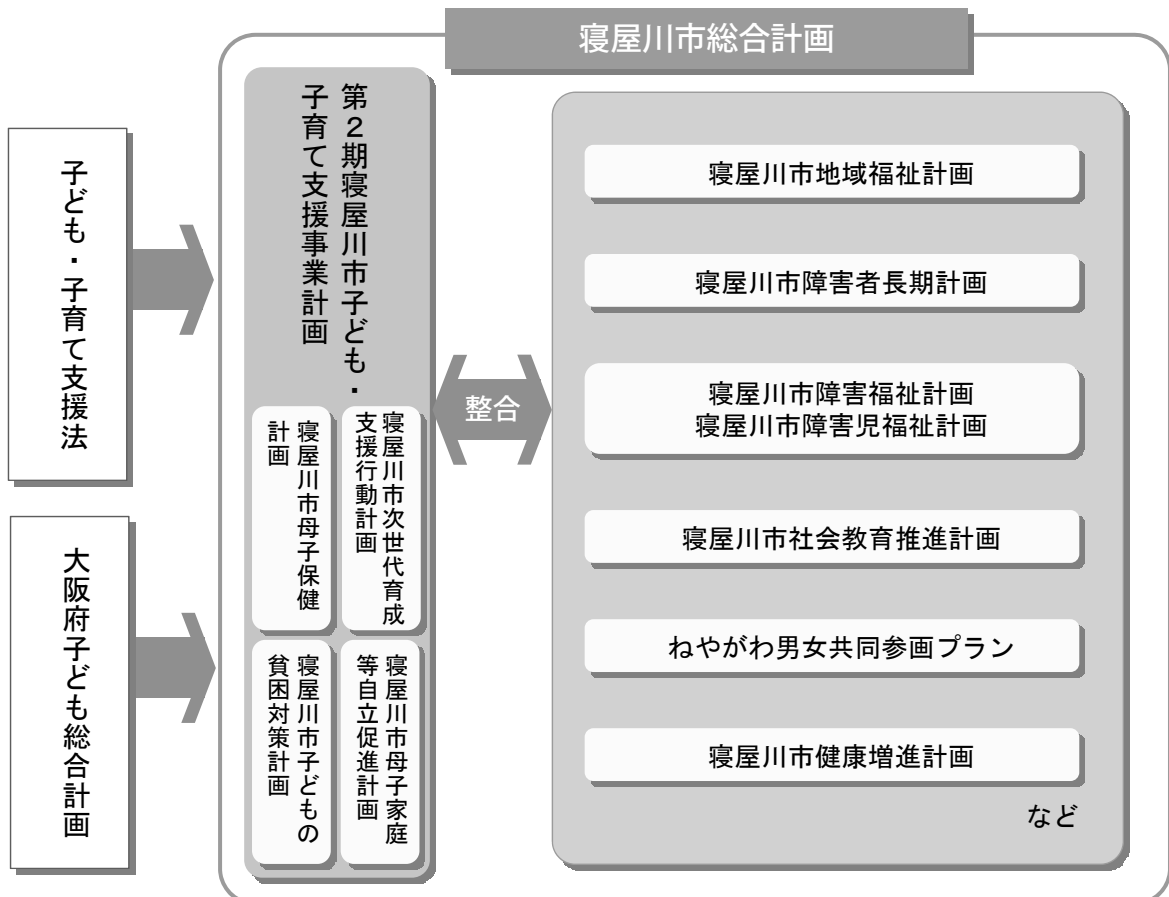
子ども・子育て支援事業計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく計画で、すべての子ども自身の「育ち」と子育て中の保護者を支援するとともに、市民が子育てについて理解と認識を深め、家庭、幼稚園、保育所、認定こども園、学校、地域、事業者等が相互に協力し、地域社会が一体となって子ども・子育て支援を推進するものです。第1期計画期間の終了に伴い、社会状況の変化や国、大阪府の動向を踏まえて、第2期寝屋川市子ども・子育て支援事業計画を策定します。

本計画では、「次世代育成支援対策推進法」に基づく「寝屋川市次世代育成支援行動計画」の取組を包含して、子どもと子育てに関する施策を体系化します。

子どもと子育てを取り巻く施策は、保健、医療、福祉、教育、労働、まちづくり等、あらゆる分野にわたるため、本計画は、「寝屋川市総合計画」を上位計画とし、「寝屋川市地域福祉計画」、「寝屋川市障害者長期計画」、「寝屋川市障害福祉計画」、「寝屋川市社会教育推進計画」、「ねやがわ男女共同参画プラン」などの関連計画との整合を図って策定します。

また、本計画は「寝屋川市次世代育成支援行動計画」のほかに、「寝屋川市母子保健計画」、「寝屋川市母子家庭等自立促進計画」、「寝屋川市子どもの貧困対策計画」の内容を含みます。

【 計画の位置づけ 】



4 計画期間

「子ども・子育て支援法」に基づき、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とします。

なお、計画と実績に大きな差異等が生じた場合は、計画期間の中間年度（令和4年度）を目安として、計画の見直しを検討します。

5 計画策定体制と経過

（1）市民ニーズ調査の実施

子育て中の市民のニーズを的確に反映した計画とするため、小学校就学前子ども及び小学校1年生から3年生がいる世帯を対象とした「第2期寝屋川市子ども・子育て支援事業計画作成に係るニーズ調査」のほか、「妊産婦アンケート調査」を実施して、子育て中の保護者や妊産婦から、子どもと子育てについての意識や実態についての把握を行いました。

また、市内で活動する子育て支援団体等にヒアリング調査を行い、子育てを支援する側から見た、子育て家庭の状況や必要とされている支援について、意見を頂きました。

（2）「寝屋川市子ども・子育て会議」の設置

本計画を地域の実情に即した実効性のある内容とするため、公募市民、学識経験者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する人等で構成する「寝屋川市子ども・子育て会議」を設置し、子ども及び子育て家庭への支援について、多角的に議論して頂きました。

（3）庁内の策定体制

本計画の推進にかかわる関係各課による連絡調整会議を開催して、量の見込みと確保方策、具体的施策の推進について、検討・調整を行いました。

（4）パブリック・コメント手続の実施

本計画の素案を市役所などの窓口やホームページで公開し、広く市民の方々から意見募集を行う、パブリック・コメントを実施しました。

第2章 子どもと子育て家庭を取り巻く環境

1 社会的な状況

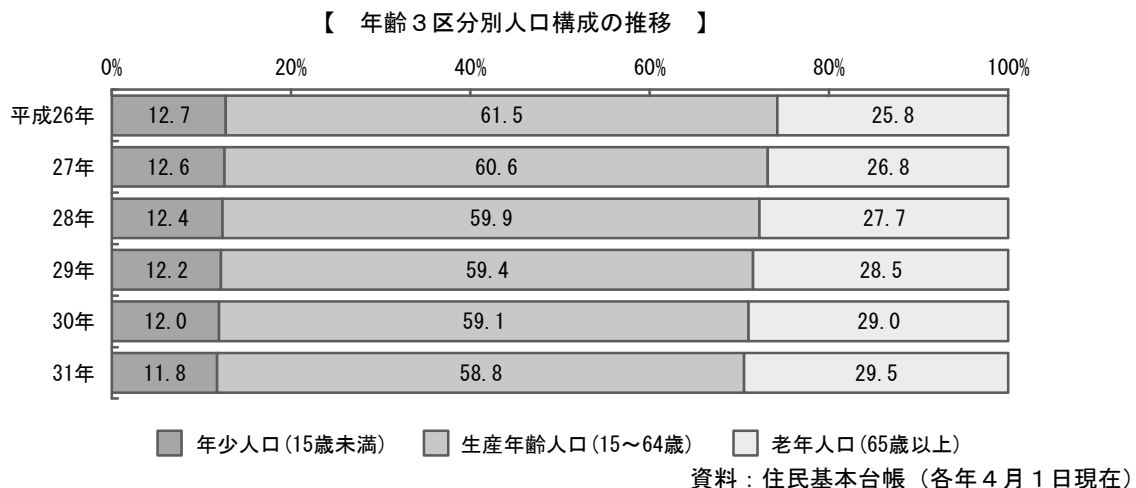
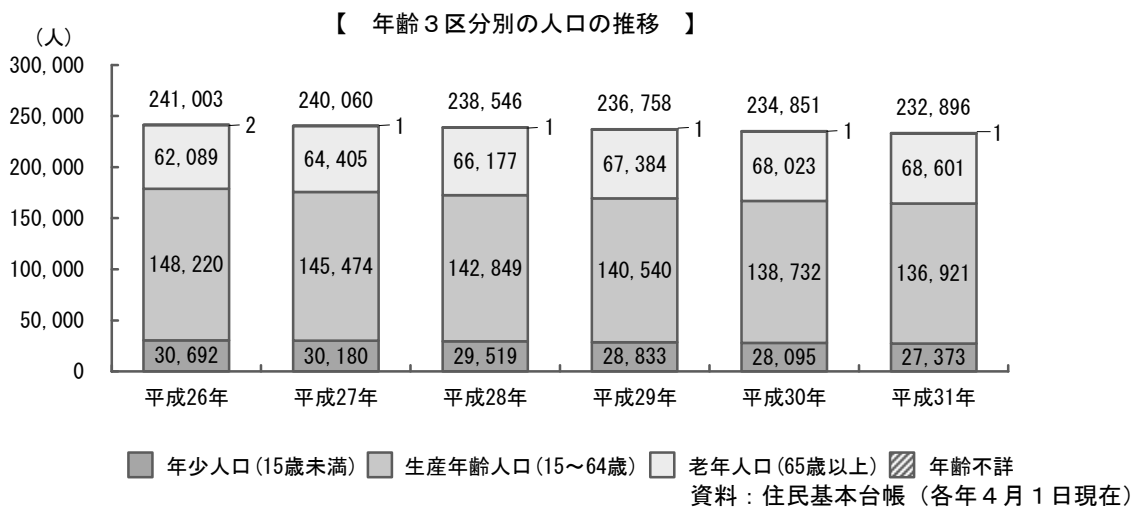
(1) 少子化の進行

ア 人口の推移

(ア) 市全体の推移

本市の人口の推移をみると、平成26年の241,003人以降ゆるやかな減少傾向がみられ、平成31年には232,896人となっています。

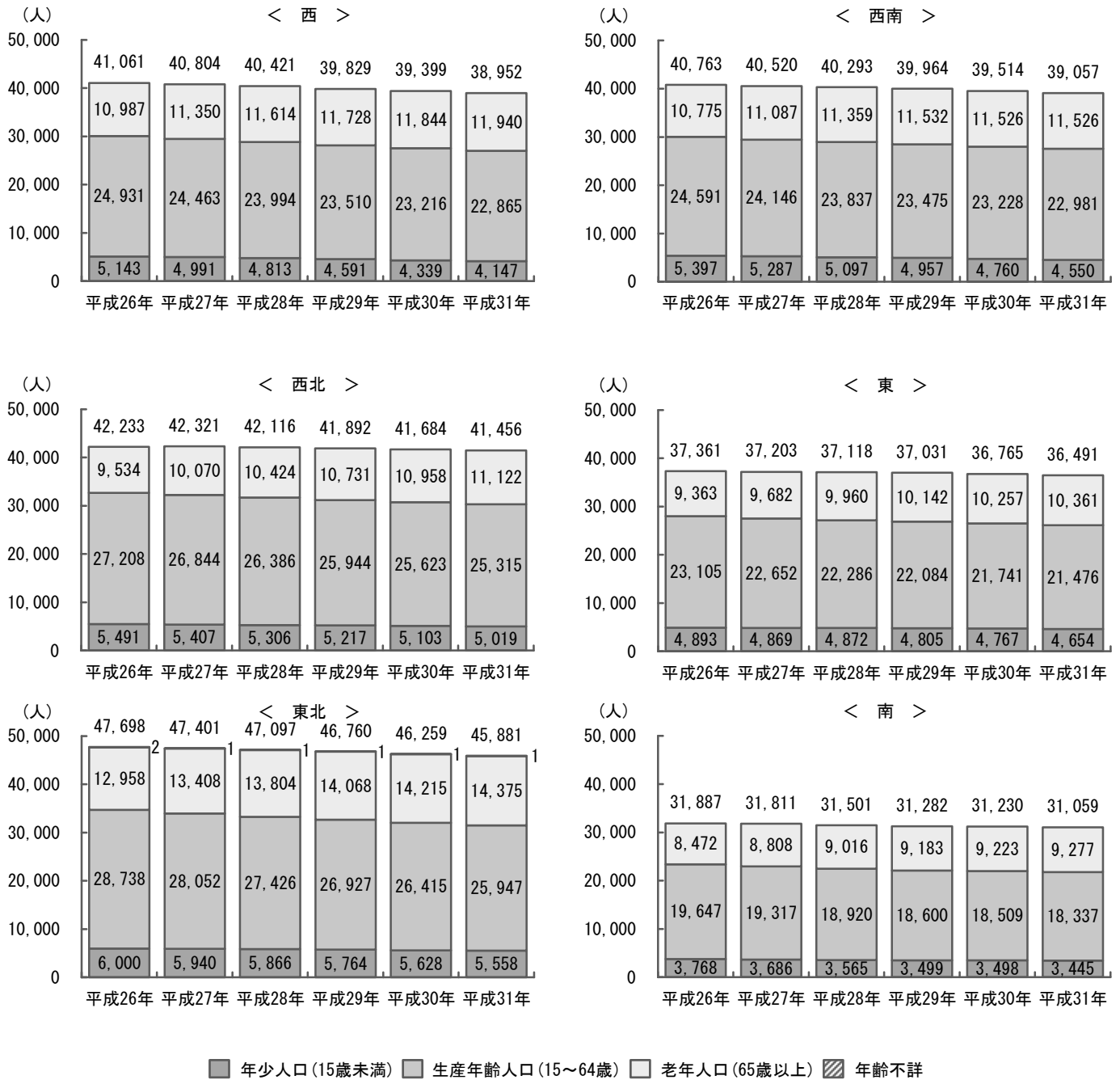
年齢を年少人口（15歳未満）、生産年齢人口（15～64歳）、老年人口（65歳以上）の3区分に分けてみると、年少人口（15歳未満）は減少しており、平成31年には27,373人となっています。それに対し、老年人口（65歳以上）は増加しており、平成31年には68,601人となっています。年齢3区分別人口構成の推移をみても、年少人口（15歳未満）は平成26年では全体の12.7%でしたが、平成31年には11.8%に減少しています。それに対し、老年人口（65歳以上）は平成26年では全体の25.8%でしたが、平成31年には29.5%となり、少子高齢化が進行しています。



(イ) コミセンエリア別の推移

コミセンエリア別にみると、いずれのエリアでも平成31年の年少人口（15歳未満）は平成26年と比べて減少しており、特に西エリアでは約1,000人、西南エリアでは800人以上の減少と、変化が大きくなっています。一方、東エリアの年少人口（15歳未満）は約240人と減少幅は比較的小さくなっており、平成31年は4,654人となっています。

【 コミセンエリア別にみた年齢3区分別の人口の推移 】



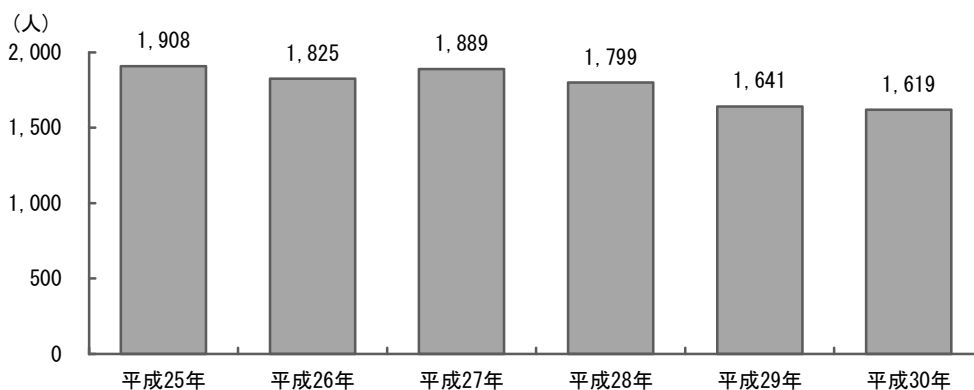
資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

イ 出生の動向

(ア) 出生数の推移

本市の出生数は、平成25年以降減少傾向にあり、平成30年は平成25年に比べて約290人減少し、1,619人となっています。

【 出生数の推移 】



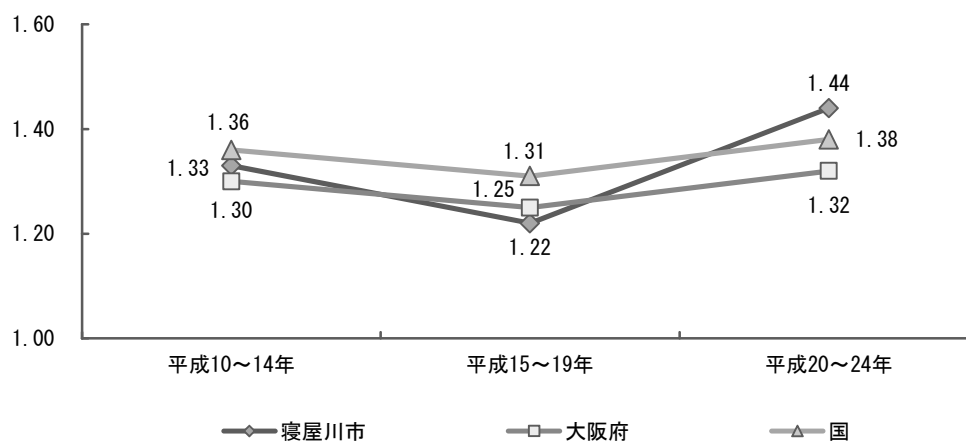
資料：寝屋川市統計書

(イ) 合計特殊出生率の推移

本市の合計特殊出生率（1人の女性が一生の間に産む子どもの平均の数）をみると、平成15～19年は1.22まで減少するものの、その後、平成20～24年には1.44に増加しています。

また、大阪府及び国（全国の平均）と比較すると、平成15～19年では大阪府、国より下回っていましたが、平成20～24年は、本市が大阪府、国を上回っています。

【 合計特殊出生率の推移 】

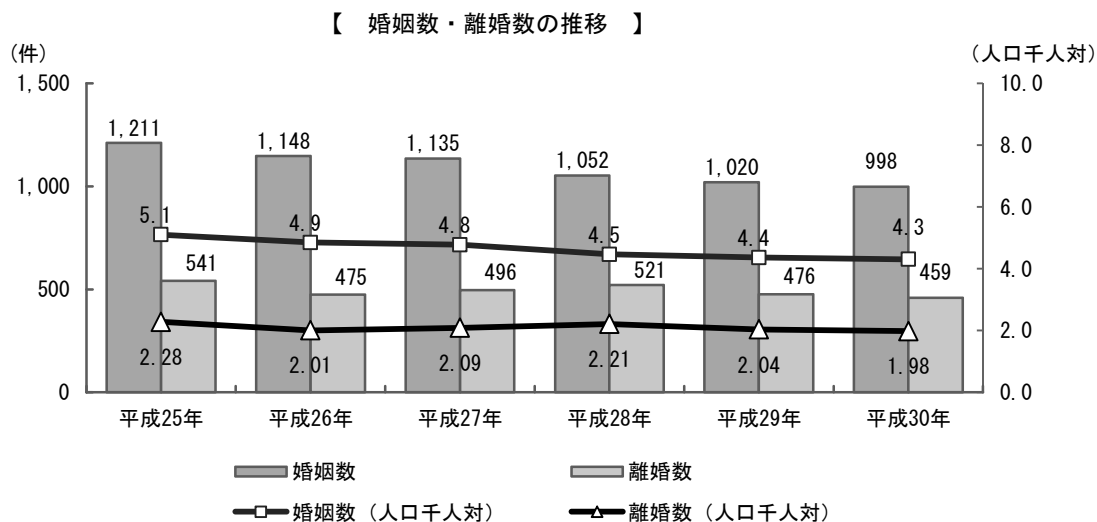


資料：人口動態保健所・市区町村別統計（人口動態統計特殊報告）

ウ 婚姻・離婚の動向

本市の婚姻数は減少傾向が続き、平成25年には1,211件のところ、平成29年には1,020件と約200件少なくなっています。

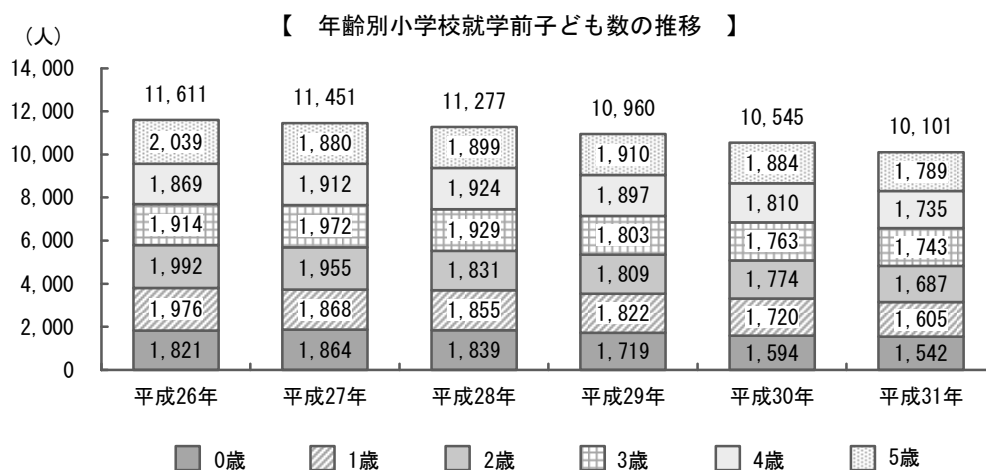
離婚数は、平成26年以降は500件前後で推移しています。



資料：人口動態統計

エ 年齢別小学校就学前子ども数の推移

本市の年齢別小学校就学前子ども数の推移をみると、平成26年の11,611人が平成31年には10,101人へと減少しています。年齢別にみると、0～2歳の合計は平成26年では5,789人、平成31年では4,834人と955人の減少となっています。



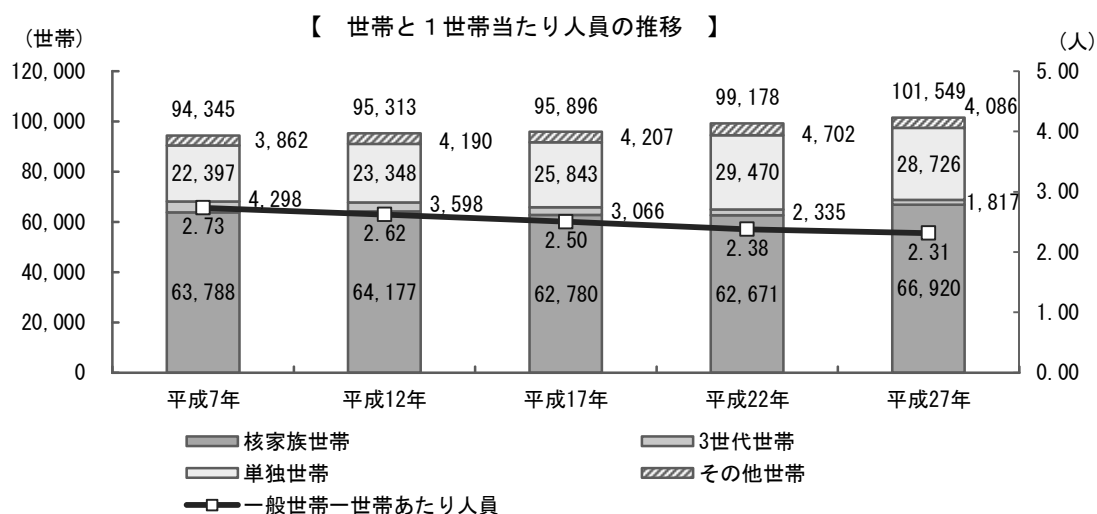
資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

(2) 世帯の動向

ア 世帯と1世帯当たり人員の推移

本市の世帯は増加傾向にあり、平成7年に比べて平成27年は約7,200世帯増加しています。内訳をみると、平成7年から平成22年にかけては、単独世帯が増加していましたが、平成27年には単独世帯が減少し、核家族世帯が増加しています。3世代世帯については平成7年以降一貫して減少傾向が続き、平成27年には2,000世帯未満となっています。

また、1世帯あたりの人数は一貫して減少しています。

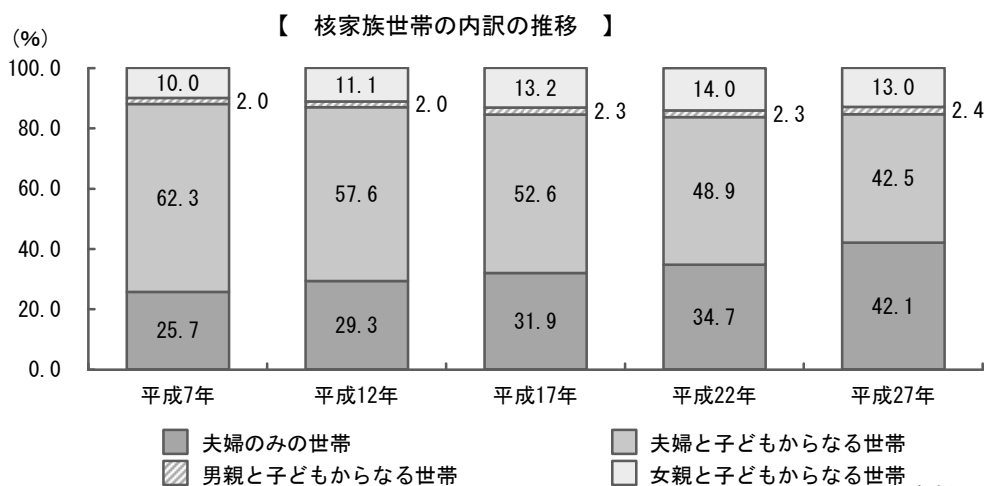


資料：国勢調査

- ※ 3世代世帯は、「夫婦、子供と両親からなる世帯」、「夫婦、子供とひとり親からなる世帯」、「夫婦、子供、親と他の親族からなる世帯」の合計としています。
- ※ 一般世帯1世帯あたり人員は、施設等の世帯を除く一般世帯における1世帯当たりの人員です。

イ 核家族世帯の内訳の推移

本市の核家族世帯の内訳の推移をみると、夫婦のみの世帯の割合が高くなっており、夫婦と子どもからなる世帯は減少しています。

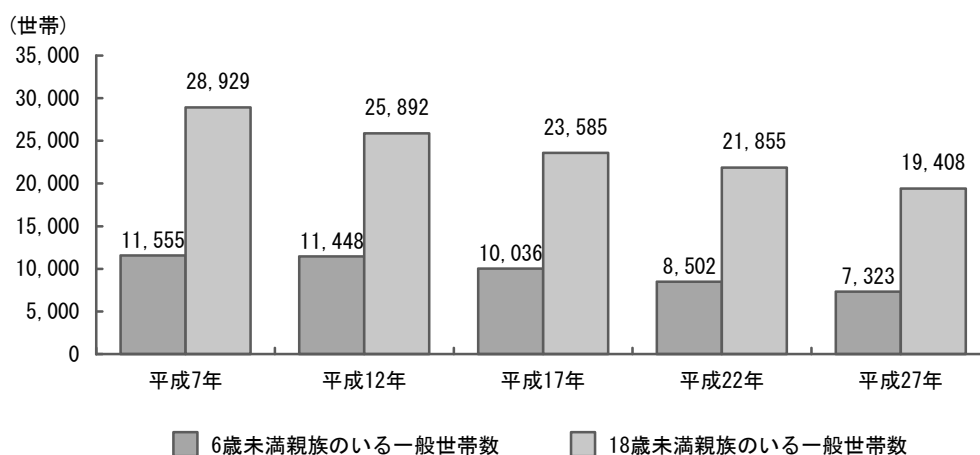


資料：国勢調査

ウ 子どものいる世帯の推移

本市の子どものいる世帯の推移をみると、6歳未満親族のいる一般世帯数、18歳未満親族のいる一般世帯数ともに減少傾向が続き、平成27年度には18歳未満親族のいる一般世帯が19,408世帯、うち6歳未満親族のいる一般世帯が7,323世帯となっています。

【 6歳未満及び18歳未満の子どものいる世帯の推移 】

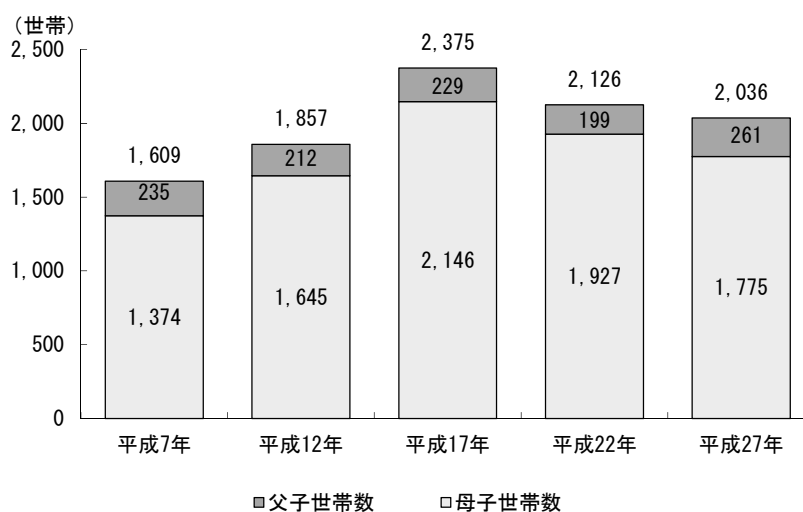


資料：国勢調査

エ ひとり親世帯の推移

本市のひとり親世帯の推移をみると、平成17年をピークに減少して平成27年には2,036世帯となっています。内訳をみると母子世帯の減少が大きく、父子世帯はやや増加しています。

【 母子世帯・父子世帯の推移 】



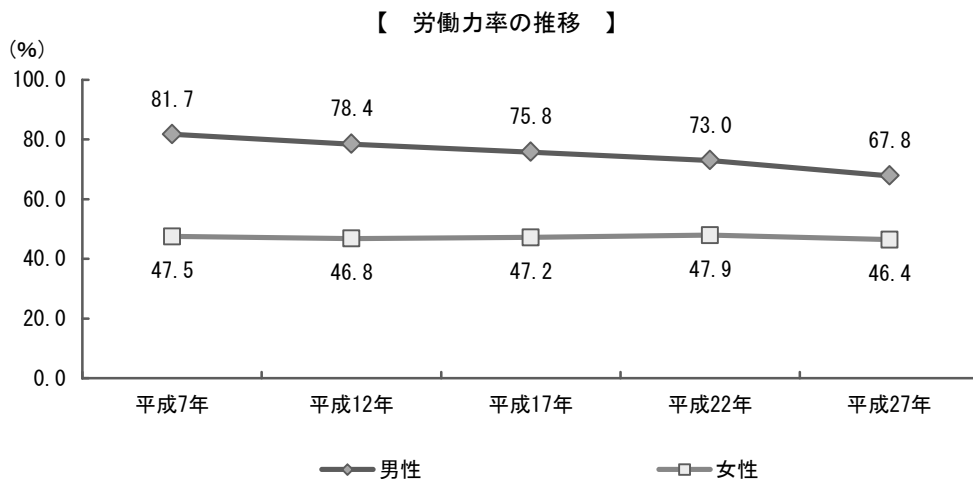
資料：国勢調査

(3) 働く女性の状況

ア 労働力率の推移

(ア) 労働力率の推移

本市の労働力率の推移をみると、男性の労働力率は年々減少する一方、女性の労働力率はほぼ横ばいで推移しています。

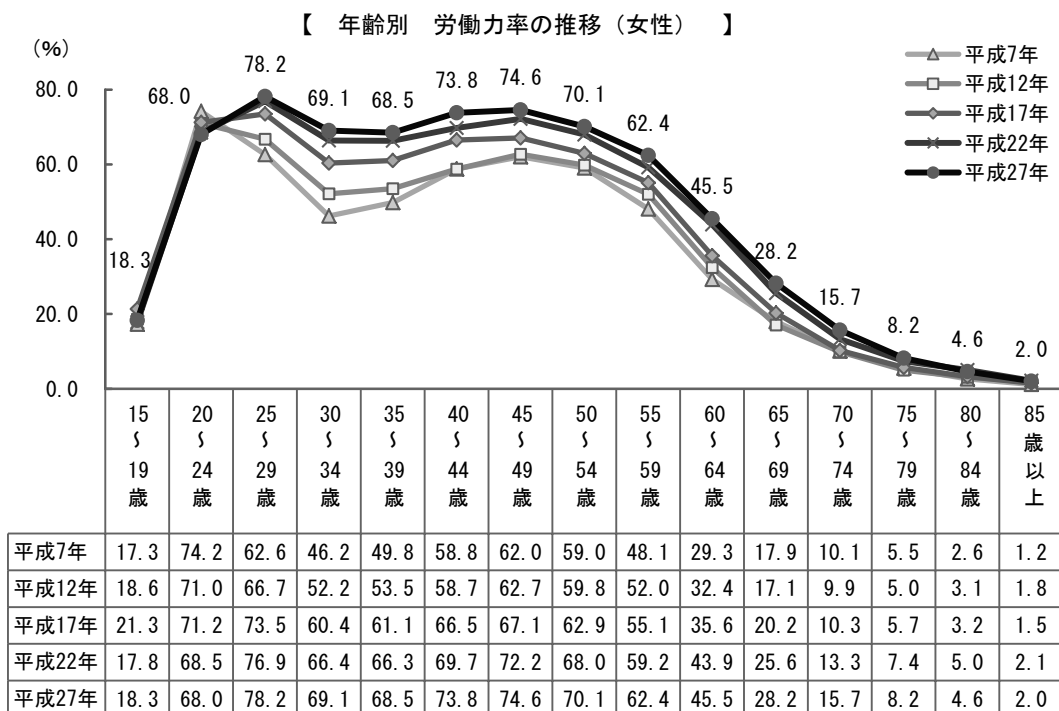


資料：国勢調査

※ 労働力率は、労働力状態「不詳」を除いて算出しています。

(イ) 女性の労働力率の推移

女性の労働力率の推移を年齢別にみると、30～34歳と35～39歳の労働力率は、平成7年には50%未満となっていました。平成27年には30～34歳は22.9ポイント、35～39歳は18.7ポイント上昇し、約70%となっています。

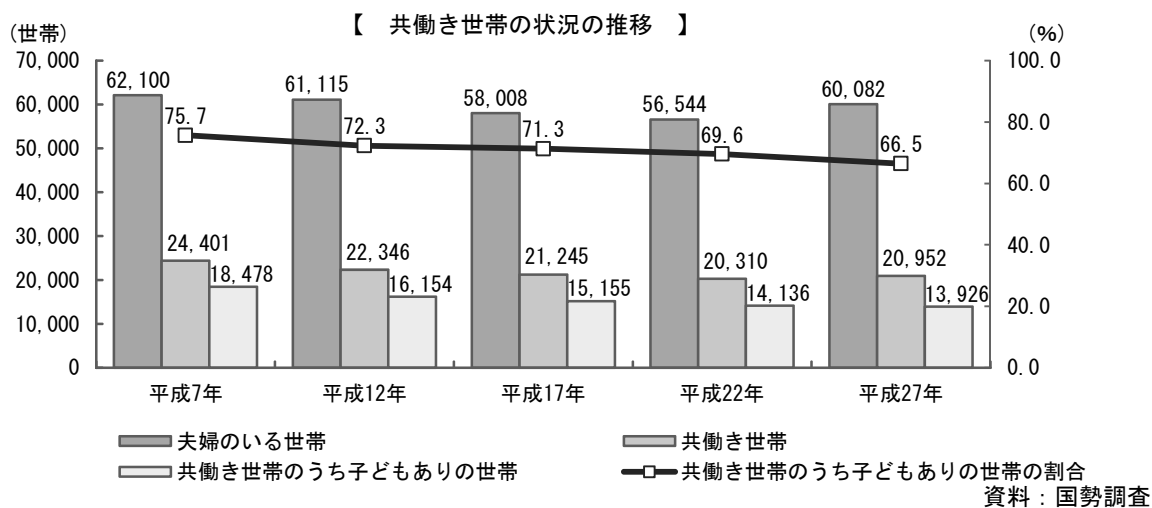


資料：国勢調査

※ 労働力率は、労働力状態「不詳」を除いて算出しています。

イ 共働き世帯の状況の推移

本市の共働き世帯の状況の推移をみると、平成7年の24,401世帯以降減少し、平成27年では20,952世帯となっています。共働き世帯のうち子どもありの世帯の割合も、平成7年の75.7%（18,478世帯）以降減少しており、平成27年で66.5%（13,926世帯）となっています。



2 教育・保育等の状況

(1) 教育・保育施設の状況

ア 小学校就学前子ども数と教育・保育施設の在籍者数の推移

小学校就学前子ども数と教育・保育施設の在籍者数の推移をみると、平成31年（令和元年）の小学校就学前子ども数のうち幼稚園・保育施設の在籍者数の割合は67.4%で、平成26年の在籍者数の割合58.8%と比べると8.6ポイント高くなっています。

【 小学校就学前子ども数と教育・保育施設の在籍者数の推移 】

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年 (令和元年)
小学校就学前子ども数 (人)	11,611	11,451	11,277	10,960	10,545	10,101
幼稚園・保育施設(人) 在籍者数	6,824	6,933	7,043	6,954	6,796	6,804
在籍割合(%)	58.8	60.5	62.5	63.4	64.4	67.4

資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）、保育課（保育施設 各年4月1日現在）・学務課（幼稚園 各年5月1日現在）

※ 保育施設とは、保育所、認定こども園（保育所部分）、事業所内保育事業所（地域枠）のことをいいます。

※ 幼稚園・保育施設の在籍者数には、市外幼稚園・市外保育施設を利用する市内在住児童を含み、市内保育施設を利用する市外在住児童を含んでいません。

イ 幼稚園等の状況（認定こども園（幼稚園部分）【1号認定】を含む）

(ア) 幼稚園等の定員数と在籍者数の推移

幼稚園の定員数と在籍者数の推移をみると、幼稚園の在籍割合は令和元年には55.9%と、平成26年の64.0%と比べて8.1ポイント低くなっています。

【 幼稚園の定員数と在籍者数の推移 】

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
定員数(人)	4,255	4,311	4,328	4,609	3,843	3,856
幼稚園在籍者数(人)	2,724	2,735	2,713	2,543	2,320	2,154
在籍割合(%)	64.0	63.4	62.7	55.2	60.4	55.9

資料：学務課（各年5月1日現在）

※ 幼稚園在籍者数には、市外幼稚園を利用する市内在住児を含まず、市内の私立幼稚園を利用する市外在住児を含んでいます。

(イ) 学年別幼稚園の在籍割合の推移

学年別幼稚園の在籍割合の推移をみると、3歳児、4歳児、5歳児の在籍割合は、ほとんど変化していません。令和元年では3歳児は28.1%、4歳児は35.5%、5歳児は36.4%となっています。

【 学年別幼稚園の在籍割合の推移 】

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
3歳児(%)	26.1	28.0	28.1	27.8	29.1	28.1
4歳児(%)	34.8	35.9	35.1	35.4	34.1	35.5
5歳児(%)	39.1	36.1	36.8	36.8	36.8	36.4

資料：学務課（各年5月1日現在）

ウ 保育施設の状況

(ア) 保育施設の利用定員数と在籍者数の推移

保育施設の利用定員数と在籍者数の推移をみると、平成26年の定員を超える状態は、定員数の増加によって解消されています。利用定員数は年々増加していますが、それに伴い在籍者数も増加して、利用定員数に対する在籍者数の割合は、98%から99%の間で推移しています。

【 保育施設の利用定員数と在籍者数の推移 】

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
利用定員数(人)	4,075	4,265	4,325	4,385	4,470	4,490
保育施設在籍者数(人)	4,100	4,190	4,292	4,301	4,427	4,448
在籍割合(%)	100.6	98.2	99.2	98.1	99.0	99.1

資料：保育課（各年4月1日現在）

※ 在籍者数には、市外保育施設を利用する市内在住児童を含まず、市内保育施設を利用する市外在住児童を含んでいます。

(イ) 待機児童数の推移

待機児童数の推移は、平成28年までは10月時点で待機児童が発生していましたが、平成29年以降は、4月時点、10月時点ともに待機児童は解消されています。

【 待機児童数の推移 】

	平成26年		平成27年		平成28年		平成29年		平成30年		平成31年 (令和元年)	
	4月	10月	4月	10月	4月	10月	4月	10月	4月	10月	4月	10月
0歳児(人)	0	13	0	14	0	20	0	0	0	0	0	0
1歳児(人)	0	11	0	19	0	13	0	0	0	0	0	0
2歳児(人)	0	7	0	11	0	10	0	0	0	0	0	0
3歳児(人)	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0
4歳児(人)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5歳児(人)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
総数(人)	0	31	0	45	0	44	0	0	0	0	0	0

資料：保育課（各年各月1日現在）

※ 待機児童とは、保育の必要性の認定（2号又は3号）を受け、特定教育・保育施設（認定こども園の幼稚園機能部分及び幼稚園を除く。）又は特定地域型保育事業の利用の申込みがされているが、利用していない者のこと（厚生労働省「保育所等利用待機児童数調査要領」より引用）

※ 特定の保育所等を希望し、待機している場合等は待機児童数に含まれません。

(2) 放課後児童健全育成事業（留守家庭児童会）の状況

ア 放課後児童健全育成事業（留守家庭児童会）の学年別入会児童数の状況

放課後児童健全育成事業（留守家庭児童会）の学年別入会児童数は、学年が上がるにつれて減少しています。入会児童数の8割を1～3年生が占めています。

【 学年別入会児童数の状況（令和元年5月1日現在） 】

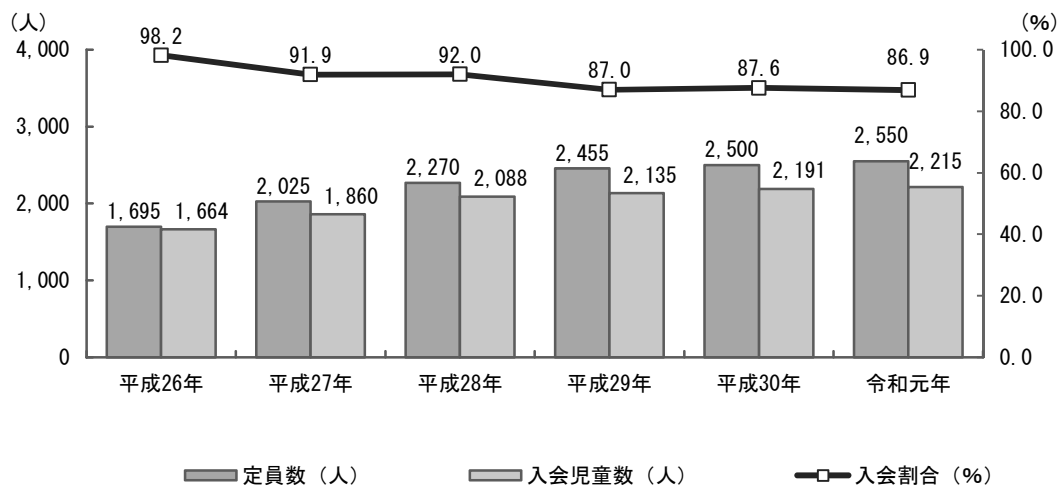
	1年生	2年生	3年生	1～3年生 合計	4～6年生 合計	入会児童数	定員数
合計（人）	726	624	422	1,772	443	2,215	2,550

資料：青少年課

イ 放課後児童健全育成事業（留守家庭児童会）の入会児童数の推移

放課後児童健全育成事業（留守家庭児童会）の定員数は年々増加しており、入会児童数も増加していますが、平成26年と令和元年の入会割合を比べると11.3ポイント低下しています。

【 放課後児童健全育成事業（留守家庭児童会）の定員数と入会児童数の推移 】



資料：青少年課（各年5月1日現在）

3 子ども・子育て支援事業計画作成に係るニーズ調査の結果

計画の策定にあたり、子育て支援に関する市民の「現在の利用状況」や「今後の利用希望」を把握し教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業等の必要量の見込み、確保方策を検討するための基礎資料とするために、アンケート調査を実施しました。調査概要は以下のとおりです。

(1) 調査の概要

調査対象	(1) 市内在住の小学校就学前子どもがいる世帯 3,000 世帯 (2) 市内在住の就学児童（小学校1～3年生）がいる世帯 1,000 世帯 (コミュニティセンターエリア・年齢階層別に住民基本台帳から無作為抽出)
調査期間	平成 30 年 12 月 21 日から平成 31 年 1 月 25 日まで ※ 調査期間を平成 31 年 1 月 18 日から 1 週間延長
調査方法	郵送による配布・回収

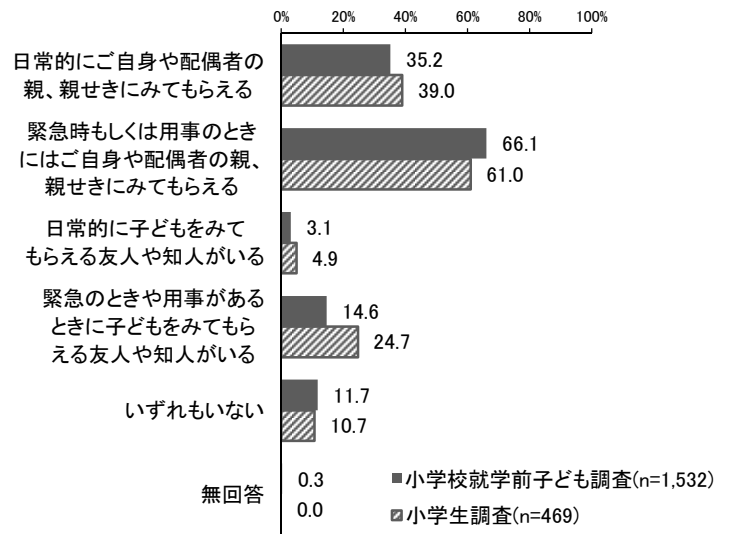
【回収率】

	配布数	回収数	有効回収数	有効回収率
小学校就学前子どもがいる世帯	3,000 通	1,533 通	1,532 通	51.1%
就学児童がいる世帯	1,000 通	469 通	469 通	46.9%
合計	4,000 通	2,002 通	2,001 通	50.0%

(2) 子どもをみてもらえる親族・知人

「緊急時もしくは用事のあるときにはご自身や配偶者の親、親せきにみてもらえる」の割合が最も高く（小学校就学前子ども 66.1%・小学生 61.0%）、次いで「日常のご自身や配偶者の親、親せきにみてもらえる」（小学校就学前子ども 35.2%・小学生 39.0%）の順となっており、「いずれもない」と答えた人は小学校就学前子ども調査で 11.7%、小学生調査で 10.7%となっています。

【小学校就学前子ども調査・小学生調査】

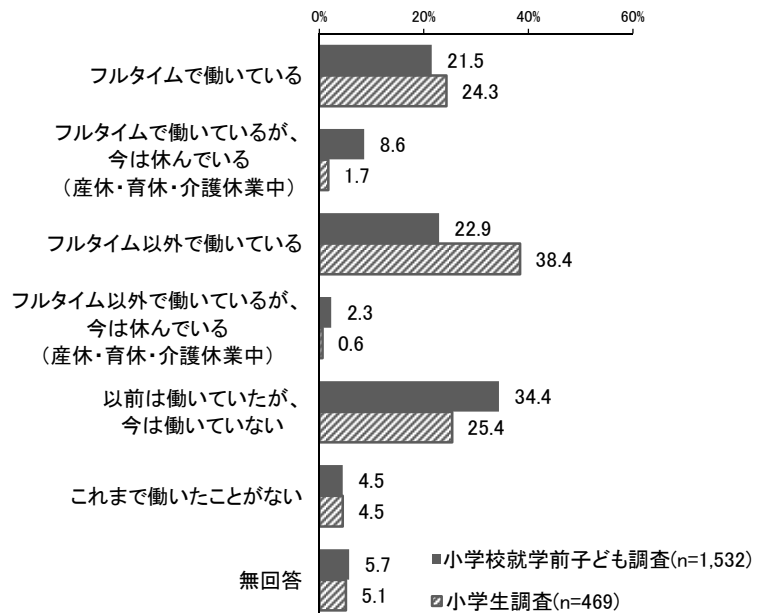


(3) 母親の就労状況

小学校就学前子ども調査では、「以前は働いていたが、今は働いていない」の割合が 34.4%で最も高く、次いで「フルタイム以外で働いている」の割合が 22.9%、「フルタイムで働いている」の割合が 21.5%となっています。

小学生調査では、「フルタイム以外で働いている」の割合が 38.4%と最も高く、次いで「以前は働いていたが、今は働いていない」の割合が 25.4%、「フルタイムで働いている」の割合が 24.3%となっています。

【小学校就学前子ども調査・小学生調査】



(4) 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況について

ア 平日に利用している教育・保育事業

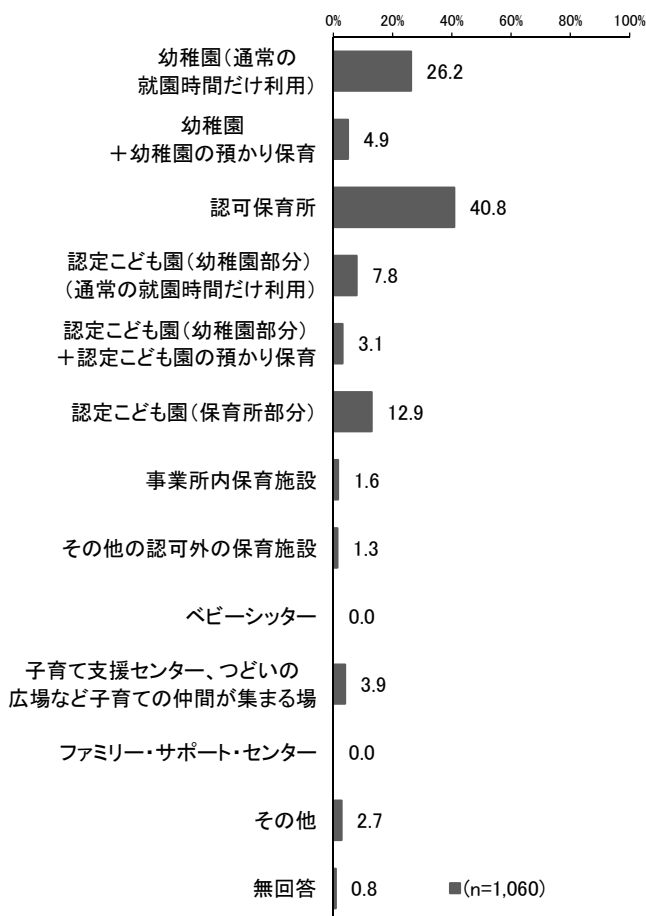
幼稚園や保育所等を定期的に利用している小学校就学前子どものうち、「認可保育所」の割合が40.8%と最も高く、次いで「幼稚園（通常の就園時間だけ利用）」の割合が26.2%、「認定こども園（保育所部分）」の割合が12.9%となっています。

イ 平日に利用したい教育・保育事業（複数回答）

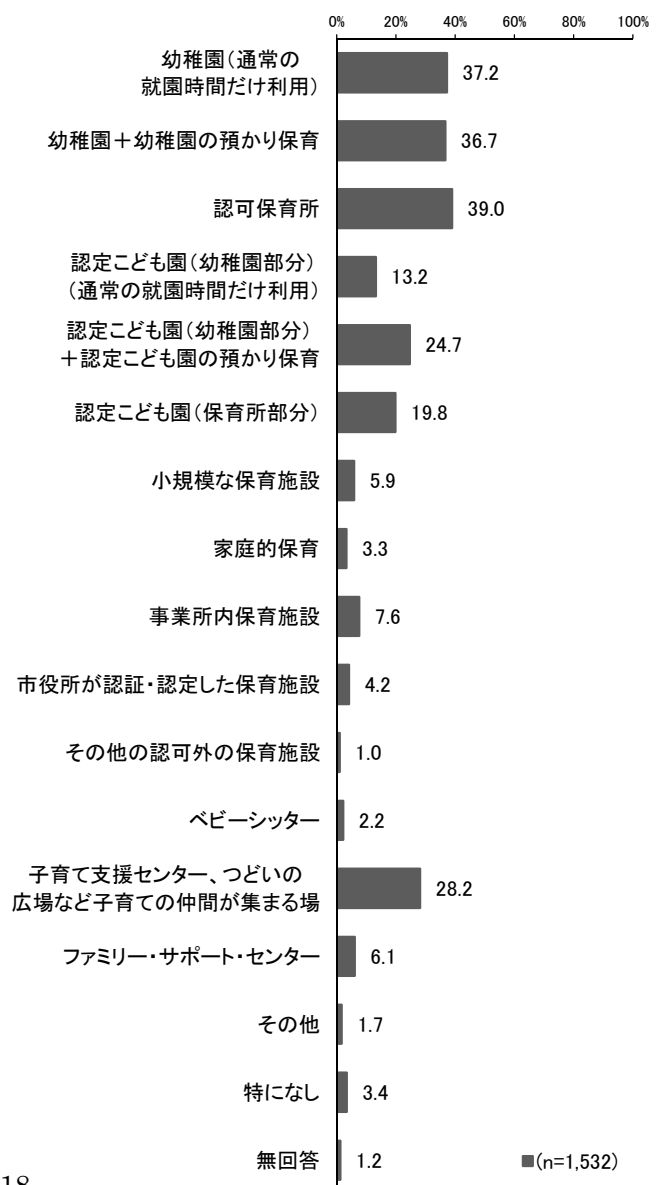
現在、利用している、利用していないにかかわらず、子どもの平日の教育・保育の事業として、「定期的に」利用したいと考える事業については、「認可保育所」の割合が39.0%と最も高く、次いで「幼稚園」の割合が37.2%、「幼稚園＋幼稚園の預かり保育」の割合が36.7%となっています。

【小学校就学前子ども調査】

(7) 平日に利用している教育・保育事業



(イ) 平日に利用したい教育・保育事業

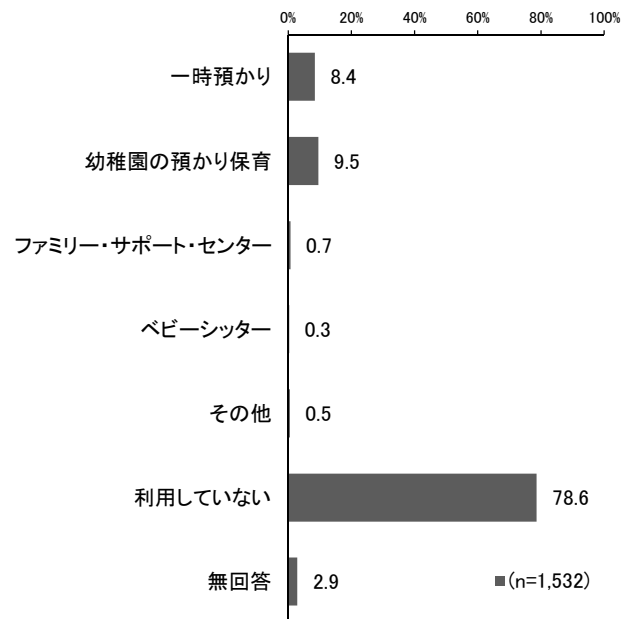


(5) 一時預かり事業等の利用状況について

ア 不規則な一時預かり事業等の利用状況

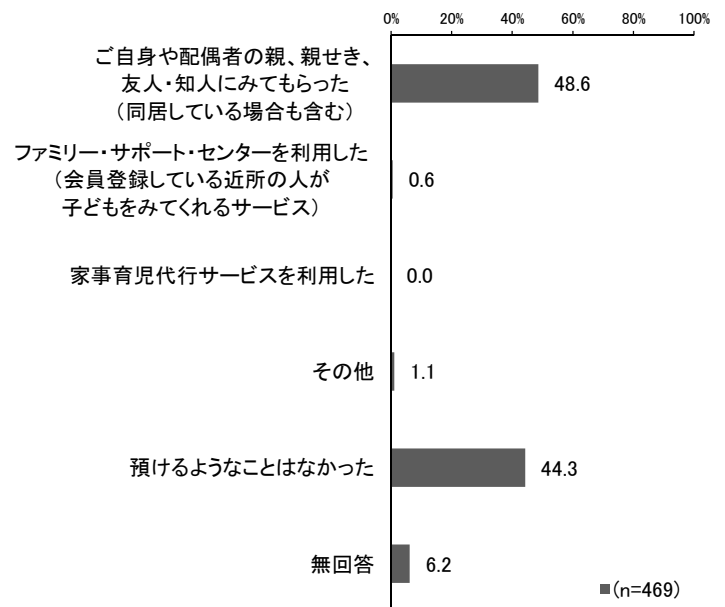
小学校就学前子ども調査で、日中の定期的な教育・保育以外に、私用、保護者の通院、不規則の就労等の目的で不規則に利用している事業については、「利用していない」の割合が78.6%と最も高く、次いで「幼稚園の預かり保育」の割合が9.5%、「一時預かり」の割合が8.4%となっています。

【小学校就学前子ども調査】



小学生調査で、私用、保護者の親の通院、不規則な就労等を理由に子どもを家族以外の誰かに一時的に預けたことがあるかについては、「ご自身や配偶者の親、親せき、友人・知人にみてもらった（同居している場合も含む）」の割合が48.6%と最も高く、次いで「預けるようなことはなかった」の割合が44.3%となっています。

【小学生調査】



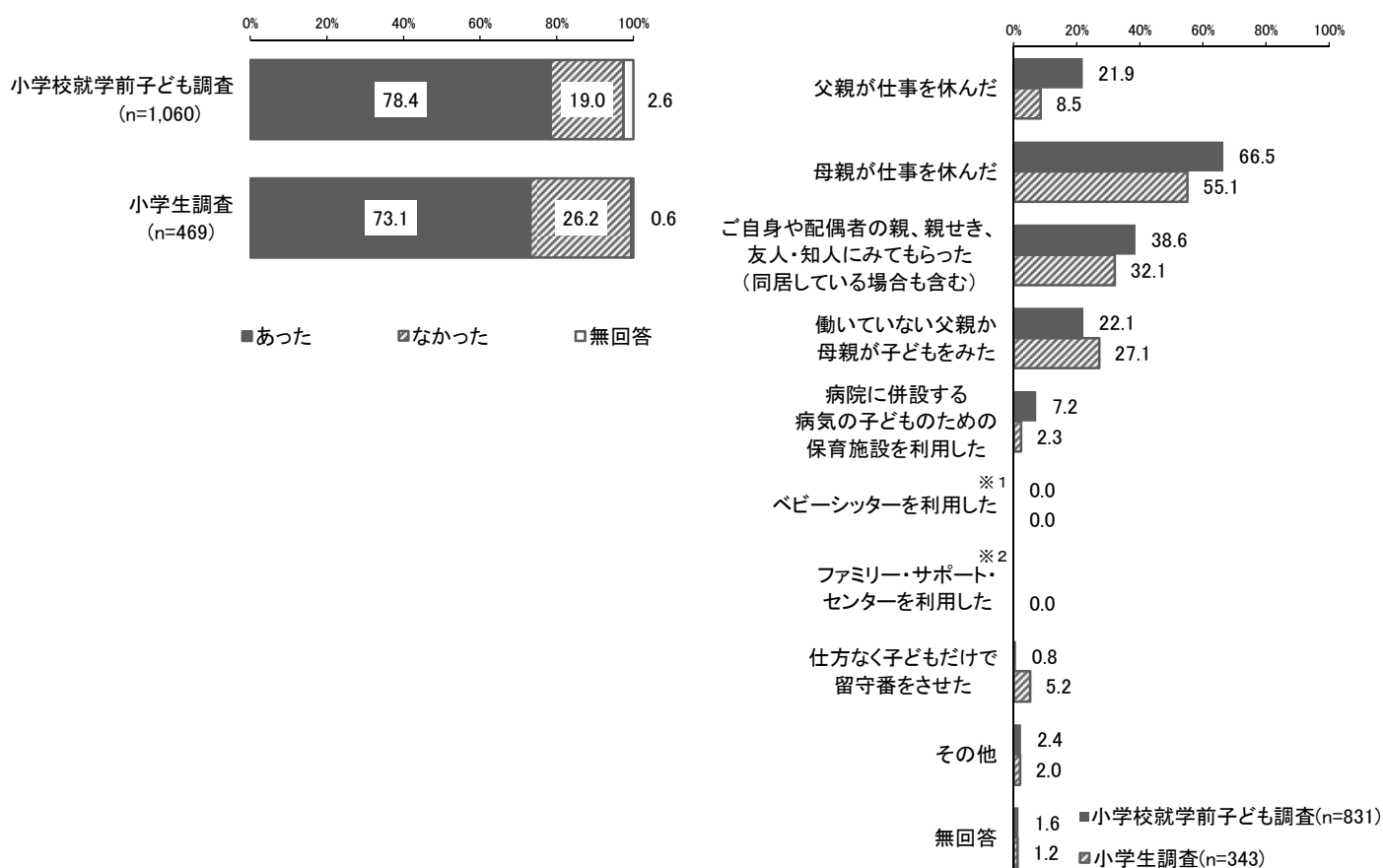
イ 直近の1年間に病気等で幼稚園や保育所の通常の事業が利用できなかったこと、小学校を休まなければならなかったことの有無とその主な対処方法

小学校就学前子ども家庭で、1年間に、子どもが病気やけがで幼稚園や保育所等の通常の事業が利用できなかったことが「あった」割合は、78.4%となっています。

また、小学生家庭で、小学校を休まなければならなかったことが「あった」割合は、73.1%となっています。

対処方法としては、小学校就学前子ども・小学生調査ともに、「母親が仕事を休んだ」の割合が最も高く（小学校就学前子ども 66.5%・小学生 55.1%）、次いで「ご自身や配偶者の親、親せき、友人・知人にみてもらった（同居している場合も含む）」（小学校就学前子ども 38.6%・小学生 32.1%）、「働いていない父親か母親が子どもをみた」（小学校就学前子ども 22.1%・小学生 27.1%）、「父親が仕事を休んだ」（小学校就学前子ども 21.9%・小学生 8.5%）の順となっています。

【小学校就学前子ども調査・小学生調査】



※1 小学生調査では「家事育児代行サービスを利用した」
 ※2 小学生調査のみの項目

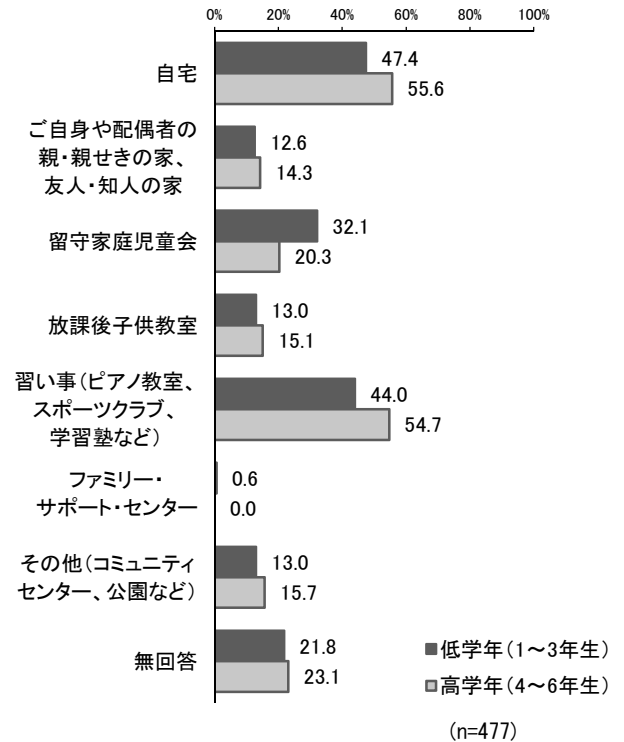
(6) 小学校就学後における放課後の過ごし方について

ア 保護者が希望する子どもが小学校に就学してからの放課後の過ごし方

5歳児の保護者が希望する小学校就学後における放課後（平日の小学校終了後）の過ごし方についてみると、低学年（1～3年生）の間は、「自宅」の割合が47.4%と最も高く、次いで「習い事」の割合が44.0%、「留守家庭児童会」の割合が32.1%となっています。

高学年（4～6年生）の間は、「自宅」の割合が55.6%と最も高く、次いで「習い事」の割合が54.7%、「留守家庭児童会」の割合が20.3%となっています。

【小学校就学前子ども調査（5歳児）】

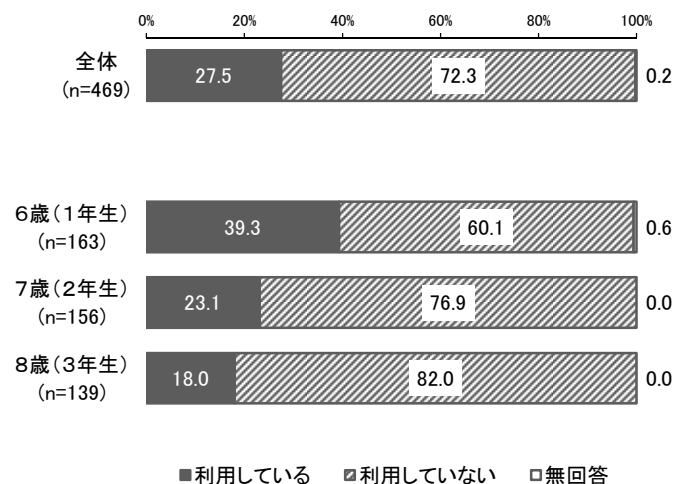


イ 放課後児童健全育成事業（留守家庭児童会）の利用状況

小学生調査における留守家庭児童会の利用状況は、「利用している」の割合が27.5%、「利用していない」の割合が72.3%となっています。

子どもの年齢別にみると、6歳（1年生）で「利用している」の割合が高く、約4割となっています。

【小学生調査】



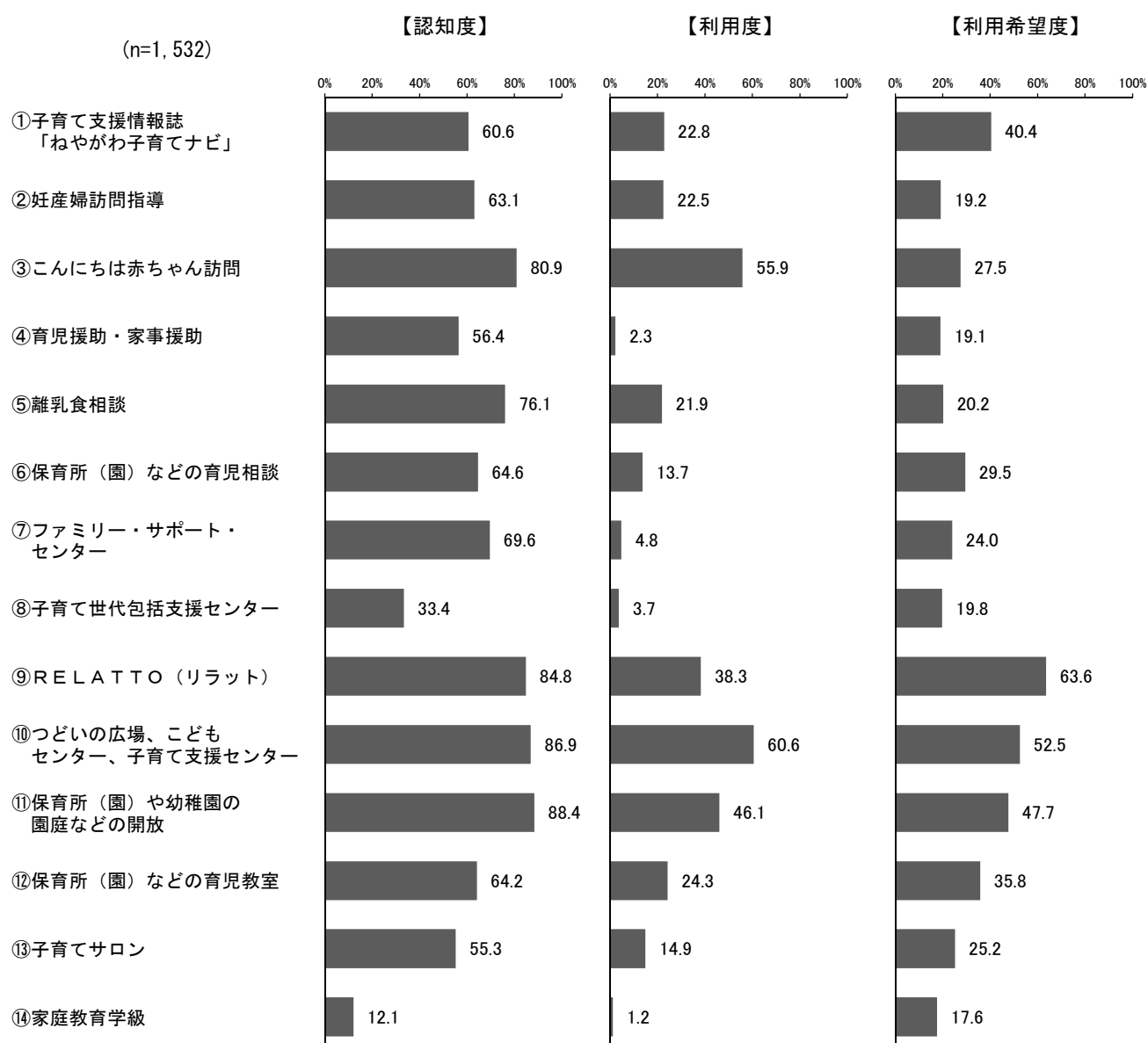
(7) 子育て支援事業の認知度・利用度・利用希望度

子育て支援事業については、「こんにちは赤ちゃん訪問」、「子育てリフレッシュ館RELATTO（リラット）（以下、「RELATTO（リラット）」という。）」、「つどいの広場、こどもセンター、子育て支援センター」、「保育所（園）や幼稚園の園庭などの開放」を「知っている」と答えた人が8割を超えています。

利用したことがある人は、「こんにちは赤ちゃん訪問」、「つどいの広場、こどもセンター、子育て支援センター」で、約6割となっています。

今後の利用希望については、「RELATTO（リラット）」、「つどいの広場、こどもセンター、子育て支援センター」で、5割を超えています。

【小学校就学前子ども調査】

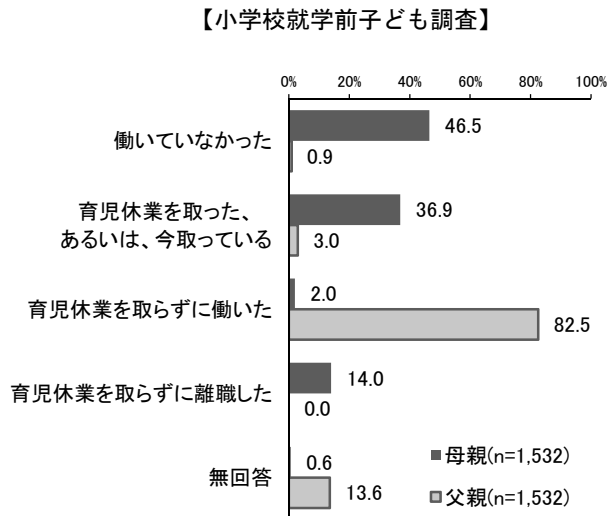


(8) 育児休業など職場の両立支援制度について

ア 育児休業の取得状況と取得期間

(ア) 育児休業の取得状況

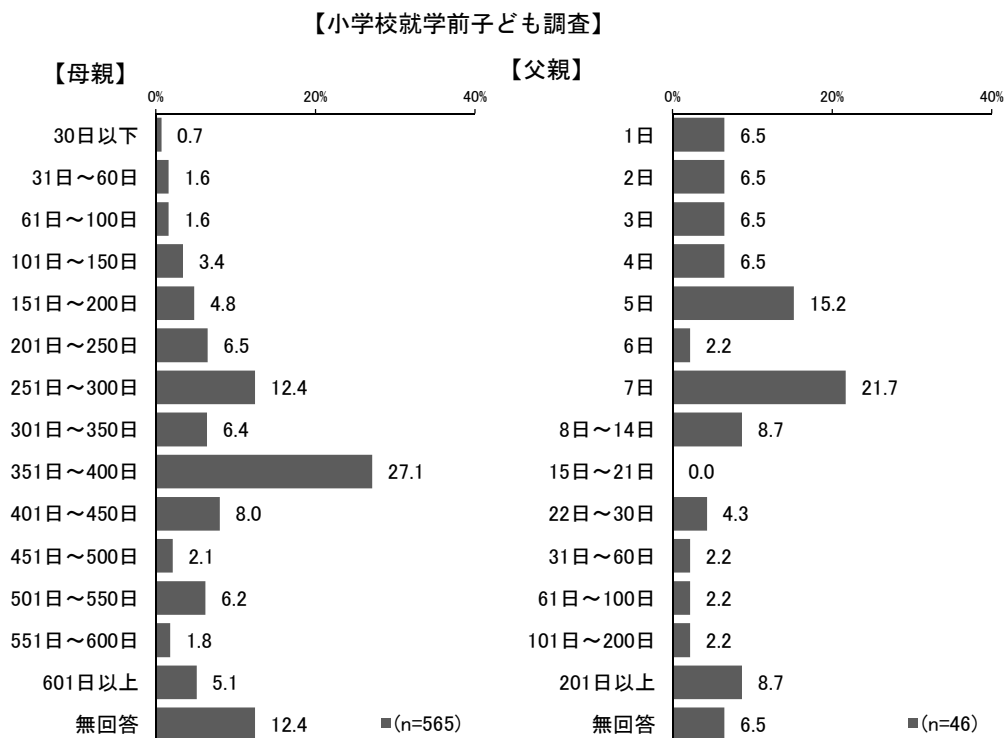
小学校就学前子ども調査において、「育児休業を取った、あるいは、今取っている」と答えた人は、母親が36.9%、父親は3.0%となっています。



(イ) 育児休業の取得期間

育児休業の取得期間は、母親については、「351日～400日」の割合が27.1%と最も高く、次いで「251日～300日」の割合が12.4%となっています。

父親については、「7日」の割合が21.7%と最も高く、次いで「5日」の割合が15.2%となっています。

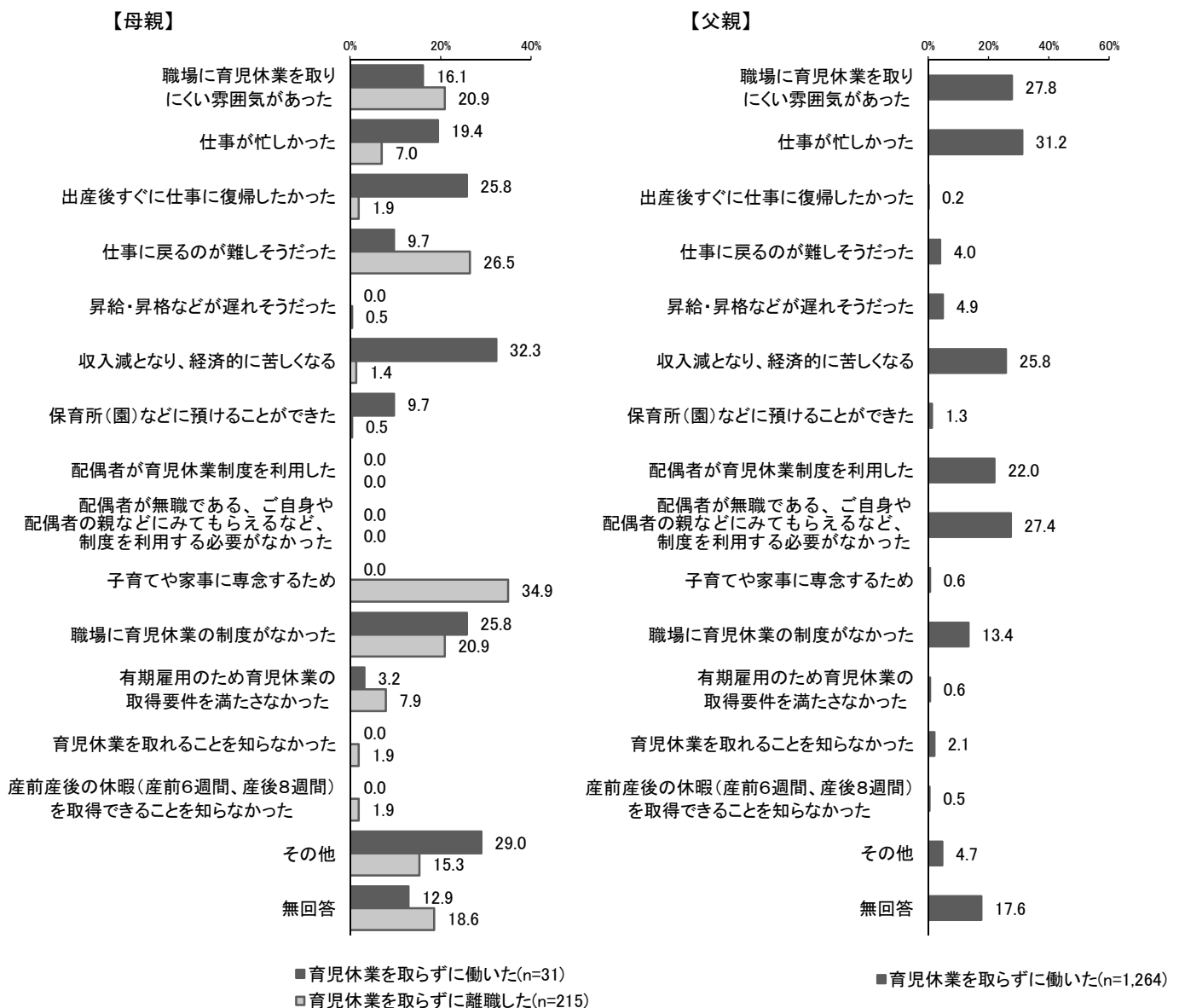


イ 育児休業を取得しなかった理由

母親が育児休業を取らずに働いた理由は、「収入減となり、経済的に苦しくなる」の割合が32.3%と最も高く、次いで「その他」の割合が29.0%、「出産後すぐに仕事に復帰したかった」と「職場に育児休業の制度がなかった」の割合がともに25.8%となっています。育児休業を取らずに離職した理由は、「子育てや家事に専念するため」の割合が34.9%と最も高く、次いで「仕事に戻るのが難しそうだった」の割合が26.5%、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」と「職場に育児休業の制度がなかった」の割合がともに20.9%となっています。

父親が育児休業を取らずに働いた理由は、「仕事が忙しかった」の割合が31.2%と最も高く、次いで「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」の割合が27.8%、「配偶者が無職である、ご自身や配偶者の親などにみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった」の割合が27.4%となっています。

【小学校就学前子ども調査】



ウ 1日あたりの子どもと過ごす平均時間

1日あたりの子どもと過ごす平均時間は、小学校就学前子ども調査の母親では、平日が8.4時間、休日が13.7時間、父親では、平日が2.3時間、休日が11.7時間となっています。

小学生調査の母親では、平日が5.6時間、休日が12.8時間、父親では、平日が2.1時間、休日が10.6時間となっています。

【小学校就学前子ども調査・小学生調査】

	母親		父親	
	平日	休日	平日	休日
小学校就学前子ども調査	8.4	13.7	2.3	11.7
小学生調査	5.6	12.8	2.1	10.6

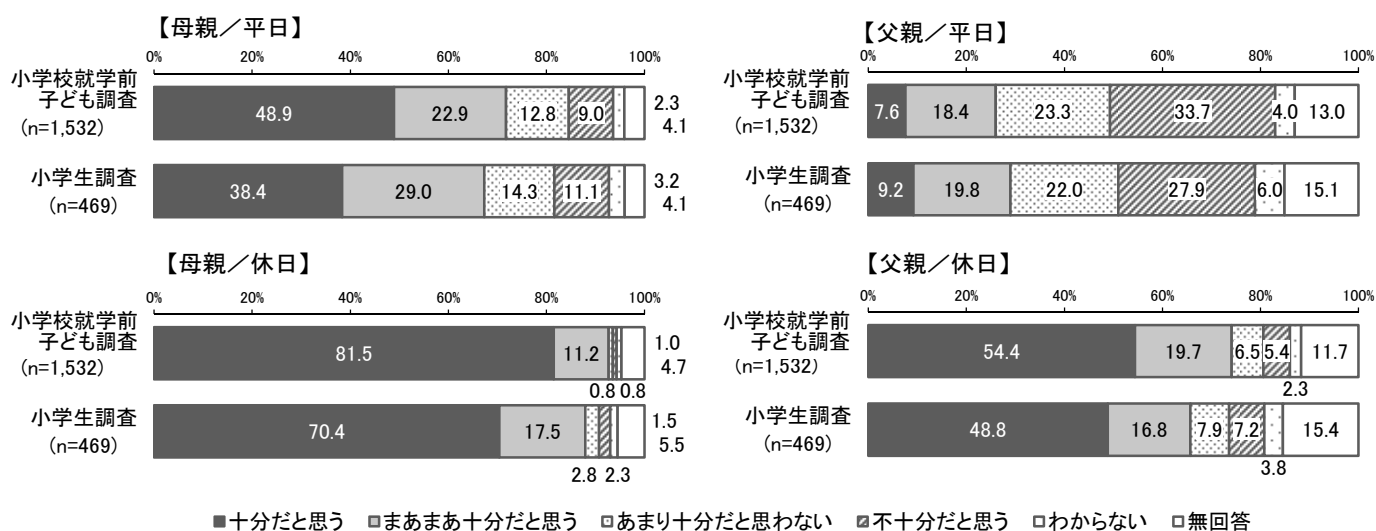
(時間)

エ 子どもと一緒に過ごす時間は十分だと思うか

子どもと一緒に過ごす時間について、「十分だと思う」又は「まあまあ十分だと思う」と答えた人の割合をみると、休日については母親で約9割（小学校就学前子ども92.7%・小学生87.9%）、父親でも約7割（小学校就学前子ども74.1%・小学生65.6%）と高くなっています。

一方、平日については、母親は約7割（小学校就学前子ども71.8%・小学生67.4%）が「(まあまあ)十分だと思う」と感じているのに対し、父親は3割未満（小学校就学前子ども26.0%・小学生29.0%）にとどまっています。

【小学校就学前子ども調査・小学生調査】



4 「寝屋川市子ども・子育て支援事業計画」の進捗状況

本市では、「子ども・子育て支援法」に基づき、「寝屋川市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、幼稚園や保育所等の整備、地域子ども・子育て支援事業の実施について、量の見込みを算出し、提供体制と確保方を定めてサービスの提供に取り組んできました。

(1) 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の進捗

平成27年度から開始された、子ども・子育て支援新制度における事業量については、国の指針に基づき、計画中間年度の平成29年度に見直しを行いました。当初見込みと実績値との差や今後の事業の方向性を勘案して見直しを行った結果、当初見込みの修正を行いました。

		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
幼稚園、認定こども園 (幼稚園部分)	在籍者数実績(人)	2,782	2,791	2,634	2,500	2,315
	当初見込み	2,650	2,719	2,720	2,689	2,645
	中間見直し				↘2,569	↘2,468
	実施箇所数実績(箇所)	14	14	21	24	29
	当初見込み	14	14	14	14	14
	中間見直し				24	24
保育所、認定こども園 (保育所部分)	在籍者数実績(人)	4,198	4,330	4,411	4,476	4,489
	当初見込み	4,242	4,265	4,249	4,209	4,159
	中間見直し				↗4,373	↗4,345
	実施箇所数実績(箇所)	42	42	43	51	52
	当初見込み	42	42	42	42	42
	中間見直し				51	51
利用者支援事業	実施箇所数実績(箇所)	2	2	2	6	6
	当初見込み	2	2	2	2	2
	中間見直し				↗5	↗5
延長保育事業	利用者数実績(人)	2,086	1,971	2,117	2,359	2,442
	当初見込み	2,207	2,205	2,206	2,207	2,208
	中間見直し				↘1,929	↘1,862
	実施箇所数実績(箇所)	42	42	42	44	44
	当初見込み	42	42	42	42	42
	中間見直し				47	47
放課後児童健全育成 事業(留守家庭児童 会)	利用者数実績(人)	1,860	2,088	2,135	2,191	2,215
	当初見込み	2,244	2,207	2,198	2,198	2,229
	中間見直し				↘2,110	↘2,163
	実施箇所数実績(箇所)	24 (45 区画)	24 (55 区画)	24 (57 区画)	24 (59 区画)	24 (62 区画)
	当初見込み	24 (41 区画)	24 (55 区画)	24 (55 区画)	24 (55 区画)	24 (59 区画)
	中間見直し				24 (57 区画)	24 (57 区画)

		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
子育て短期支援事業	利用者数実績(人)	206	175	84	126	170
	当初見込み	380	382	380	376	371
	中間見直し				△174	△173
	実施箇所数実績(箇所)	4	4	4	4	4
	当初見込み	4	4	4	4	4
	中間見直し				4	4
乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん訪問)	出生数実績(人)	1,869	1,781	1,630	1,564	1,482
	訪問数実績(人)	1,623	1,547	1,426	1,370	1,263
	当初見込み	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
	中間見直し				△1,710	△1,642
養育支援訪問事業	訪問数実績(人)	96	97	107	91	109
	当初見込み	110	110	110	110	110
	中間見直し				110	110
	委託団体数実績(団体)	4	4	8	6	10
	当初見込み	5	5	5	5	5
	中間見直し				9	9
地域子育て支援拠点事業	利用者数実績(人)	152,561	144,373	147,733	137,163	154,471
	当初見込み	178,548	175,284	174,156	172,920	171,264
	中間見直し				△152,452	△154,471
	実施箇所数実績(箇所)	12	12	12	12	12
	当初見込み	12	12	12	12	12
一時預かり事業(幼稚園の預かり保育)	利用者数実績(人)	41,699	48,732	38,453	28,495	34,473
	当初見込み	57,104	58,920	59,024	58,342	57,191
	中間見直し				△56,465	△65,722
	実施箇所数実績(箇所)	8	8	7	5	5
	当初見込み	8	8	8	8	8
一時預かり事業(保育所等の一時預かり)	利用者数実績(人)	4,985	5,250	5,191	5,590	5,614
	当初見込み	10,809	10,950	10,984	10,906	10,692
	中間見直し				△10,500	△11,340
	実施箇所数実績(箇所)	8	8	8	9	9
	当初見込み	8	8	8	8	8
病児保育事業	利用者数実績(人)	5,788	5,682	5,187	5,530	5,841
	当初見込み	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000
	中間見直し				△6,277	△6,277
	実施箇所数実績(箇所)	16	15	16	17	18
	当初見込み	16	16	16	16	16
ファミリー・サポート・センター事業	利用者数実績(人)	2,303	2,477	2,020	1,571	2,356
	当初見込み	3,114	3,095	3,083	3,057	3,070
	中間見直し				△2,416	△2,356
妊婦健康診査	対象人数実績(人)	1,902	1,733	1,704	1,571	1,578
	当初見込み	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
	中間見直し				△1,789	△1,755
	健診回数実績(回)	22,963	21,210	20,302	18,822	17,973
	当初見込み	28,000	28,000	28,000	28,000	28,000
中間見直し				20,682	19,958	

※ 「幼稚園、認定こども園(幼稚園部分)」、「保育所、認定こども園(保育所部分)」、「利用者支援事業」、「放課後児童健全育成事業(留守家庭児童会)」以外の事業の令和元年度実績は、実績見込み値です。

(2) 基本方針に基づく具体的施策（関連事業）の進捗

「寝屋川市子ども・子育て支援事業計画」においては、子ども・子育て支援施策の推進にあたり「子どもの笑顔を育むまち ねやがわ」を基本理念として、4つの基本方針を定めて、具体的施策に取り組んできました。

【基本方針ごとの事業の進捗】

	計画当初 事業数	平成 27年度		平成 28年度		平成 29年度		平成 30年度		令和 元年度		計画 最終年度 事業数
		新規	新規	廃止	新規	廃止	新規	廃止	新規	廃止		
妊娠期からの子育てを支える	19	1	0	1	0	1	3	1	0	0	20	
ひとりひとりの子どもの健やかな育ちを支える	30	3	4	1	8	0	3	1	12	1	57	
地域で子育てを支える	24	0	1	0	2	1	2	0	0	0	28	
支援が必要な家庭を支える	12	0	1	0	0	0	2	0	2	0	17	
合 計	85	4	6	2	10	2	10	2	14	1	122	

※ 関連事業には、再掲事業を含む

前期計画期間における4つの基本方針ごとの主な取組と課題は以下の通りです。

基本方針1 妊娠期からの子育てを支える

【主な取組】

- 母子ともに健やかな状況を確認し、疾病等の早期発見を行うための健康診査体制が確保できるよう、府内最高レベルの妊婦健康診査助成限度額の設定、産婦健康診査・新生児聴覚検査の助成を実施しています。
- 子育て世代包括支援センターを設置し、妊娠期から子育て期にわたって切れ目のない支援を行える体制を整備しました。子育て世代包括支援センターは、妊娠届出時に全数面接を実施し、妊娠・出産・子育てに関する相談内容を基に、それぞれに応じた支援プランを作成するとともに、保健・医療・福祉・教育等の関係機関と連携し、子どもと子育て家庭に対する包括的な支援を行っています。
- 子育てに関する情報を、「ねやがわ子育てナビ」の発行だけでなく、メール、アプリ、LINE など様々な媒体を利用して配信するとともに、乳幼児家庭全戸訪問事業や利用者支援事業が連携することで、必要な情報を必要な方に様々な手法で入手できる環境整備を行っています。
- ふらっと市民セミナーでのワーク・ライフ・バランス関連講座の開催や関連図書 の貸し出し、啓発用DVDの貸出による啓発を行うとともに、子育て中の女性を対象に就労相談を行う「出張マザーズコーナー」の開設等、女性の就労支援を行っています。

【課題】

- 母子ともに健やかな状況を確認し、疾病等の早期発見を行うための健康診査が確

保できるよう、事業の継続実施が必要です。また、必要な支援が提供できるよう、専門職の資質の向上が必要です。

- 支援の質を高めるためには、面接時のアセスメント基準の明確化や適切な支援につなぐマネジメント機能の強化が必要です。安心して出産、育児に取り組めるよう、子育て世代包括支援センターを基盤に関係機関と連携することが必要です。
- メール、アプリ、LINEなどの活用により子育てに関する情報は取得しやすくなっていますが、積極的に情報を取得しない家庭やできない家庭にも情報を伝え、各種子育て支援施策につなげることが必要です。
- ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、若い世代や男性の参加を促す講座の実施や周知に取り組むことが必要です。

基本方針2 ひとりひとりの子どもの健やかな育ちを支える

【主な取組】

- 民間保育所等の定員増、定員の弾力化を活用し、平成26年度から6年連続4月1日時点の待機児童0人を達成しました。また、年間を通じた待機児童の解消に向け、より一層深刻化する保育士不足に対応するため、市独自の処遇改善、保育士宿舍借り上げ支援などを盛り込んだ「待機児童ZEROプラン」を策定し、保育士確保のための様々な方策と保育士が働きやすい環境づくりの整備を行い、平成30年度は、年間を通じて待機児童0人を達成しました。
- 放課後児童健全育成事業（留守家庭児童会）は、対象学年の拡大、開所時間の延長、土曜日開所の拡充を順次行いました。
- 児童発達支援センターや児童発達支援事業所による支援を実施するとともに、幼稚園、保育所等における発達支援を実施しています。

【課題】

- 幼児教育・保育の無償化実施により、子育て中も働き続ける女性の増加などを背景とした保育ニーズの高まりに対応し、年間を通じた待機児童の解消に取り組むことが必要です。また、引き続き、保育士等の確保方策を図るとともに、将来を見据え、保育の質の向上を図ることが必要です。
- 放課後児童健全育成事業（留守家庭児童会）における保育環境の向上を図るため、余裕教室の確保や指導員の確保が必要です。
- 児童発達支援センターや児童発達支援事業所間の連携により、発達障害児や医療的ケア児等、一人ひとりの多様な状態に応じた支援の充実が必要です。また、女性就業率の上昇に伴う保育所等の利用児童の増加及び児童発達支援センターとの併行通園ニーズの増加に対応するための支援体制の充実が必要です。

基本方針3 地域で子育てを支える

【主な取組】

- 市内外から利用可能な屋内遊びスペースや24時間予約可能な一時預かりなどの機能を有する子育て総合支援拠点である「RELATTO（リラット）」を設置し運営しています。

- 子育てに関する施設と、各種子育て支援の事業が連携し実施することで、子育て世代の様々なニーズを捉えた子育て支援を行っています。
- 妊娠・出産から子育てに関する情報提供、子育て支援施設への同行、個々の家庭状況に応じた子育てに関する様々な相談を実施することで、子育てに関する不安や負担感の軽減につながる支援を行っています。
- 乳幼児を連れた保護者が外出しやすいような環境整備を行うとともに、地域の子育て支援に関心のある人材を育成し、地域の子育て支援の充実を行っています。

【課題】

- 定住促進を図るため、RELATTO（リラット）の利用について、市民の利用を優先しつつ、市外からより多くの方に利用してもらい、市の子育て支援や魅力をPRする取組が必要です。また、地域の子育て支援拠点と連携を密にし、利用者の増加につなげる取組が必要です。
- 子育てに関する施設、事業を自ら積極的に利用できない方にも、利用してもらう働きかけが必要です。
- 子育てに関する不安があり、支援が必要な家庭すべてに支援を行う必要があります。
- 子育てしやすい環境を一層充実するため、子育て支援を行う人材の発掘、育成を行う必要があります。また、求められる支援内容が多様化、複雑化する中、支援を行う人材に対し研修などを通じて継続的な資質向上が必要です。

基本方針 4 支援が必要な家庭を支える

【主な取組】

- 児童虐待の未然防止や早期発見、早期対応を図るため、要保護児童対策地域協議会の充実を図るとともに、児童虐待防止のための研修・啓発の実施や相談体制・ケース対応の充実を図るなど、児童虐待防止対策の充実に努めています。
- すべての子どもが心身ともに健やかに育つために、母子・父子自立支援員の配置や各種事業（地域就労支援、母子家庭等自立支援教育訓練給付金や母子家庭等高等職業訓練促進給付金の支給、自立支援プログラムの策定・推進、母子生活支援施設への入所支援、母子・父子・寡婦福祉資金貸付、ひとり親家庭医療費の助成、子どもの養育支援事業等）を実施し、ひとり親家庭等の自立支援を行っています。

【課題】

- 児童虐待の発生予防、早期発見及び子どもとその家族への適切な援助を引き続き行うために、関係機関との連携をより一層強化し、妊娠期からの切れ目のない支援を充実していくことが必要です。
- 母子・父子自立支援員が各家庭の事情に合わせた最適な支援・サービスを提供し、自立に向けたきめ細かな対応と子どもへの必要な支援を行うことが必要です。
- 子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右され、経済的困難な状況が世代を超えて連鎖することがないよう、子どもの貧困対策の取組を国・大阪府と連携し推進することが必要です。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

本市の子ども・子育て支援施策の推進にあたり、目指すべき基本理念を次のとおりとします。

子どもの笑顔を育むまち ねやがわ

子ども期は、人の生涯の中でも最も成長・発達が著しい時期であり、子どもが個性を形成し、社会性を発達させる時期です。子ども・子育てをめぐるのは、子どもの数の減少、核家族化、地域の間関係の希薄化などが、子どもの育ちや親自身の成長を含めた子育てに影響を及ぼし、子どもの心身の成長発達上の問題や親の育児不安、ストレスなどにつながる恐れがあります。

次代を担う子どもたちの健やかな育ちと子育てを支えることは、ひとりひとりの子どもや保護者の幸せにつながることはもとより、持続可能な社会の成長ならびに活力のある地域づくりに欠かせないことです。

保護者が子育てに対しての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、幼稚園、保育所、認定こども園、学校、地域、職場などの社会のあらゆる分野における人々が相互協力して、子どもの最善の利益の尊重と心身の健やかな成長を支える必要があります。

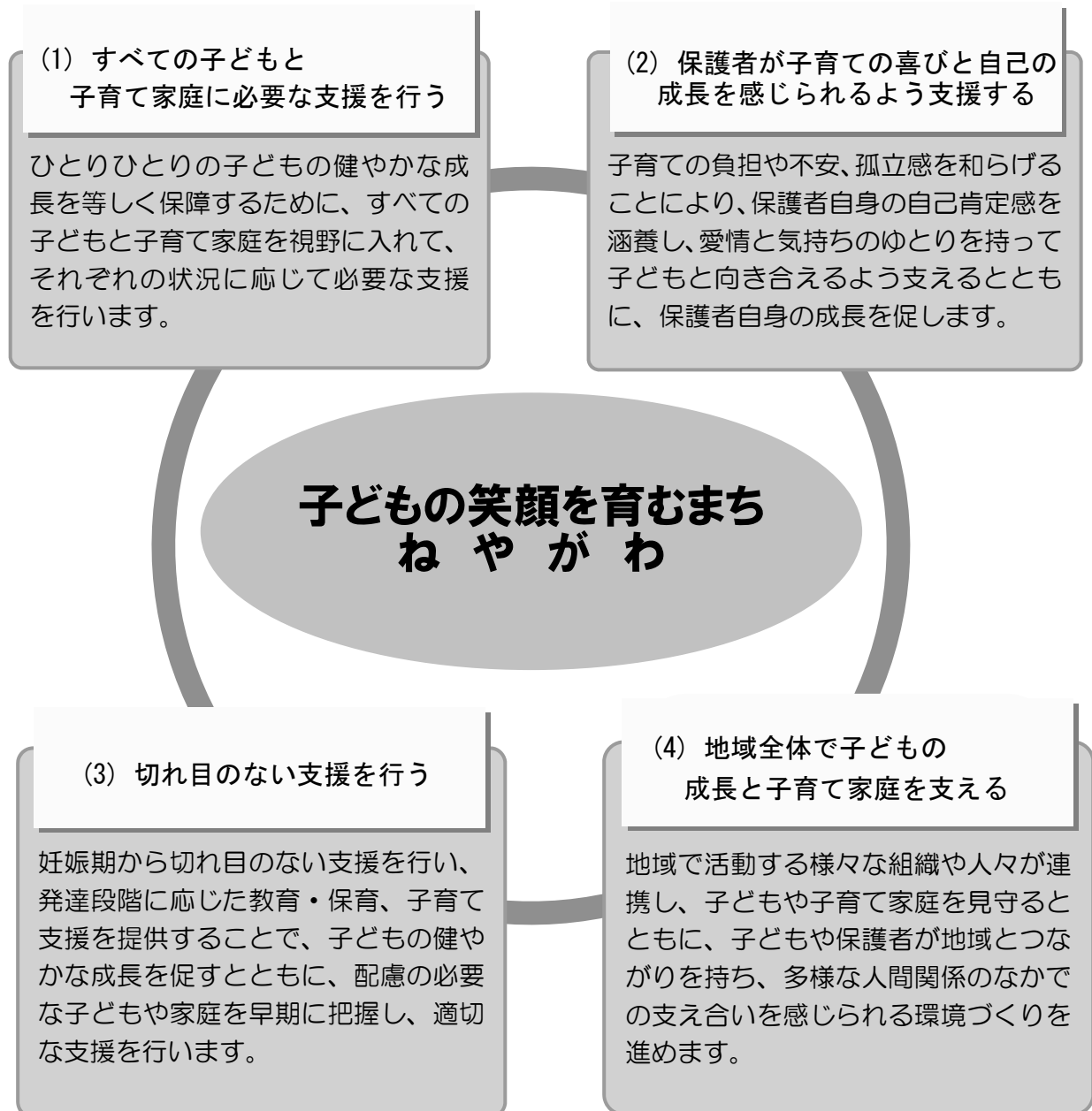
すべての子どもが、愛情豊かな人間関係のなかで、笑顔で健やかに成長し、将来に向けての夢と希望を描けるよう、第1期計画から引き続き、子ども・子育て支援施策を推進します。



2 基本的な視点

子どもと子育て家庭を取り巻く状況の変化を理解して、社会のあらゆる分野における構成員がそれぞれの役割を果たすとともに、相互協力して子どもと子育て家庭を支える必要があります。

本計画では、次の4つを基本的な視点として、子ども・子育て支援の取組を行います。



3 基本方針

基本理念を実現するために、次の4項目を基本方針とし、施策を総合的に推進します。

基本方針1 妊娠期からの子育てを支える

妊産婦や乳幼児、その家庭の状況に応じて、妊娠期から出産期、子育て期まで切れ目なく、健康と子育ての両面から継続的・包括的な支援を行うことで、すべての子どもにとって良好な生育環境の実現を図ります。

また、子どもの保護者が男女とも、仕事と子育ての両立が実現でき、子育ての喜びと自己の成長を実感し、人生を豊かに送ることができるよう、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を推進します。

基本方針2 ひとりひとりの子どもの健やかな育ちを支える

すべての子どもが、ひとりひとりの特性を成長の源泉として、自らの個性を育むとともに成長段階に応じた社会性を身につけられるよう「子育ち」の視点に立って、教育・保育の環境づくりを推進するとともに、保護者の保育ニーズに寄り添った施策を推進します。

また、配慮が必要な子どもに対しては、保護者や事業所等だけでなく地域ぐるみで、障害や疾病への理解や支援スキルの向上を図り、ひとりひとりの状況に応じた適切な対応や支援ができる環境をつくります。

基本方針3 地域で子育てを支える

子育ては次代の担い手を育成する営みであるという観点に立ち、子どもが育つ身近な地域で、保護者と子どもが見守られつつ、必要な支援が受けられるような地域社会と安全・安心の地域環境づくりを進めます。

また、地域のなかで多様な人材や活動の連携を推進して、地域の教育力の向上に取り組みます。

基本方針4 支援が必要な家庭を支える

家族関係や経済状況等の置かれた環境等において特に配慮が必要な子どもや保護者に対しては、寄り添い型の継続的な支援を実施します。子どもの最善の利益を考慮するとともに、適切な保護者支援を行うことで、家庭の養育力の向上を図ります。

第4章 施策の展開

1 施策体系

【基本理念】

【基本方針】

【具体的施策の方向】



【関連事業】

(1) 母子保健の推進

- 妊婦健康診査 ●妊婦歯科健康診査 ●子育て世代包括支援センター事業
- 母子健康手帳交付(妊娠届出の受理) ●予防接種事業 ●乳幼児健康診査
- 乳幼児保健歯科教室 ●母子保健訪問指導 ●母子保健教室
- 母子保健相談 ●食育推進事業 ●子ども医療費の助成 ●不育症治療費助成
- 特定不妊治療支援事業 ●小児慢性特定疾病医療費助成
- 小児慢性特定疾病児童等自立支援事業 ●産後ケア事業 ●産婦健康診査事業
- 新生児聴覚検査事業

(2) 子育てに関する情報提供の充実

- ねやがわ子育てナビ ●子育て情報配信サービス
- 乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん訪問) ●利用者支援事業

- ワーク・ライフ・バランスに関する啓発 ●父子健康手帳交付事業 ●パパママ体験教室・プレママ教室

(1) 小学校就学前子どもの教育・保育の充実

- 幼児期の教育(幼稚園、認定こども園) ●一時預かり事業(幼稚園型)
- 一時預かり事業(幼稚園型)の無償化事業 ●私立幼稚園副食費補足給付
- 特色ある幼稚園づくり事業 ●保育(保育所、認定こども園)
- 幼児教育・保育の無償化事業 ●地域型保育事業 ●保育士バンク事業
- 食物アレルギー対策事業 ●保育コンシェルジュの配置 ●待機児童ZEROプランR
- 幼児教育アドバイザーの配置 ●外国につながる幼児への支援・配慮

(2) 多様な保育の提供

- 延長保育事業 ●一時預かり事業(幼稚園型)(再掲) ●一時預かり事業(幼稚園型)の無償化事業(再掲)
- 夜間保育事業 ●休日保育事業 ●一時預かり事業(幼稚園型を除く)
- 子育て短期支援事業(ショートステイ等) ●病児保育事業 ●ファミリー・サポート・センター事業
- 一時預かり等の無償化事業 ●外国につながる幼児への支援・配慮(再掲)

(1) 放課後の居場所づくりの推進

- 放課後児童健全育成事業(留守家庭児童会) ●放課後子供教室推進事業 ●子ども食堂支援事業

(2) 幼・保・小の連携強化

- 教育に関する調査研究事業 ●小学校就学前子どもと小学生との交流
- 英語村(英語力向上プラン)事業

- 児童発達支援センター(あかつき・ひばり園)における早期療育・訓練・相談事業 ●児童発達支援事業(どんぐり教室等) ●放課後等デイサービス事業 ●障害児保育 ●巡回相談 ●居宅介護 ●移動支援事業 ●保育所等訪問支援 ●就学相談等小学校との連携 ●短期入所 ●サポート手帳の活用 ●寝屋川市自立支援協議会の機能の充実 ●子ども用補聴器電池交換費用助成事業 ●難聴児補聴器等交付事業 ●小児慢性特定疾病医療費助成(再掲) ●小児慢性特定疾病児童等自立支援事業(再掲)

- 地域子育て支援拠点事業 ●利用者支援事業(再掲) ●幼稚園の地域開放、ふれあい文庫
- 子ども読書活動の推進 ●地域子育て支援事業 ●乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん訪問)(再掲)
- 子育て応援サポーター事業 ●子育て応援リーダー事業 ●ねやがわ☆子育てスタート応援クーポン交付事業
- 子育てリフレッシュ館の運営 ●子育て世代包括支援センター事業(再掲)

- 乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん訪問)(再掲) ●子育て応援サポーター事業(再掲)
- 子育て応援リーダー事業(再掲) ●養育支援訪問事業 ●育児援助・家事援助事業
- こども相談 ●家庭教育サポーター派遣事業 ●家庭教育学級事業 ●子ども家庭総合支援拠点事業

- 地域における子育て支援 ●ファミリー・サポート・センター事業(再掲) ●子育て応援リーダー事業(再掲)
- 子育て支援グループの育成 ●地域人材との連携 ●子どもの安全対策(地域の見守り活動) ●赤ちゃんの駅
- 子ども食堂支援事業(再掲)

- 要保護児童対策地域協議会 ●こども相談(再掲) ●子育て短期支援事業(ショートステイ等)(再掲)
- 子ども家庭総合支援拠点事業(再掲)

- 母子生活支援施設への入所支援 ●児童扶養手当の支給 ●母子・父子自立支援員による相談の充実
- 自立支援プログラムの策定(地域就労支援) ●母子家庭等自立支援教育訓練給付金の支給
- 母子家庭等高等職業訓練促進給付金の支給 ●母子父子寡婦福祉資金貸付制度 ●ひとり親家庭等日常生活支援事業
- 母子家庭等就業・自立支援センター事業 ●ひとり親家庭医療費の助成 ●子どもの養育支援事業
- 保育所保育料等算定に係る寡婦(寡夫)控除のみなし適用

- 【教育の支援】●幼児教育・保育の無償化事業(再掲) ●幼児教育アドバイザーの配置(再掲) ●スクールソーシャルワーカーの配置 ●児童生徒支援人材の配置 ●キャリア教育 ●特別支援教育就学奨励費負担等 ●義務教育段階の就学援助 ●生活保護制度に係る高等学校等就学費の支給 ●生活保護世帯の高校生等のアルバイト収入等の収入認定除外 ●生活保護受給世帯の子どもの学習塾等費用の収入認定除外 ●生活保護制度に係る進学準備給付金 ●生活困窮世帯等の子どもに対する学習支援 ●中学校夜間学級就学奨励費の支給

※【生活の安定に資するための支援】【保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援】【経済的支援・その他支援】は次ページに記載

(子どもの貧困対策の推進【関連事業】続き)

【生活の安定に資するための支援】

- 乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん訪問)(再掲)
- 子育て応援サポーター事業(再掲)
- 子育て世代包括支援センター事業(再掲)
- 養育支援訪問事業(再掲)
- 養育支援訪問 育児援助・家事援助事業
- 母子生活支援施設への入所支援(再掲)
- 家庭教育サポートチーム派遣事業
- 家庭教育学級事業(再掲)
- ひとり親家庭医療費の助成(再掲)
- ひとり親家庭の優先利用
- 放課後児童健全育成事業(留守家庭児童会)(再掲)
- 放課後子供教室推進事業(再掲)
- 子育て短期支援事業(ショートステイ等)(再掲)
- 生活困窮世帯等の子どもに対する学習支援(再掲)
- キャリア教育(再掲)
- スクールソーシャルワーカーの配置(再掲)
- 子ども食堂支援事業(再掲)
- 青少年の居場所づくり事業
- 食育の推進に関する支援
- 生活困窮者住居確保給付金

【保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援】

- 母子家庭等自立支援教育訓練給付金の支給(再掲)
- 母子家庭等高等職業訓練促進給付金の支給(再掲)
- 母子家庭等就業・自立支援センター事業(再掲)
- 生活保護制度に係る就労自立給付金
- 生活困窮者自立相談支援事業
- 生活困窮者就労準備支援事業
- 生活保護制度に係る被保護者就労支援事業

【経済的支援・その他支援】

- 児童手当の支給
- 児童扶養手当の支給(再掲)
- 子どもの養育支援事業(再掲)
- 母子・父子自立支援員による相談の充実(再掲)
- 自立支援プログラムの策定(地域就労支援)(再掲)
- 母子家庭等自立支援教育訓練給付金の支給(再掲)
- 母子家庭等高等職業訓練促進給付金の支給(再掲)
- 母子父子寡婦福祉資金貸付制度(再掲)
- ひとり親家庭等日常生活支援事業(再掲)
- JR通勤定期乗車券割引証明書の交付
- 生活困窮者自立相談支援事業(再掲)
- 要保護児童対策地域協議会(再掲)
- こども相談(再掲)
- 利用者支援事業(再掲)
- スクールカウンセラーの配置
- スクールソーシャルワーカーの配置(再掲)
- 青少年の相談窓口



2 基本方針における具体的施策

各基本方針に基づき、今後の方向と関連事業を位置づけ、市の役割について計画を推進していくものとしています。

基本方針 1 妊娠期からの子育てを支える

1 安心して子どもを産むことができる環境づくり

(1) 母子保健の推進

妊娠期から産前・産後の女性の身体には大きな変化が起こります。健康で無事な出産を迎えるためには、日常生活、栄養、環境その他いろいろなことに気を配る必要があることから、定期的な健康診査や専門家の保健指導を受けて、その人の状況に応じた働き方ができるような職場環境の整備が必要です。

近年は、ひとりの女性が産む子どもの数が減少し、母親自身のきょうだいの数も少なくなっていることから、大人になるまでに乳幼児に接した経験がない人が増えています。そのため、乳幼児の扱い方が分からない、子育てに不安や負担感が大きいといったことが起こる背景ともなっています。

妊娠期から子育て期にわたって切れ目なく包括的な支援を行う子育て世代包括支援センターが中心となり、妊産婦、乳幼児、父親を含む家庭全体についての情報を一元的に収集、蓄積することにより、様々な関係機関との連携と効果的な支援が可能となります。

妊娠・出産・子育てのリスクの有無にかかわらず、すべての妊産婦、乳幼児とその家庭を対象に予防的な視点と利用者の立場に立った支援を行います。

【関連事業の概要】

No	事業名	事業の概要等	担当課
1	妊婦健康診査	妊婦及び胎児の健康状態の確認及び経済的な負担軽減を目的に、医療機関及び助産院における妊婦健康診査の受診に対し、最大 14 回まで費用の一部を助成しています。	子育て支援課
2	妊婦歯科健康診査	妊婦のむし歯・歯周病の早期発見と母子の歯科疾患予防を目的として実施しています。 妊娠届出時の面談の場を活用し、事業の周知を図るとともに受診勧奨を行い、受診率の向上を図っています。	子育て支援課
3	子育て世代包括支援センター事業	保健福祉センター及びRELATTO(リラット)に設置した子育て世代包括支援センターにおいて、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を行っています。 本市の独自の取組として、妊娠期からの母乳育児支援を実施しています。	子育て支援課

No	事業名	事業の概要等	担当課
4	母子健康手帳交付 (妊娠届出の受理)	母子の健康管理を目的として、母子健康手帳を交付しています。 子育て世代包括支援センターにおいて、妊娠届出時に保健師・助産師による面談を行うことで、家庭環境や心身の健康に課題のある妊婦の把握を行い、出産前からの関わりを深めることで出産後の養育支援につなげています。	子育て支援課
5	予防接種事業	伝染の恐れのある疾病の発生及びまん延を予防することを目的として、予防接種を実施しています。 定期接種ワクチンの追加や接種期間の変更について広報誌・ホームページ、個別通知等での周知・啓発に努め、接種率の向上を図っています。 引き続き、年少児インフルエンザワクチン接種費用の助成を行います。	子育て支援課
6	乳幼児健康診査	疾病・障害・育児不安等の早期発見、早期対応及び予防を目的に、医師、歯科医師、保健師、栄養士、歯科衛生士、心理相談員等による診察、保健指導等を行っています。 中核市移行に伴い、小児慢性特定疾病児などの支援に関する業務が引き継がれたため、経過観察健診にて療育相談を行います。	子育て支援課
7	乳幼児保健歯科教室	むし歯の予防、早期発見及び早期治療を目的に、乳幼児とその保護者を対象に、教室等を行っています。 事業の周知・啓発に努め、参加率の向上を図っています。	子育て支援課
8	母子保健訪問指導	家庭で保健指導をする必要のある乳幼児とその家族を対象に保健師等が訪問して個別指導を行っています。 こんにちは赤ちゃん訪問や養育支援訪問等と連携し、妊婦・乳幼児の健康の保持及び増進に努めています。	子育て支援課
9	母子保健教室	母体の保護及び乳幼児の健康の保持・増進、生活習慣づくり及び育児支援のため、必要な情報の提供及び実技・実習・仲間づくりを行っています。 育児教室等を開催するとともに、地域における保護者の交流の場へも専門職を派遣し、育児支援に努めています。	子育て支援課
10	母子保健相談	母親及び乳幼児並びにその家族を対象に、心身の発育発達、離乳食、生活習慣づくり、母乳育児等育児全般について、保健師、栄養士、歯科衛生士等による個別相談を行っています。	子育て支援課

No	事業名	事業の概要等	担当課
11	食育推進事業	食育推進計画を包含した「健康増進計画」と整合性を図りながら、食育の推進に取り組みます。 「かみかみの日」のロゴマークを使用した物品の配布及び適塩を推進する事業を実施し、広く市民への周知・啓発を図ります。	保健総務課
12	子ども医療費の助成	0歳から18歳(年齢到達後の最初の年度末まで)の方の健康保険適用により診療を受けた時の自己負担額の一部を助成しています。	保険事業室
13	不育症治療費助成	受診者の経済的負担の軽減を図るため、治療に要した医療保険適用外の費用の一部助成を行っています。	保険事業室
14	特定不妊治療支援事業	受診者の経済的負担の軽減を図るため、指定医療機関において不妊治療に要した費用の一部助成を行っています。	保険事業室
15	小児慢性特定疾病医療費助成	小児慢性特定疾病にかかっている児童に対し、健全育成の観点から、患児家庭の医療費の負担軽減を図るため、治療に係る医療費の自己負担分の一部の助成を行っています。	保険事業室 子育て支援課
16	小児慢性特定疾病児童等自立支援事業	小児慢性特定疾病児童等及びその家族に対し、情報の提供や相談等の支援を行い、また関係機関との連絡調整を行うことで、長期にわたり療養を必要とする児童等の健全育成及び自立(律)促進を図っています。	子育て支援課
17	産後ケア事業	妊娠・出産、子育てに関する悩み等に対し、保健師等の専門職が相談支援・育児支援を行うとともに、医療機関等と連携した母子支援を実施しています。 非課税世帯等への利用負担の軽減を図るとともに、多様なニーズに対応できるようショートステイ型とデイサービス型を実施し、連携した母子支援を実施しています。	子育て支援課
18	産婦健康診査事業	産後うつ予防や新生児への虐待予防等のため、産後の初期段階における母子に対する支援を強化できるよう、産後2週間・1か月頃の受診費用の一部を助成しています。 2回の受診を促進し、健診結果に応じて産後ケアや直接的な支援につなげる体制づくりを図っています。	子育て支援課
19	新生児聴覚検査事業	保護者の経済的負担の軽減を図るとともに、聴覚障害のある児を出生後早期に発見し、療育につなげ、音声言語発達等への影響を最小限にとどめるため、新生児聴覚検査に係る費用を助成しています。	子育て支援課

(2) 子育てに関する情報提供の充実

本市では、様々な子育て支援事業を行っていますが、小学校就学前子ども調査では、ほとんどの保護者に認知されている事業がある一方で、認知が不十分な事業もあります。「ねやがわ子育てナビ」(冊子版・Web版)を中心に、総合的な子育て情報の発信を行っていますが、小学校就学前子ども調査では、同サービスの利用経験者は3割未満という実態もあります。また、積極的に情報を収集して活用している人と、そうでない人との差が大きいという傾向がみられます。

多様な媒体・手法による情報発信を充実するとともに、乳児家庭全戸訪問事業などのアウトリーチの機会を通じた情報提供にも注力して、必要な人に必要な情報が届くよう取組を進めます。

【関連事業の概要】

No	事業名	事業の概要等	担当課
20	ねやがわ子育てナビ	毎年、「ねやがわ子育てナビ」(冊子・Web版)を発行・更新し、子育てに関する総合的な情報提供を実施しています。 掲載内容及び配布先の精査を行い、効率的かつ効果的な情報提供に努めています。	子育て支援課
21	子育て情報配信サービス	子育てに関する情報を携帯端末等に配信することで、子育て家庭が必要な情報を手軽に入手できるようにしています。 情報配信サービスの周知を図り、より多くの子育て情報を配信できるよう努めています。また、アプリ、LINEなどによる情報配信等もあわせて、利用者ニーズに即した効果的な情報配信を行っています。	子育て支援課 子育てリフレッシュ館
22	乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん訪問)	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、乳児と保護者の状況及び養育環境の把握を行い、子育てに関する情報提供とともに、支援が必要な家庭に対して適切な子育て支援へつなげています。 訪問員連絡会を定期的の実施し、研修などを通じて訪問員の資質向上を図っています。	子育て支援課
23	利用者支援事業	子どもやその保護者に身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び相談対応・助言とともに、必要に応じて関係機関との連絡調整を行い支援につなげています。 RELATTO(リラット)の子育てコンシェルジュや他機関との連携による支援を充実させるとともに、地域の子育て支援に対するニーズの把握に努めています。	子育て支援課 子育てリフレッシュ館 保育課

2 ワーク・ライフ・バランスの推進

家事や子育てと仕事を両立して働きたいと希望する女性は増えており、男性も仕事だけでなく家族との時間や個人の生活を充実させたいと思っています。また、介護が必要な家族を抱えていたり、ボランティアや趣味の活動を重視したりする人も増えているなど、仕事と生活を調和させて充実した人生を送るワーク・ライフ・バランスに対する関心は高まっています。

社会の高齢化と人口減少は働き手が少なくなることにつながります。社会全体の活力を維持するためには、働きたい気持ちがあれば、その人の状況に応じた働き方ができるような職場環境の整備が必要です。

ニーズ調査の結果をみると、育児休業を取らずに離職した母親（全体の14.0%）の離職理由として「仕事に戻るのが難しそうだった」（26.5%）、「職場に育児休業の制度がなかった」（20.9%）、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」（20.9%）を挙げている人がいます。一方で、育児休業を取らずに働いた父親（全体の82.5%）のうち27.8%が「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」と回答しています。

保護者が男女ともに子どもや子育てに向き合い、家庭における子育ての負担や不安を分かち合える環境づくりを推進していきます。

【関連事業の概要】

No	事業名	事業の概要等	担当課
24	ワーク・ライフ・バランスに関する啓発	<p>育児・介護休業制度の利用や労働時間の短縮等、子育て中も就労を継続できるよう、事業主や労働者、市民に対する啓発を行っています。</p> <p>性別・年齢に関わりなく、幅広い市民が参加、利用できる内容の創意工夫や利便性の向上に努めています。</p> <p>父親の育児参加や育児休業取得を促進する情報発信やパパママ教室等の父親も参加しやすい講座・イベントを開催し、意識啓発に努めています。</p>	<p>人権文化課</p> <p>産業振興室</p> <p>子育て支援課</p> <p>子育てリフレッシュ館</p>
25	父子健康手帳交付事業	<p>妊娠期からの父親の育児参加を促進するため、父親向けに育児方法を記載した手帳を作成し、妊娠届出時に交付しています。</p> <p>子育て世代包括支援センター開始に伴い、助産師・保健師と面接の際に、手帳について説明することで、父親の育児参加への意識喚起を行っています。</p>	子育て支援課
26	パパママ体験教室・プレママ教室	<p>健康でよいお産をするために、妊娠、出産、育児等について学び、沐浴実習や妊娠体験などの実習やグループワークを行っています。</p> <p>支援が必要な妊婦等には、子育て世代包括支援センター等との連携を密にして必要な支援につなげています。</p>	子育てリフレッシュ館

基本方針 2 ひとりひとりの子どもの健やかな育ちを支える

1 子どもの育ちの場の充実

(1) 小学校就学前子どもの教育・保育の充実

幼児期は、生涯にわたる人間形成の基礎が培われる極めて重要な時期であり、幼児は、生活や遊びといった直接的・具体的な体験を通して、情緒的・知的な発達、あるいは社会性を涵養し、人間として、社会の一員として、より良く生きるための基礎を獲得していきます。また、知的・感情的な面でも、人間関係の面でも、日々急速に成長する時期でもあるため、この時期に経験しておかなければならないことを十分に行わせることは、将来、充実した生活を送る上で不可欠なことです。

子どもの健やかな成長のために、幼児期にあたる就学前の教育の重要性を認識して、発達段階に応じた質の高い教育・保育の提供が必要です。

子育て中も働き続ける女性の増加などを背景とした保育ニーズの高まりに対応するため、本市では、既存保育所等の定員増や定員弾力化などの待機児童対策を積極的に推進することで、平成 26 年度から平成 31 年度まで 6 年連続 4 月 1 日時点における待機児童 0 人を達成するとともに、保育士不足の深刻化に対応するため、平成 29 年度に「待機児童 ZERO プラン」を策定し、様々な保育士確保の方策を講じることで、平成 30 年度に年間を通じた待機児童の解消を達成しました。

地域ごとの特性やニーズに配慮して、すべての家庭が必要とする教育・保育を円滑に提供できるよう、引き続き、進化した「待機児童 ZERO プラン R」を推進し、将来を見据え、保育の質向上を視野に入れた年間を通じた待機児童ゼロに取り組みます。

【関連事業の概要】

No	事業名	事業の概要等	担当課
27	幼児期の教育（幼稚園、認定こども園）	義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を教育し、幼児の健やかな成長のために適切な環境を与えてその心身の発達を支援しています。	保育課 学務課
28	一時預かり事業（幼稚園型）	私立幼稚園及び認定こども園（幼稚園部分）において、保護者の要請に応じて通常の教育時間の前後や長期休業期間中等に、在園児の預かり保育を実施しています。	保育課 学務課
29	一時預かり事業（幼稚園型）の無償化事業	私立幼稚園及び認定こども園（幼稚園部分）に在籍する保育の必要性のある子どもが、通常の教育時間の前後や長期休業期間中等に預かり保育を利用した際の利用料を無償化しています（月額上限あり）。 (満3歳(3歳になった日から最初の3月 31 日まで)の子どもは市民税非課税世帯に限ります。)	保育課 学務課

No	事業名	事業の概要等	担当課
30	私立幼稚園副食費補足給付	従来の就園奨励費の対象となる私立幼稚園に通園している年収 360 万円未満相当世帯の園児及び全所得階層の第3子以降の園児の副食費(おかず)相当額の給付を行っています。	学務課
31	特色ある幼稚園づくり事業	2年単位で1幼稚園を指定して、特色ある幼稚園づくり事業を実施しています。 各園での活動状況や成果を情報交換、共有し、地域の人との関わりや様々なふれあい体験を充実するとともに、小学校との連続性を意識した取組を進めています。	学務課
32	保育(保育所、認定こども園)	●保育所 保護者が就労や疾病等により、就学前児童を保育することができないと認められる場合に、子どもの健全な心身の発達を図るため、保育を行っています。 ●認定こども園 保護者が就労や疾病等により、就学前児童を保育することができないと認められる場合に、子どもの健全な心身の発達を図るため、教育及び保育を一体的に行っています。	保育課
33	幼児教育・保育の無償化事業	3歳から5歳までの全ての子ども及び0歳から2歳までの市民税非課税世帯の子どもの保育料(利用料)を無償化しています。 市立幼稚園の保育料、私立幼稚園の保育料(月額上限25,700円)、保育の必要性のある児童の私立幼稚園の預かり保育料(月額上限11,300円又は16,300円)、保育所等保育料を無償化しています。また、保育所等を利用していない保育の必要性のある児童の認可外保育施設等の利用について利用給付(月額上限あり)を行っています。	保育課 学務課
34	地域型保育事業	少人数の単位で3歳未満の子どもの保育を行う地域型保育事業(家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業)を行っています。	保育課
35	保育士バンク事業	保育士資格を有しながら、保育士として就労していない人を対象に研修を行い、職場復帰を支援するとともに、保育士を必要としている施設との橋渡しを行っています。 バンク登録者人数の増加及び保育施設への就職につながるよう、ハローワーク枚方と連携・協力し研修内容等の充実を図っています。	保育課
36	食物アレルギー対策事業	食物アレルギーのある子どもに安全な給食を提供するため、民間保育所等に対して補助を行っています。 民間保育所等における事業実施率の向上に努め、食物アレルギー対策の充実を図っています。	保育課

No	事業名	事業の概要等	担当課
37	保育コンシェルジュの配置	<p>保育を希望する保護者に対して、ニーズに応じた保育施設や様々な保育サービス等の情報を提供するとともに、保育サービスの利用に関する相談等に対応する保育コンシェルジュを配置しています。子どもや保護者の状況に応じた、きめ細かな対応に努めています。</p>	保育課
38	待機児童ZEROプランR	<p>待機児童ZEROプランRの各事業を着実に推進し、保育士を確保するとともに、保育士等が働きやすい環境を整備することで、年間を通じた待機児童解消に取り組んでいます。</p> <p>●児童受入促進事業</p> <p>受入れが見込める民間及び市立保育所に配置基準を上回る保育士を配置して、年度途中の児童の受入を促進しています。</p> <p>●保育士処遇改善事業</p> <p>市独自の保育士の処遇改善を実施し、市内保育所等における保育士の確保及び離職防止を図っています。</p> <p>●保育士宿舍借り上げ支援事業</p> <p>保育士の家賃負担の軽減を図るため、民間保育所等が保育士の入居用に借り上げた宿舍の費用を補助して、保育士確保と離職防止を図っています。</p> <p>●保育士広域募集支援事業</p> <p>市内で民間保育所等を運営する事業者による北河内7市を超える広域を対象とした保育士求人広告の掲載、就職説明会等への参加費用の補助を行い、保育士採用活動を支援することで、保育士の確保を図っています。</p> <p>●待機児童ZEROプランPR</p> <p>「待機児童ZEROプランR」を様々な手法により広域で情報発信し、保育士の確保を図っています。</p> <p>●保育士の子どもの優先入所</p> <p>月140時間以上、市内保育所等で就労又は就労予定の保護者の子どもの優先入所を行い、子どもを持つ保育士の確保を図っています。</p> <p>●潜在保育士就職促進事業</p> <p>保育士資格取得者で保育所等に就労していない保育士又は保育士離職から一定期間経過した保育士が民間保育所等に就労した場合に、補助(1人1回限り30,000円)を行い、潜在保育士の就労促進を図っています。</p> <p>●保育士試験受験料支援事業</p> <p>保育士試験によって新たに資格を取得した保育士が民間保育所等に就労した際に、試験受験料の補助を行い、保育士の確保を図っています。</p>	保育課

No	事業名	事業の概要等	担当課
		<p>●ねやがわ保育セミナー</p> <p>市内保育所等に就労している保育士等を対象として、年間を通じて保育に関する実務的なセミナーを開催して、保育士の資質向上及び保育士が働きやすいまちであるPRに努め、保育士の確保・定着を図っています。</p> <p>●中堅期保育士キャリアアップ研修支援事業</p> <p>中堅期保育士がより高度な知識、技術を取得するための支援として、民間保育所等に就労する中堅期保育士のキャリアアップ研修への参加に要する経費を支援し、保育の質の向上を図っています。</p>	
39	幼児教育アドバイザーの配置	<p>幼児教育・保育の質の向上を図るため、市立幼稚園に、園所の中核となって研修を実施するためのファシリテーション能力や新規採用者等経験の少ない教員への指導助言等を行う幼児教育アドバイザーを1名配置しています。また、幼児教育アドバイザーを育成するため、大阪府が実施する幼児教育アドバイザー育成研修を受講しています。</p>	学務課
40	外国につながる幼児への支援・配慮	<p>外国人のための相談窓口を設置するとともに「外国人のための生活ガイドブック」等を通じて、幼児教育・保育等の情報を提供しています。</p> <p>幼稚園では、保護者と連携を取りながら、園児が園生活を円滑に送れるようにサポートしています。</p> <p>保育所では、給食について、保護者の意向を聞き取り、対応できる範囲で、代替食を提供するとともに、クラス懇談会等の際に、保護者と保育士等の意思疎通が図れるよう、通訳ボランティアを派遣しています。</p> <p>引き続き、民間団体等と連携し、外国につながる幼児への支援・配慮を行います。</p>	市民活動振興室 保育課 学務課

(2) 多様な保育の提供

産業構造の変化や就業形態の多様化などを背景に、不規則な勤務や早朝・夜間勤務などの様々な就労状況の保護者が増えています。通常保育以外の時間帯や日曜・祝日の保育ニーズに対応して、保護者の就労状況にかかわらず子どもが必要な保育を受けられる体制整備が求められています。

また、保護者の用事や病気、リフレッシュの時間をつくりたいなどのときに、子どもを一時的に預けることができれば、保護者の心身の負担軽減となり、子どもにも余裕をもって接することができます。

今後も各家庭の状況に応じた、多様な保育の提供を通じて、保護者の負担の軽減を図ります。

【関連事業の概要】

No	事業名	事業の概要等	担当課
41	延長保育事業	保育所等で、通常の開所時間前後の時間に保育を行っています。	保育課
28	一時預かり事業（幼稚園型）（再掲）	私立幼稚園及び認定こども園（幼稚園部分）において、保護者の要請に応じて通常の教育時間の前後や長期休業期間中等に、在園児の預かり保育を実施しています。	保育課 学務課
29	一時預かり事業（幼稚園型）の無償化事業（再掲）	私立幼稚園及び認定こども園（幼稚園部分）に在籍する保育の必要性のある子どもが、通常の教育時間の前後や長期休業期間中等に預かり保育を利用した際の利用料を無償化しています（月額上限あり）。 （満3歳（3歳になった日から最初の3月 31 日まで）の子どもは市民税非課税世帯に限ります。）	保育課 学務課
42	夜間保育事業	夜間に保護者が就労する場合等に保育を行っています。保護者の保育ニーズに対応するため継続して実施します。	保育課
43	休日保育事業	休日・祝日等に保護者が就労等の理由で、子どもの保育が常態的に困難な場合に保育を行っています。	保育課
44	一時預かり事業（幼稚園型を除く）	保護者が、用事のあるときや病気のと、リフレッシュしたいときなどに、保育所及び認定こども園並びにRELATTO（リラット）で子どもの一時的な保育を行っています。	子育てリフレッシュ館 保育課

No	事業名	事業の概要等	担当課
45	子育て短期支援事業 (ショートステイ等)	<p>保護者が病気や就労等により、家庭において養育を受けることが一時的に困難になった児童を短期間(7日程度)預かるショートステイと保護者が仕事等により、帰宅が夜間になる場合や休日の勤務の場合に一時的に児童を預かるトワイライトステイを実施しています。</p> <p>サービス利用を必要とする保護者が、必要な時に利用できるよう近隣の受入可能施設の情報把握と調整に努めています。</p>	子育て支援課
46	病児保育事業	<p>保護者が就労等の理由で、病気や病気回復期の児童を保育できない際に、病院等に併設する保育施設で児童を預かる「病児対応型」と保育所等に通所中の児童が体調不良となった場合に、医務室等において看護師等が緊急的な対応を行う「体調不良児対応型」を実施しています。病気や体調不良となった児童に対して、適切な保育を行える環境整備を進めています。</p>	保育課
47	ファミリー・サポート・センター事業	<p>小学校6年生までの子どもの支援を受けたい人、支援を行いたい人を登録し、相互援助活動を行うためのコーディネート及び会員の資質向上のための講習等を実施しています。</p> <p>提供会員の更なる確保のために様々なイベントや地域の子育てサロンなどでの周知を実施しています。</p>	子育てリフレッシュ館
48	一時預かり等の無償化事業	<p>保育の必要性のある児童の保護者が、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業を利用した場合の利用給付(月額上限あり)を行っています。(0歳から2歳までの子どもは市民税非課税世帯に限ります。)</p>	子育てリフレッシュ館 保育課
40	外国につながる幼児への支援・配慮(再掲)	<p>外国人のための相談窓口を設置するとともに「外国人のための生活ガイドブック」等を通じて、幼児教育・保育等の情報を提供しています。</p> <p>幼稚園では、保護者と連携を取りながら、園児が園生活を円滑に送れるようにサポートしています。</p> <p>保育所では、給食について、保護者の意向を聞き取り、対応できる範囲で、代替食を提供するとともに、クラス懇談会等の際に、保護者と保育士等の意思疎通が図れるよう、通訳ボランティアを派遣しています。</p> <p>引き続き、民間団体等と連携し、外国につながる幼児への支援・配慮を行います。</p>	市民活動振興室 保育課 学務課

2 就学後の子どもの健全育成

(1) 放課後の居場所づくりの推進

子どもを保育所に通わせているときよりも、小学校入学後のほうが仕事との両立が難しくなる「小1の壁」は、共働き家庭等にとって大きな問題となっています。

すべての小学生が、放課後の時間や長期休暇の期間を安全で安心できる場所で過ごせる環境整備のために、国では「新・放課後子ども総合プラン」を策定して、留守家庭児童会及び放課後子供教室の計画的な整備を進めています。

本市のニーズ調査では、5歳児の保護者が、子どもが小学校1～3年生の間、放課後を過ごさせたい場所として「留守家庭児童会」を挙げている割合が32.1%、小学校4年生以降の利用希望は、20.3%となっています。

また、小学校就学後の学童期は、自立意識や他者理解等の発達が進み、心身が著しく成長する時期であり、多様な体験・活動を通して、子どもたちの生きる力を育み、調和のとれた発達を図る必要があります。

放課後児童健全育成事業（留守家庭児童会）と放課後子供教室の一体的な整備を進める、国の「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、放課後における子どもたちの居場所づくりを計画的に進めます。

【関連事業の概要】

No	事業名	事業の概要等	担当課
49	放課後児童健全育成事業（留守家庭児童会）	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に、学校の放課後及び長期休業等に適正な遊びや生活の場を提供することにより、児童の健全な育成を図っています。 保育環境の向上に向け、余裕教室の確保や児童指導員等の確保に努めています。	青少年課
50	放課後子供教室推進事業	学習支援や遊び、スポーツ・文化等のプログラムを提供し、主体的な体験活動ができる場を提供しています。 また、放課後校庭開放事業をプログラムの1つとして実施しています。 放課後児童対策事業の一体的な取組を進めるために、実行委員会組織づくりや人材確保を支援しています。	青少年課
51	子ども食堂支援事業	子どもの居場所づくり及び地域で子どもを見守る環境を整備するため、子どもの貧困対策の一つとしても注目されている子ども食堂の開設・運営を支援しています。 市域全体に活動が広がるよう、実施を検討している団体からの相談に応じています。	こどもを守る課

(2) 幼・保・小の連携強化

入学間もない時期に、小学校1年生の教室で、児童が先生の話の聞かない、授業中立ち歩くといい状況が見られることがあります。この背景には、家庭や地域における子どもの育ちの環境や画一的な教育システムの課題など様々な要因が考えられますが、本市では、小学校就学前後の接続期における教育・保育の課題についての勉強会や研修等を実施してきました。

また、本市では平成17年度から全市的に小中一貫教育を推進し、義務教育期間を見通した継続性・系統性・計画性のある一貫した教育を推進しています。9年間の小中一貫教育に加えて、就学前教育との連携強化は、これまで以上に求められているという認識で取り組んでいます。

令和2年度から全面実施される小学校の新学習指導要領では、「主体的・対話的で深い学び」が重視されます。幼児期の教育・保育から小学校教育へ滑らかな接続の取組に加えて、主体的な学びのカリキュラムを実施することで子どもたちが学びの喜びを体験できる教育の実践に努めます。

【関連事業の概要】

No	事業名	事業の概要等	担当課
52	教育に関する調査研究事業	幼・小・中学校園教員が、幼・小・中学校に一貫性のあるテーマを設定し、就学前教育を含んだ寝屋川教育(方式)について研究します。 「寝屋川だから学べる教育」の確立を目指し、調査・研究を推進します。	総合教育研修センター
53	小学校就学前子どもと小学生との交流	幼稚園教諭、保育士、小学校教員の合同研修、交流等を通して、相互の指導内容や地域の子どもの状況を共有し、連続したきめ細かな教育の実現に努めています。また、小学校就学前子どもと小学校との交流により、コミュニケーション能力の向上等互いの成長支援を行っています。 継続的な取組により成果が現れてきており、異年齢交流の機会の充実に努めています。	保育課 学務課 教育指導課
54	英語村(英語力向上プラン)事業	幼稚園、保育所等の5歳児を対象に、外国人英語講師による英語活動の体験を通じて、就学前の子どもが英語に親しむことで、英語の楽しさを味わい、小学校の外国語活動(国際コミュニケーション科)への効果的な接続を図っています。	総合教育研修センター

3 障害児支援の充実

これまで、障害の認識や対応が遅れがちであった発達障害(自閉症スペクトラム障害、学習障害、注意欠陥・多動性障害等)の周知や理解が進み、支援制度の整備や早期療育体制が必要とされています。また、医療技術の進歩等を背景として、新生児集中治療室等に長期間入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、医療的ケアを必要とする障害児が増えており、障害児支援のニーズが多様化しています。

本市では、平成30年3月に「寝屋川市障害福祉計画(第5期計画)」と一体的に「寝屋川市障害児福祉計画(第1期計画)」を策定して、子ども・子育て支援と連動した切れ目のない障害児支援体制の整備を目標に掲げています。

児童発達支援センター(あかつき・ひばり園)の指定管理者制度での運営や、児童発達支援、放課後等デイサービスを実施する事業所など、障害児支援において多様な「民」の関わりと、本市の療育システムをさらに発展させて、公・民が各々の強みを活かして効果的に連携し、公民協働による切れ目のない発達支援体制の整備を推進します。

【関連事業の概要】

No	事業名	事業の概要等	担当課
55	児童発達支援センター(あかつき・ひばり園)における早期療育・訓練・相談事業	指定管理者による運営管理のもとで、就学前障害児を対象に、保育、訓練等、療育を行っています。 また、保育・訓練・相談・施設支援等、寝屋川市の療育システムの中核としての役割を果たしています。	子育て支援課
56	児童発達支援事業(どんぐり教室等)	ことばの遅れや発達上の課題、医療的ケアの必要な乳幼児の療育及び保護者への指導・援助を実施しています。 児童発達支援センターや幼稚園等との連携を図っています。	障害福祉課 子育て支援課
57	放課後等デイサービス事業	学校通学中の障害児が、授業の終了後又は休業日に、放課後等デイサービス事業所に通って、生活能力の向上のために必要な訓練や社会との交流を図っています。 適正な支給決定に基づき、事業所での訓練等を通じて、障害児の自立促進及び居場所づくりを推進しています。	障害福祉課
58	障害児保育	幼稚園・保育所・認定こども園・留守家庭児童会において、肢体不自由児、知的障害児、発達障害児等を含め、育ち合いの保育を実施しています。 配慮を必要とする児童の状況に応じて適切な保育・教育環境が確保できるよう、加配教員・保育士の配置を行います。また、留守家庭児童会においては、障害特性の理解に関する指導員の研修実施や加配を行っています。	保育課 学務課 青少年課

No	事業名	事業の概要等	担当課
59	巡回相談	幼稚園・保育所等に在籍している障害児等の発達診断・相談を幼稚園・保育所等において実施しています。 関連部署や専門機関との連携により、保育内容の充実に向けた取組を進めています。	子育て支援課
60	居宅介護	障害児の居宅における入浴、排せつ及び食事等生活全般にわたる援助を行っています。 適正な支給決定に基づき、ホームヘルプサービスを通じて、障害児及び障害者の自立生活への支援を行っています。	障害福祉課
61	移動支援事業	屋外での移動が困難な障害児に対し、地域における社会参加を促すことを目的に、外出のための支援を行っています。 外出時の支援を通じて、障害児及び障害者の地域生活における自立と社会参加を支援しています。	障害福祉課
62	保育所等訪問支援	障害児施設で指導経験のある専門スタッフが、保護者からの依頼に基づき、保育所等を訪問し、障害児や保育所等のスタッフに対し、集団生活における障害児支援について専門的な見地からのアドバイスをしています。 専門スタッフのノウハウを伝達することにより、障害児保育の質の向上を図っています。	障害福祉課 子育て支援課
63	就学相談等小学校との連携	小学校就学前子ども・保護者への就学相談と、入学後の相談支援を行っています。 支援学級見学会、教育相談を通して学校と保護者との間で合理的配慮についての合意形成を行うとともに就学後の継続的な支援を行っています。	子育て支援課 教育指導課
64	短期入所	家族等が疾病等を理由に、一時的に居宅において介護ができなくなった場合に、一時的に障害者支援施設等に入所する事業を行っています。 短期間の入所支援を通じて、障害児及び障害者の生活支援と家族等の介護を支援しています。	障害福祉課
65	サポート手帳の活用	一人ひとりの成長を記録する「はちかづきノート」、支援を受ける際の注意点等を記入する「知って帳」を活用して、成長段階に応じた支援が切れ目なく適切に行えるよう努めています。 サポート手帳の周知を図るとともに、支援学校、教育委員会、保育所等関係機関や保護者に働きかけて、活用を促進しています。	障害福祉課

No	事業名	事業の概要等	担当課
66	寝屋川市自立支援協議会の機能の充実	乳幼児期からのライフステージを通じた継続的な支援を充実させることを目的に、地域の障害者支援関係機関のネットワークである寝屋川市自立支援協議会に障害児部会を設置し、サポート手帳をツールとして活用するなど、障害児支援関係機関の連携を強化しています。 障害児の支援にかかる社会資源及び療育システムについて関係機関との情報共有を行い、将来を見通した適切なサービスを選択・利用できるよう努めています。	障害福祉課
67	子ども用補聴器電池交換費用助成事業	18歳未満の難聴児の保護者に対し、子育て支援の一環として、補聴器電池交換費用の一部を助成しています。 制度を周知し、保護者の経済的負担軽減を図っています。	障害福祉課
68	難聴児補聴器等交付事業	18歳未満の難聴児を育てている保護者に対し、補聴器購入費等の一部を助成しています。 制度を周知し、福祉の増進と保護者の経済的負担軽減を図っています。	障害福祉課
15	小児慢性特定疾病医療費助成（再掲）	小児慢性特定疾病にかかっている児童に対し、健全育成の観点から、患児家庭の医療費の負担軽減を図るため、治療に係る医療費の自己負担分の一部の助成を行っています。	保険事業室 子育て支援課
16	小児慢性特定疾病児童等自立支援事業（再掲）	小児慢性特定疾病児童等及びその家族に対し、情報の提供や相談等の支援を行い、また関係機関との連絡調整を行うことで、長期にわたり療養を必要とする児童等の健全育成及び自立(律)促進を図っています。	子育て支援課

基本方針 3 地域で子育てを支える

1 子育て支援の場の充実とネットワークづくり

身近な地域で日常的に、子ども同士、保護者同士が交流して、仲間づくりや情報交換を行うことは、子どもの健やかな成長と保護者の子育て支援に大きな意味を持っています。本市では、地域子育て支援拠点（地域子育て支援センター、つどいの広場）を全中学校区に設置して、保護者や子どもに仲間づくりや子育てに関する情報交換の機会を提供し、地域における子育て関連情報の発信、子育ての相談支援など、身近な場所で、気軽に立ち寄ることができる子育て支援の充実に取り組んでいます。平成30年には子育て総合支援拠点として、屋内の遊び場スペースや一時保育、様々な講座・イベントの開催を行うとともに、子育てコンシェルジュを配置する、RELATTO（リラット）を開設しました。

また、幼稚園、保育所等における園庭開放や育児相談など、就学前の子どもと保護者が利用できる様々な取組が市内各地域で実施されています。

今後も保護者にとって身近な情報提供、相談、交流の場として、さらに利用しやすい支援事業の提供を図るとともに、地域の団体との連携に取り組んでいきます。

【関連事業の概要】

No	事業名	事業の概要等	担当課
69	地域子育て支援拠点事業	就学前までの子どもとその保護者を対象にした「子育て支援センター」、概ね3歳未満の子どもとその保護者を対象とした「つどいの広場」において、交流の場の提供、子育てに関する相談、情報提供等を実施しています。	子育て支援課
23	利用者支援事業（再掲）	子どもやその保護者に身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び相談対応・助言とともに、必要に応じて関係機関との連絡調整を行い支援につなげています。 RELATTO（リラット）の子育てコンシェルジュや他機関との連携による支援を充実させるとともに、地域の子育て支援に対するニーズの把握に努めています。	子育て支援課 子育てリフレク ション館 保育課
70	幼稚園の地域開放、ふれあい文庫	幼稚園における園庭及びふれあい図書ルームの開放を通じ、子育て相談や未就園児の来園機会を提供しています。 ふれあい文庫を地域の未就園児の集いの場として、また親子のふれあいの場として今後も活用し、未就園児と保護者の仲間づくりにつなげます。	学務課

No	事業名	事業の概要等	担当課
71	子ども読書活動の推進	<p>ブックスタート事業として、4か月児健康診査時に「赤ちゃんに絵本を贈ろう」事業を実施し、絵本プレゼントやの読み聞かせ等の啓発を行っています。赤ちゃんと親が一緒に楽しめる絵本の講座の開催等、図書館での絵本の読み聞かせ等を実施しています。</p> <p>子どもが読書に関心を持つきっかけづくりとして、読書通帳を配布しています。</p> <p>おはなしの入門講座や絵本の読み聞かせ講座を通じて、子ども読書活動推進を担う人材の育成に取り組んでいます。</p>	中央図書館
72	地域子育て支援事業	<p>保育所等において、地域の就学前までの子どもとその保護者を対象として、所庭開放、広場、育児教室、育児相談、体験保育、出前保育、子育てサークル支援等、地域の子育て支援を行っています。</p> <p>保育を通じて蓄積された子どもの育ちや子育てに関する知識・技術等を生かし、保護者の相談対応を通じて子育て不安や負担軽減に努めています。</p>	保育課
22	乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）（再掲）	<p>生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、乳児と保護者の状況並びに養育環境の把握を行い、子育てに関する情報提供とともに、支援が必要な家庭に対して適切な子育て支援へつなげています。</p> <p>訪問員連絡会を定期的実施し、研修などを通じて訪問員の資質向上を図っています。</p>	子育て支援課
73	子育て応援サポーター事業	<p>子育て応援サポーター（保育士）が子育て支援施設への同行や情報提供を行うことで、子育て家庭の孤立化防止に努めています。</p> <p>サポーターが研修の受講や地域子育て支援拠点連絡会議への参加などを通して、資質向上と関係機関との連携強化を進めています。</p>	子育て支援課
74	子育て応援リーダー事業	<p>地域の子育て支援を担う人材を育成して、リーダーズバンクに登録し、地域の子育て支援活動を行うことで、地域の子育て支援の充実を図り、子育て中の保護者の不安や負担感の軽減に努めています。</p> <p>様々な活動に対応するため、研修などを通じてリーダーの資質向上に努めています。</p>	子育て支援課
75	ねやがわ☆子育てスタート応援クーポン交付事業	<p>主に在宅で子育てをしている保護者に、本市の子育て支援サービス等を一層利用してもらえよう、出生届を提出した子ども等の保護者にクーポンを交付しています。</p> <p>事業の周知による交付率の向上と利用可能な事業の拡大に努めています。</p>	子育て支援課

No	事業名	事業の概要等	担当課
76	子育てリフレッシュ館の運営	子どもや保護者のリフレッシュを図るため、平成 30 年度に開設したRELATTO(リラット)で、一時預かり事業、遊びスペース、リフレッシュ講座等の運営を行っています。 また、市内外に、館の魅力や取組を、様々な媒体を活用して情報発信を行っています。	子育てリフレッシュ館
3	子育て世代包括支援センター事業(再掲)	保健福祉センター及びRELATTO(リラット)に設置した子育て世代包括支援センターにおいて、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を行っています。 本市の独自の取組として、妊娠期からの母乳育児支援を実施しています。	子育て支援課



2 保護者に寄り添う支援の実施

少子高齢化、核家族化等に伴い、保護者に幼い子どもと接する経験が少ないことに加え、身近に相談できる相手がいない、子育ての大変さに対する周囲の理解がないなどの理由で、母親の育児不安や負担感が大きくなっていると言われていています。近年では、インターネットで情報を得ることが一般化し、あふれる情報が母親の不安を増大させる場合もあります。

ニーズ調査では、子育てを「つらいと感じることの方が多い」と感じる人が3.3%、「楽しいと感じることとつらいと感じることが同じくらい」と回答した人が27.3%となっています。また、子育てが地域の人に支えられていると感じない人が23.0%という結果が出ています。子育てにまつわるしんどさを相談できなかつたり、孤立感を感じていたりする保護者の存在がうかがわれます

あらゆる機会をとらえて、保護者の孤立化や過大な不安感の兆候を見逃さず、保護者支援につなげる取組を進めます。

【関連事業の概要】

No	事業名	事業の概要等	担当課
22	乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）（再掲）	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、乳児と保護者の状況並びに養育環境の把握を行い、子育てに関する情報提供とともに、支援が必要な家庭に対して適切な子育て支援へつなげています。 訪問員連絡会を定期的の実施し、研修などを通じて訪問員の資質向上を図っています。	子育て支援課
73	子育て応援サポーター事業（再掲）	子育て応援サポーター（保育士）が子育て支援施設への同行や情報提供を行うことで、子育て家庭の孤立化防止に努めています。 サポーターが研修の受講や地域子育て支援拠点連絡会議への参加などを通して、資質向上と関係機関との連携強化を進めています。	子育て支援課
74	子育て応援リーダー事業（再掲）	地域の子育て支援を担う人材を育成して、リーダーズバンクに登録し、地域の子育て支援活動を行うことで、地域の子育て支援の充実を図り、子育て中の保護者の不安や負担感の軽減に努めています。 様々な活動に対応するため、研修などを通じてリーダーの資質向上に努めています。	子育て支援課

No	事業名	事業の概要等	担当課
77	養育支援訪問事業	<p>養育支援が特に必要である家庭に対し、保育士、保健師等が計画的・継続的に訪問支援等を行い、適切な養育を実施しています。</p> <p>家庭の抱える課題が多様化し、リスクの高い家庭に対応することもあるため、関係機関と連携した取組を進めています。</p>	子育て支援課
78	育児援助・家事援助事業	<p>出産後、親族等の支援がない家庭や、保育士等が訪問している養育困難家庭等に対し、必要に応じて育児援助・家事援助ヘルパーを派遣し、自立に向けての支援を行っています。</p> <p>利用希望の増加に対応できる体制と利用者の利便性の向上に努めています。</p>	子育て支援課
79	こども相談	<p>18歳未満の子どもやその保護者の様々な問題や悩みの相談対応を行っています。児童虐待相談は、通告受理機関の一つとして、虐待通報があった場合は、他機関とも連携して対応しています。</p> <p>相談先の周知徹底とともに子どもが相談しやすい方法や体制を強化します。</p>	こどもを守る課
80	家庭教育サポーター派遣事業	<p>地域の子育て経験者や専門家による「家庭教育サポートチーム」を設置し、小学校と連携して、支援が必要な家庭に対して訪問・相談活動・児童支援を行っています。</p> <p>サポーターの資質向上に努めるとともに、効果的な活用ときめ細かな訪問活動を推進しています。</p>	青少年課
81	家庭教育学級事業	<p>子育て世代の市民を対象に、家庭教育の充実を図るため、情報・学習の場の提供や交流・仲間づくりを目的に、各小学校において保護者や地域の方を対象とした家庭教育講座や家庭教育支援者向けの連続講座を実施しています。</p> <p>より多くの市民の参加を促すため、小学校等と連携して周知と内容の充実を図っています。</p>	青少年課
82	子ども家庭総合支援拠点事業	<p>児童虐待等防止を一層推進するため、子ども関係施策を担当する庁内関係課の実務的な連携強化等により、課題を抱える家庭等の早期把握・早期対応を図っています。</p>	こどもを守る課

3 地域全体で取り組む子育て支援

「すべての子どもと子育て家庭」への支援を実現するためには、地域や社会のあらゆる分野における構成員が、子どもと子育て家庭への支援の重要性に対する関心や理解を深め、協働し、それぞれの役割を果たすことが必要です。

日常的な地域とのつながりや周囲の人から支えられていると実感できることは、保護者の不安や負担を軽減し、子どもが社会性を身につける上でも重要です。

本市では、校区福祉委員会等が運営する子育てサロンや子育て支援団体、育児サークル等がそれぞれ工夫を凝らしながら、子育て家庭の交流や相談の場を提供しています。また、学校・家庭・地域が協働して教育コミュニティづくりを進め、顔と名前が一致する人間関係を築くなかで「地域の子どもは地域で育てる」という機運を醸成することを目的に、中学校区ごとに設置されている地域教育協議会（すこやかネット）では、それぞれの地域で特色のある活動に取り組んでいます。

今後も地域で活動する団体、幼稚園、保育所等、地域子育て支援拠点、学校等の関係機関、そして地域に住む人々が連携し、「地域の子ども」として、子どもや子育て家庭を見守るとともに、子ども連れでも安心して外出できる地域環境づくりを進めます。

【関連事業の概要】

No	事業名	事業の概要等	担当課
83	地域における子育て支援	地域で活動する子育て支援団体と連携し、子育て家庭に身近な場所での子育て支援の提供及び地域と子育て家庭の交流に努めています。	子育て支援課
47	ファミリー・サポート・センター事業（再掲）	小学校6年生までの子どもの支援を受けたい人、支援を行いたい人を登録し、相互援助活動を行うためのコーディネート及び会員の資質向上のための講習等を実施しています。 提供会員の更なる確保のために様々なイベントや地域の子育てサロンなどでの周知を実施しています。	子育てリフレッシュ館
74	子育て応援リーダー事業（再掲）	地域の子育て支援を担う人材を育成して、リーダーズバンクに登録し、地域の子育て支援活動を行うことで、地域の子育て支援の充実を図り、子育て中の保護者の不安や負担感の軽減に努めています。 様々な活動に対応するため、研修などを通じてリーダーの資質向上に努めています。	子育て支援課
84	子育て支援グループの育成	各地域子育て支援拠点や保育所等で活動する自主サークル、ボランティアグループを支援するとともに、団体・自主活動の立ち上げを促進しています。 サークル活動のPRを行い、活動の活性化と活動グループの増加を促しています。	こどもセンター 子育てリフレッシュ館

No	事業名	事業の概要等	担当課
85	地域人材との連携	<p>地域の人材と連携して、多様な体験活動を実施し、人とのふれあいを通して、感性豊かで思いやりのある子どもを育むとともに、子どもや子育て家庭と地域の人との関係づくりを行っています。</p> <p>人材の発掘とともに活動内容の充実に努めています。</p>	保育課 学務課 社会教育課
86	子どもの安全対策 (地域の見守り活動)	<p>学校園等における安全管理の徹底や PTA、自治会等によるパトロールなど、より強固な子どもを守る地域ネットワークの構築に努めています。</p> <p>また、「こども 110 番の家」の設置や市の公用車等「こども 110 番連絡車」を走らせることにより、子どもたちを地域で見守る意識を高め、子どもたちの安全確保に努めています。</p>	青少年課
87	赤ちゃんの駅	<p>市内の公共施設等にオムツ交換や授乳ができるスペースを確保することで、乳幼児連れの保護者が安心して外出を楽しめる環境を整えています。</p> <p>赤ちゃんの駅の周知を図り、民間の店舗にも協力を呼びかけて、設置個所の拡大に努めています。</p>	子育て支援課
51	子ども食堂支援事業 (再掲)	<p>子どもの居場所づくり及び地域で子どもを見守る環境を整備するため、子どもの貧困対策の一つとしても注目されている子ども食堂の開設・運営を支援しています。</p> <p>市域全体に活動が広がるよう、実施を検討している団体からの相談に応じています。</p>	こどもを守る課

基本方針 4 支援が必要な家庭を支える

1 児童虐待の防止

家庭のなかで子どもの虐待が起こる背景には、保護者が子どもや子育てに対する知識・経験が不十分で未成熟である、保護者自身が十分な愛情を受けて育っていない、保護者の社会的孤立、家庭の経済的困窮、家族の不和、保護者の心身の健康状態、子どもの障害や疾病による育児負担など様々な要因が関係しています。

平成 30 年度の児童相談所での児童虐待相談対応件数は 159,850 件で、そのうちの半数以上を占める心理的虐待は近年大幅に増加傾向にあります（平成 30 年度 88,389 件。対前年度比 16,192 件、22.4%増）。

心理的虐待が増加した要因として、子どもが同居する家庭における配偶者に対する暴力（面前 DV）が子どもの心理的虐待に当たると定義されたことに伴う通報件数の増加が要因として挙げられます。また、児童相談所全国共通ダイヤル（189）の広報やマスコミ報道等により、市民や学校等関係機関の児童虐待への意識が高まったことに伴う通告が増加したことも挙げられます。

児童虐待は、早急に解決すべき問題であり、子どもの「命」と「権利」、そして、その「未来」は社会全体で守らなければなりません。また、子どもの人権を侵害し、子どもの心身の成長や人格形成に重大な影響を及ぼすため、未然防止及び発生時の迅速・適切な対応が求められます。子どもの最善の利益を考慮することはもとより、保護者が抱えるストレスや葛藤の背景にも焦点を当て、虐待リスクを軽減する保護者支援の視点も必要です。

本市では、要保護児童対策地域協議会において、被虐待児に加え、虐待の発生リスクの高い児童や支援を要する妊婦を対象とし、妊娠期からの支援を継続実施しています。

今後も地域の協力と関係機関との連携により、児童虐待の未然防止・早期発見・早期対応や虐待を受けた子どもに対するサポート等、総合的な支援を実施していきます。

【関連事業の概要】

No	事業名	事業の概要等	担当課
88	要保護児童対策地域協議会	児童虐待の未然防止・早期発見・早期対応を図るため、「寝屋川市要保護児童対策地域協議会」を設置し、関係機関や地域との連携強化に取り組んでいます。	こどもを守る課
79	こども相談（再掲）	18 歳未満の子どもやその保護者の様々な問題や悩みの相談対応を行います。児童虐待相談は、通告受理機関の一つとして、虐待通報があった場合は、他機関とも連携して対応しています。 相談先の周知徹底とともに子どもが相談しやすい方法や体制を強化します。	こどもを守る課

No	事業名	事業の概要等	担当課
45	子育て短期支援事業 (ショートステイ等) (再掲)	保護者が病気や就労等により、家庭において養育を受けることが一時的に困難になった児童を短期間(7日程度)預かるショートステイと保護者が仕事等により、帰宅が夜間になる場合や休日の勤務の場合に一時的に児童を預かるトワイライトステイを実施しています。 サービス利用を必要とする保護者が、必要な時に利用できるよう近隣の受入可能施設の情報把握と調整に努めています。	子育て支援課
82	子ども家庭総合支援 拠点事業 (再掲)	児童虐待等防止を一層推進するため、子ども関係施策を担当する庁内関係課の実務的な連携強化等により、課題を抱える家庭等の早期把握・早期対応を図っています。	こどもを守る課

2 ひとり親家庭の自立支援の推進

本市におけるひとり親家庭の数は減少傾向にあるものの、平成30年度末時点で2,500世帯を超えています。

全国ひとり親家庭等調査(平成28年度)によれば、母子家庭においては「家計」や「仕事」など経済状況に関する悩みが多く、父子家庭においても「家計」や「家事」などに関する悩みが多い傾向にある結果が出ています。

本市においても、児童扶養手当現況届時の面談において、子どもの進学にかかる学費などの経済的な不安、家庭状況などにより就業したくてもできない又は求職していても見つからないなどの就業的な悩みなど、様々な問題を抱えていることを確認しています。

今後もひとり親家庭が安心して暮らしていけるよう、支援施策に取り組んでいきます。

【関連事業の概要】

No	事業名	事業の概要等	担当課
89	母子生活支援施設への入所支援	母子家庭の母及び児童を母子生活支援施設へ入所させ、保護するとともに、自立生活に向けた支援を行っています。	こどもを守る課
90	児童扶養手当の支給	ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図ることを目的として、ひとり親家庭の親に手当を支給しています。	こどもを守る課
91	母子・父子自立支援員による相談の充実	ひとり親家庭の福祉の向上を図ることを目的として、ひとり親家庭への相談・情報提供を行うとともに、必要な指導・助言などを行っています。	こどもを守る課

No	事業名	事業の概要等	担当課
92	自立支援プログラムの策定 (地域就労支援)	個々のひとり親家庭の方の実情に応じた自立支援プログラムを策定し、ハローワークなど関係機関と連携して、きめ細かな就業支援等を行っています。	子どもを守る課
93	母子家庭等自立支援教育訓練給付金の支給	ひとり親家庭の方の就職に結びつく教育訓練講座を受講した場合に、受講費用の一部を給付金として支給しています。	子どもを守る課
94	母子家庭等高等職業訓練促進給付金の支給	ひとり親家庭の方が看護師や介護福祉士等の資格を取得するために1年以上養成機関で修業する場合に、受講期間中の生活費として給付金を支給しています。	子どもを守る課
95	母子父子寡婦福祉資金貸付制度	ひとり親家庭の方の経済的自立を図るため、子どもの進学費用や親自身の技能習得などに必要な資金を貸し付けています。	子どもを守る課
96	ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭の方が疾病や残業など社会的な理由や自立促進のための理由(技術習得のための通学、就職活動等)により、日常生活に支障がある場合に、ヘルパーを派遣し、家事援助を行っています(1家庭あたり、原則年10回まで。利用世帯の区分により、利用者負担あり)。	子どもを守る課
97	母子家庭等就業・自立支援センター事業	ひとり親家庭等の自立支援を図るため、就業相談から就業支援講習会の実施、就業情報の提供等、一貫した就業支援サービスの提供を行うとともに、弁護士等のアドバイスを受け養育費の取決めなどの専門的な相談を行っています。	子どもを守る課
98	ひとり親家庭医療費の助成	ひとり親家庭の0歳から18歳の児童とその母又は父、及び養育者に対して健康保険により診療を受けた時の自己負担の一部助成を行っています。	保険事業室
99	子どもの養育支援事業	養育費に関する取決めの重要性について理解を促すとともに、身近な相談窓口を周知するため、離婚相談や離婚届の届出時等にチラシを配布しています。	子どもを守る課
100	保育所保育料等算定に係る寡婦(寡夫)控除のみなし適用	婚姻歴のないひとり親世帯の経済的負担の軽減を図るため、保育料等の算定に所得税法上の寡婦(寡夫)控除を適用しています。	保育課等

3 子どもの貧困対策の推進

平成 25 年に、子どもの将来がその生まれ育った環境に左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境の整備と教育の機会均等を図ることを目的として、子どもの貧困対策の推進に関する法律が成立し、子供の貧困対策に関する大綱において、様々な取組が進められています。

令和元年6月には、子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律が成立し、目的に、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、子どもの「将来」だけでなく「現在」の生活等に向けても、子どもの貧困対策を総合的に推進することを規定するとともに、子どもの最善の利益が優先考慮されること、貧困の背景に様々な社会的要因があること等が基本理念に明記されました。また、市町村においては、大綱及び都道府県計画を勘案して、市町村における子どもの貧困対策についての計画を定める努力義務が明記されました。

子どもの貧困対策は、社会全体での取組を要するものであり、国・大阪府・市が連携し、効果的な支援を行うことが求められます。

本市においても、第2次大阪府子どもの貧困対策計画の趣旨を踏まえ、すべての子どもが安心して暮らすことができ、将来に夢と希望を持てるよう、子どもの貧困対策に取り組めます。

【教育の支援】

No	事業名	事業の概要等	担当課
33	幼児教育・保育の無償化事業（再掲）	3歳から5歳までの全ての子ども及び0歳から2歳までの市民税非課税世帯の子どもの保育料(利用料)を無償化しています。 市立幼稚園の保育料、私立幼稚園の保育料(月額上限 25,700 円)、保育の必要性のある児童の私立幼稚園の預かり保育料(月額上限 11,300 円又は 16,300 円)、保育所等保育料を無償化しています。また、保育所等を利用していない保育の必要性のある児童の認可外保育施設等の利用について利用給付(月額上限あり)を行っています。	保育課 学務課
39	幼児教育アドバイザーの配置（再掲）	幼児教育・保育の質の向上を図るため、市立幼稚園に、園所の中核となって研修を実施するためのファシリテーション能力や新規採用者等経験の少ない教員への指導助言等を行う幼児教育アドバイザーを1名配置しています。また、幼児教育アドバイザーを育成するため、大阪府が実施する幼児教育アドバイザー育成研修を受講しています。	学務課

No	事業名	事業の概要等	担当課
101	スクールソーシャル ワーカーの配置	スクールソーシャルワーカーを配置し、学校における関係機関と連携した取組を支援し、早期解決に向けた「福祉的アプローチ」を学校に取り入れています。	教育指導課
102	児童生徒支援人材の 配置	小・中学校に生活・生徒指導のための人材を配置し、教員と連携して家庭訪問や学習面の支援を行い、ケース会議を通じた対応の検討により、子ども家庭総合支援拠点等との連携による支援を行っています。	教育指導課
103	キャリア教育	児童生徒一人ひとりの勤労観・職業観を育てる教育を進めています。	教育指導課
104	特別支援教育就学奨 励費負担等	市立小・中学校に在籍する障害のある児童・生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、援助を行っています。	教育政策総務課
105	義務教育段階の就学 援助	経済的な理由によって、子どもの学校費用にお困りの保護者に対し、援助を行っています。	教育政策総務課
106	生活保護制度に係る 高等学校等就学費の 支給	高等学校等に就学し卒業することが、当該世帯の自立助長に効果的であると認められる場合について、原則、当該学校における正規の修学年限に限り、基本額、教材代、授業料、入学料及び入学考査料、通学のための交通費、学習支援費について、一定の基準額以内の金額を支給しています。	保護課
107	生活保護世帯の高校 生等のアルバイト収 入等の収入認定除外	子どもの自立意欲を促し、早期自立を目的に、高等学校等に就学中の就学収入(アルバイト等)について、卒業後の就労・就学のため必要であり、生活態度等から学業に支障がないことや早期の保護脱却に関する本人の希望や意思が明らかであることなど、特に自立助長に効果があると福祉事務所が判断した方を対象に、必要最小限度の額を収入認定除外として取り扱っています。	保護課
108	生活保護受給世帯の 子どもの学習塾等費 用の収入認定除外	生活保護受給世帯に入る自立更生のための恵与金、災害等による補償金、保険金もしくは見舞金、指導指示による売却収入又は死亡による保険金のうち、当該世帯の自立更生を目的とする小学生、中学生の入学の支度、学習図書、運動用具等の購入、珠算課外学習、学習塾費、修学旅行参加等就学に伴って社会通念上必要と認められる用途に充てられる最小限度の実費額を収入認定除外として取り扱っています。	保護課
109	生活保護制度に係る 進学準備給付金	高校卒業後の大学や専門学校へ進学するための準備資金を支援しています。	保護課
110	生活困窮世帯等の子 どもに対する学習支 援	貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、日常生活の見直しや学習生活を身につける支援を行っています。	保護課

No	事業名	事業の概要等	担当課
111	中学校夜間学級就学奨励費の支給	大阪府内の中学校夜間学級に在籍する寝屋川市在住の生徒のうち、経済的理由により就学困難な方に対して、援助を行っています。	教育政策総務課

【生活の安定に資するための支援】

No	事業名	事業の概要等	担当課
22	乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）（再掲）	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、乳児と保護者の状況並びに養育環境の把握を行い、子育てに関する情報提供とともに、支援が必要な家庭に対して適切な子育て支援へつなげています。 訪問員連絡会を定期的実施し、研修などを通じて訪問員の資質向上を図っています。	子育て支援課
73	子育て応援サポーター事業（再掲）	子育て応援サポーター（保育士）が子育て支援施設への同行や情報提供を行うことで、子育て家庭の孤立化防止に努めています。 サポーターが研修の受講や地域子育て支援拠点連絡会議への参加などを通して、資質向上と関係機関との連携強化を進めています。	子育て支援課
3	子育て世代包括支援センター事業（再掲）	保健福祉センター及びRELATTO（リラット）に設置した子育て世代包括支援センターにおいて、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を行っています。 本市の独自の取組として、妊娠期からの母乳育児支援を実施しています。	子育て支援課
77	養育支援訪問事業（再掲）	養育支援が特に必要である家庭に対し、保育士、保健師等が計画的・継続的に訪問支援等を行い、適切な養育を実施しています。 家庭の抱える課題が多様化し、リスクの高い家庭に対応することもあるため、関係機関と連携した取組を進めています。	子育て支援課
112	養育支援訪問 育児援助・家事援助事業	出産予定日の2か月前から、生後6か月以内の乳児のいる家庭等で、親族等の支援がなく、保護者の体調不良等、日常生活に支障をきたしている家庭を対象にヘルパーを派遣しています。授乳やおむつ交換、沐浴補助等の育児援助と、食事の準備、住居の掃除、生活必需品の買い物、保育所等への送迎の付添い等の家事援助を行っています。	子育て支援課
89	母子生活支援施設への入所支援（再掲）	母子家庭の母及び児童を母子生活支援施設へ入所させ、保護するとともに、自立生活に向けた支援を行っています。	子どもを守る課

No	事業名	事業の概要等	担当課
113	家庭教育サポートチーム派遣事業	子育てに不安や悩みを抱える家庭に対して、教員でない「家庭教育サポートチーム」を派遣し、学校と連携しながら、子育てに不安や悩みを抱える家族を総合的に支援しています。	青少年課
81	家庭教育学級事業（再掲）	子育て世代の市民を対象に、家庭教育の充実を図るため、情報・学習の場の提供や交流・仲間づくりを目的に、各小学校において保護者や地域の方を対象とした家庭教育講座や家庭教育支援者向けの連続講座を実施しています。 より多くの市民の参加を促すため、小学校等と連携して周知と内容の充実を図っています。	青少年課
98	ひとり親家庭医療費の助成（再掲）	ひとり親家庭の0歳から18歳の児童とその母又は父、及び養育者に対して健康保険により診療を受けた時の自己負担の一部助成を行っています。	保険事業室
114	ひとり親家庭の優先利用	保育所等利用調整の際、児童扶養手当を受給中のひとり親世帯に対して、利用調整基準の指数を加点しています。	保育課
49	放課後児童健全育成事業（留守家庭児童会）（再掲）	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に、学校の放課後及び長期休業等に適正な遊びや生活の場を提供することにより、児童の健全な育成を図っています。 保育環境の向上に向け、余裕教室の確保や児童指導員等の確保に努めています。	青少年課
50	放課後子供教室推進事業（再掲）	学習支援や遊び、スポーツ・文化等のプログラムを提供し、主体的な体験活動ができる場を提供しています。また、放課後校庭開放事業をプログラムの1つとして実施しています。 放課後児童対策事業の一体的な取組を進めるために、実行委員会組織づくりや人材確保を支援しています。	青少年課
45	子育て短期支援事業（ショートステイ等）（再掲）	保護者が病気や就労等により、家庭において養育を受けることが一時的に困難になった児童を短期間（7日程度）預かるショートステイと保護者が仕事等により、帰宅が夜間になる場合や休日の勤務の場合に一時的に児童を預かるトワイライトステイを実施しています。 サービス利用を必要とする保護者が、必要な時に利用できるよう近隣の受入可能施設の情報把握と調整に努めています。	子育て支援課
110	生活困窮世帯等の子どもに対する学習支援（再掲）	貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、日常生活の見直しや学習生活を身につける支援を行っています。	保護課
103	キャリア教育（再掲）	児童生徒一人ひとりの勤労観・職業観を育てる教育を進めています。	教育指導課

No	事業名	事業の概要等	担当課
101	スクールソーシャルワーカーの配置（再掲）	スクールソーシャルワーカーを配置し、学校における関係機関と連携した取組を支援し、早期解決に向けた「福祉的アプローチ」を学校に取り入れています。	教育指導課
51	子ども食堂支援事業（再掲）	子どもの居場所づくり及び地域で子どもを見守る環境を整備するため、子どもの貧困対策の一つとしても注目されている子ども食堂の開設・運営を支援しています。 市域全体に活動が広がるよう、実施を検討している団体からの相談に応じています。	こどもを守る課
115	青少年の居場所づくり事業	市内在住・在学・在職の青少年同士が気軽に立ち寄り、悩み等を常駐する大学生ボランティアに相談したり、交流できるコミュニケーションの場を提供しています。	青少年課
116	食育の推進に関する支援	離乳食講習会、乳幼児健康診査、子育て支援センター等で、妊娠中から就学前の子どもの保護者等を対象に栄養相談を実施しています。 「保育所における食事の提供ガイドライン」を踏まえ、専門性を活かしながら、家庭、地域、福祉及び教育分野等と連携を図っています。	子育て支援課 保育課
117	生活困窮者住居確保給付金	離職により住宅を失った又はその恐れが高い生活困窮者であって、所得等が一定基準以下のものに対して、有期で家賃相当額を支給しています。	保護課

【保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援】

No	事業名	事業の概要等	担当課
93	母子家庭等自立支援教育訓練給付金の支給（再掲）	ひとり親家庭の方の就職に結びつく教育訓練講座を受講した場合に、受講費用の一部を給付金として支給しています。	こどもを守る課
94	母子家庭等高等職業訓練促進給付金の支給（再掲）	ひとり親家庭の方が看護師や介護福祉士等の資格を取得するために1年以上養成機関で修業する場合に、受講期間中の生活費として給付金を支給しています。	こどもを守る課
97	母子家庭等就業・自立支援センター事業（再掲）	ひとり親家庭等の自立支援を図るため、就業相談から就業支援講習会の実施、就業情報の提供等、一貫した就業支援サービスの提供を行うとともに、弁護士等のアドバイスを受け養育費の取決めなどの専門的な相談を行っています。	こどもを守る課
118	生活保護制度に係る就労自立給付金	生活保護世帯の世帯員が、安定した職業に就いたこと等により、保護を必要としなくなったと福祉事務所が認めた場合、生活保護廃止後に給付金を支給しています。	保護課
119	生活困窮者自立相談支援事業	生活保護に至る前の生活困窮者の抱えている複合的な課題を評価分析し、個々人の状況に応じた自立支援計画を策定し、必要なサービスの提供につなげています。	保護課

No	事業名	事業の概要等	担当課
120	生活困窮者就労準備支援事業	直ちに一般就労への移行が困難な生活困窮者に対して、一般就労に従事する準備としての基礎能力の形成を計画的かつ一貫して支援しています。	保護課
121	生活保護制度に係る被保護者就労支援事業	就労自立支援員を配置し、ケースワーカーと連携し就労支援を実施しています。一人ひとり個別にきめ細かく面接を行い、自立阻害要因を把握しそれぞれに合った支援を行い、ハローワークと連携し就労支援を実施しています。また、資格を有するカウンセラーによるカウンセリング、就労支援セミナーを実施しています。	保護課

【経済的支援・その他支援】

No	事業名	事業の概要等	担当課
122	児童手当の支給	家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的として、0歳から中学校卒業までの児童を養育している方に手当を支給しています。	子どもを守る課
90	児童扶養手当の支給（再掲）	ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図ることを目的として、ひとり親家庭の親に手当を支給しています。	子どもを守る課
91	母子・父子自立支援員による相談の充実（再掲）	ひとり親家庭の福祉の向上を図ることを目的として、ひとり親家庭への相談・情報提供を行うとともに、必要な指導・助言などを行っています。	子どもを守る課
92	自立支援プログラムの策定（地域就労支援）（再掲）	個々のひとり親家庭の方の実情に応じた自立支援プログラムを策定し、ハローワークなど関係機関と連携して、きめ細かな就業支援等を行っています。	子どもを守る課
93	母子家庭等自立支援教育訓練給付金の支給（再掲）	ひとり親家庭の方の就職に結びつく教育訓練講座を受講した場合に、受講費用の一部を給付金として支給しています。	子どもを守る課
94	母子家庭等高等職業訓練促進給付金の支給（再掲）	ひとり親家庭の方が看護師や介護福祉士等の資格を取得するために1年以上養成機関で修業する場合に、受講期間中の生活費として給付金を支給しています。	子どもを守る課
95	母子父子寡婦福祉資金貸付制度（再掲）	ひとり親家庭の方の経済的自立を図るため、子どもの進学費用や親自身の技能習得などに必要な資金を貸し付けています。	子どもを守る課
96	ひとり親家庭等日常生活支援事業（再掲）	ひとり親家庭の方が疾病や残業など社会的な理由や自立促進のための理由（技術習得のための通学、就職活動等）により、日常生活に支障がある場合に、ヘルパーを派遣し、家事援助を行っています（1家庭あたり、原則年10回まで。利用世帯の区分により、利用者負担あり）。	子どもを守る課

No	事業名	事業の概要等	担当課
99	子どもの養育支援事業（再掲）	養育費に関する取決めの重要性について理解を促すとともに、身近な相談窓口を周知するため、離婚相談や離婚届の届出時等にチラシを配布しています。	こどもを守る課
123	JR 通勤定期乗車券割引証明書の交付	児童扶養手当受給者が JR 通勤定期乗車券を購入する場合、3割引で購入できる証明書を交付しています。	こどもを守る課
119	生活困窮者自立相談支援事業（再掲）	生活保護に至る前の生活困窮者の抱えている複合的な課題を評価分析し、個々人の状況に応じた自立支援計画を策定し、必要なサービスの提供につなげています。	保護課
88	要保護児童対策地域協議会（再掲）	児童虐待の未然防止・早期発見・早期対応を図るため、「寝屋川市要保護児童対策地域協議会」を設置し、関係機関や地域との連携強化に取り組んでいます。	こどもを守る課
79	こども相談（再掲）	18歳未満の子どもやその保護者の様々な問題や悩みの相談対応を行います。児童虐待相談は、通告受理機関の一つとして、虐待通報があった場合は、他機関とも連携して対応しています。 相談先の周知徹底とともに子どもが相談しやすい方法や体制を強化します。	こどもを守る課
23	利用者支援事業（再掲）	子どもやその保護者に身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び相談対応・助言とともに、必要に応じて関係機関との連絡調整を行い支援につなげています。 RELATTO(リラット)の子育てコンシェルジュや他機関との連携による支援を充実させるとともに、地域の子育て支援に対するニーズの把握に努めています。	子育て支援課 子育てリフレッシュ館 保育課
124	スクールカウンセラーの配置	スクールカウンセラーを配置し、学校における教育相談体制の充実を図っています。	教育指導課
101	スクールソーシャルワーカーの配置（再掲）	スクールソーシャルワーカーを配置し、学校における関係機関と連携した取組を支援し、早期解決に向けた「福祉的アプローチ」を学校に取り入れています。	教育指導課
125	青少年の相談窓口	青少年に関する様々な相談を、気軽に相談できる体制を構築し、不安や悩みを抱える家族に対し、ワンストップで相談を受け、適切な専門部署につなぎます。	青少年課

【参考資料】平成 28 年度 大阪府子どもの生活に関する実態調査結果の結果概要

【家計・収入・就業に関すること】

- ・ひとり親世帯の概ね3分の1が赤字家計
- ・困窮度 I (等価可処分所得年収 127.5 万円未満)の世帯で就学援助を受けたことがない世帯は約1割。困窮度 I のひとり親世帯において児童扶養手当を受けたことがない世帯は約1割で、養育費を受けている割合は約1割
- ・非正規群に占める母子世帯は約7割
- ・困窮世帯ほど、子どもに対して経済的にできなかったこと(子どもを習い事に通わすことができなかった、家族旅行ができなかった等)が多い 等

【食事に関すること】

- ・家の大人と一緒に夕食を摂る割合については、世帯の経済状況によって差は見られないが、家の大人と一緒に朝食を摂る割合は困窮世帯ほど低い状況 等

【子どもの教育環境に関すること】

- ・困窮世帯ほど学習理解度について「よくわかる」「だいたいわかる」の割合が低い
- ・困窮世帯ほど授業時間以外の勉強時間について「まったくしない」の割合が高い
- ・進学希望について、困窮世帯ほど「大学・短大・大学院」の割合が低い 等

【子どものつながりに関すること】

- ・放課後ひとりである子どもは、困窮度にかかわらず約2割
- ・困窮度が高いほど、家以外の大人や学校以外の友達と過ごす割合が低い
- ・7割近くの子どもの何らかの悩みを持っている
- ・困窮世帯ほど保護者の家にいる時間について、「お子さんの学校からの帰宅時間には家にいる」「お子さんの夕食時間には家にいる」割合が少ない 等

【親への相談支援に関すること】

- ・公的な機関への相談割合が低い
- ・はじめて親になった年齢が 10 代の場合、困窮度が高い層が8割を超える
- ・子どもの心身で気になることについては、困窮世帯ほど割合が高い傾向がある 等

※「平成 28 年度大阪府子どもの生活に関する実態調査」から引用

第5章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業 の量の見込みと確保方策

1 教育・保育提供区域の設定

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供にあたり、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設整備の状況等を総合的に勘案して定める、「教育・保育提供区域」については、前期計画を踏襲して、コミュニティセンターの圏域（コミセンエリア）を教育・保育提供区域とします。

【各コミセンエリアの概要】

(人・か所)

コミセン エリア	人 口	(うち、小学生までの子どもの人口)			幼稚園数	認定 こども園数	認可 保育所等数
		0～5歳	6～8歳	9～11歳			
西北	41,456	1,890	1,008	1,056	2	3	3
東北	45,881	1,910	1,146	1,288	2	3	6
東	36,491	1,956	991	848	2	3	6
西	38,952	1,397	844	905	1	4	5
西南	39,057	1,540	928	1,037	2	5	5
南	31,059	1,408	661	661	1	2	7
合計	232,896	10,101	5,578	5,795	10	20	32

(平成31年4月1日現在)



2 計画期間の人口推計

計画期間中の児童数について、住民基本台帳人口（平成 27～31 年・各年 4 月 1 日時点）をもとに、コーホート変化率法により推計しました。

【計画期間中の推計人口】

(人)

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
0～2 歳	4,695	4,620	4,558	4,405	4,259
3～5 歳	5,097	4,882	4,623	4,493	4,417
6～8 歳	5,446	5,277	5,121	4,956	4,749
9～11 歳	5,700	5,553	5,531	5,400	5,235
合計	20,938	20,332	19,833	19,254	18,660

西北	0～2 歳	925	869	859	832	806
	3～5 歳	896	916	898	868	816
	6～8 歳	960	928	891	856	874
	9～11 歳	1,071	1,016	989	941	910
	合計	3,852	3,729	3,637	3,497	3,406
東北	0～2 歳	842	834	809	784	759
	3～5 歳	1,003	941	893	900	890
	6～8 歳	1,132	1,129	1,097	1,024	963
	9～11 歳	1,255	1,188	1,170	1,155	1,152
	合計	4,232	4,092	3,969	3,863	3,764
東	0～2 歳	951	952	953	925	899
	3～5 歳	948	899	828	807	807
	6～8 歳	999	963	914	883	839
	9～11 歳	855	904	987	995	959
	合計	3,753	3,718	3,682	3,610	3,504
西	0～2 歳	643	636	623	596	570
	3～5 歳	733	696	644	618	611
	6～8 歳	780	720	705	712	676
	9～11 歳	864	844	831	768	709
	合計	3,020	2,896	2,803	2,694	2,566
西南	0～2 歳	669	684	679	655	633
	3～5 歳	801	727	686	647	660
	6～8 歳	912	859	809	781	709
	9～11 歳	969	923	905	889	839
	合計	3,351	3,193	3,079	2,972	2,841
南	0～2 歳	665	645	635	613	592
	3～5 歳	716	703	674	653	633
	6～8 歳	663	678	705	700	688
	9～11 歳	686	678	649	652	666
	合計	2,730	2,704	2,663	2,618	2,579

※コーホート変化率法：各コーホート(同年出生集団)について、過去における実績人口の動勢から求めた「変化率」に基づき推計する方法。

3 量の見込み算出の考え方

幼稚園や保育所等の整備、地域子ども・子育て支援事業の実施について、前期計画の実績並びにニーズ調査の結果等から必要とされる量の見込みを算出し、その提供体制の確保の内容及び実施時期を定めます。

(1) 「認定区分」と「家庭類型」

ア 認定区分

教育・保育施設を利用する子どもに対して、家庭の状況（保護者の就労状況等）により、保育の必要性を認定します。

認定区分		保育の必要性	対象児童
1号認定	教育標準時間認定	必要なし	3～5歳児
2号認定	保育認定	必要あり	3～5歳児
3号認定	保育認定	必要あり	0～2歳児

イ 家庭類型

ニーズ調査の結果から、対象となる子どもの父母の有無、就労状況に基づき、タイプAからタイプFの8種類に類型化し、母親の就労希望を反映させた“潜在的家庭類型”の種類ごとに算出します。

父親		母親		パートタイム就労(産休・育休等を含む)			未就労	
				120時間以上	120時間未満 64時間以上	64時間未満		
ひとり親		タイプA						
フルタイム就労 (産休・育休等を含む)		タイプB	タイプC	タイプC'		タイプD		
パート タイム就労 (産休・育休 等を含む)	120時間以上	タイプC	タイプE		タイプE'			
	120時間未満 64時間以上	タイプC'						
未就労		タイプD				タイプF		

保育の必要性あり
保育の必要性なし

- タイプA : ひとり親家庭（母子又は父子家庭）
 - タイプB : フルタイム共働き家庭（両親ともフルタイムで就労している家庭）
 - タイプC : フルタイム・パートタイム（就労時間：月120時間以上＋月64時間～120時間の一部）共働き家庭
 - タイプC' : フルタイム・パートタイム（就労時間：月64時間未満＋月64時間～120時間の一部）共働き家庭
 - タイプD : 専業主婦（夫）家庭
 - タイプE : パートタイム共働き家庭（就労時間：双方が月120時間以上＋月64時間～120時間の一部）
 - タイプE' : パートタイム共働き家庭（就労時間：いずれかが月64時間未満＋月64時間～120時間の一部）
 - タイプF : 無業の家庭（両親とも無職の家庭）
- ※産前・産後・育児・介護休業取得中の人も就労しているとみなして分類しています。

(2) 量の見込みの算出項目

下記の事業について、量の見込みの算出を行います。

ア 【 教育・保育の量の見込み 】

	対象事業	対象家庭	対象児童	区域設定
ア	幼稚園、認定こども園（幼稚園部分） 【1号認定】	専業主婦(夫)家庭 就労時間が短い家庭	3～5歳児	コミセン エリア
イ	保育所、認定こども園（保育所部分）等 【2・3号認定】	ひとり親家庭 共働き家庭	0～5歳児	コミセン エリア

イ 【 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み 】

	対象事業	対象家庭	対象児童等	区域設定
ウ	利用者支援事業	すべての家庭	—	市全域
エ	延長保育事業	ひとり親家庭 共働き家庭	0～5歳児	コミセン エリア
オ	放課後児童健全育成事業 （留守家庭児童会）	ひとり親家庭 共働き家庭	小学校1～ 6年生	コミセン エリア
カ	子育て短期支援事業 （ショートステイ、トワイライトステイ）	すべての家庭	0～18歳	市全域
キ	乳児家庭全戸訪問事業 （こんにちは赤ちゃん訪問）	すべての家庭	生後4か月	市全域
ク	養育支援訪問事業 （養育支援訪問事業、育児援助・家事援助 事業）	すべての家庭	出産予定日の2 か月前～生後6 か月 （育児援助・家事援 助事業）	市全域
ケ	地域子育て支援拠点事業 （子育て支援センター、つどいの広場）	すべての家庭	0歳～就学前(子 育て支援センタ ー) 0～おおむね3 歳未満(つどいの 広場)	コミセン エリア
コ	一時預かり事業 （幼稚園型）	幼稚園利用の家庭	3～5歳児	コミセン エリア
	（幼稚園型を除く）	すべての家庭	0～5歳児	コミセン エリア
サ	病児保育事業	ひとり親家庭 共働き家庭	0歳～ 小学校6年生	市全域
シ	ファミリー・サポート・センター事業	すべての家庭	0歳～ 小学校6年生	市全域
ス	妊婦健康診査	すべての家庭	妊娠中の人	市全域
セ	実費徴収に係る補足給付を行う事業	就園奨励費対象となる 私立幼稚園に子どもを 通わせる一定所得以下 の家庭	左記家庭の園児 及び第3子以降 の園児	市全域
ソ	多様な事業者の参入促進・能力活用事業	すべての家庭	—	市全域

(3) 量の見込み算出の手順

国が示すニーズ調査結果を用いた量の見込みの算出手順は以下の通りです。

ステップ 1

～家庭類型の算出～

アンケート回答者を両親の就労状況（一部施設の利用状況を含む。）でタイプを分類します。

タイプAからタイプFの8つの家庭類型があります。

ステップ 2

～潜在的な家庭類型の算出～

ステップ1の家庭類型からさらに、両親の今後1年以内の就労意向を反映させて、タイプを分類します。

ステップ 3

～潜在的な家庭類型別の将来児童数の算出～

計画期間の推計児童数と各潜在家庭類型の構成比に基づき、潜在家庭類型別の推計児童数を算出します。

ステップ 4

～事業別の対象となる児童数の算出～

事業ごとに対象となる家庭類型を踏まえて、該当事業別の児童数を算出します。

たとえば、保育所や放課後児童健全育成事業（留守家庭児童会）等の利用は保育を必要とする家庭に限定されています。

ステップ 5

～利用意向率の算出～

該当事業別に、対象となる潜在的な家庭類型における利用希望から「利用意向率」（利用希望者数／該当事業別の回答者数）を算出します。

ステップ 6

～量の見込み算出～

該当事業の対象となる児童数に利用意向率を掛け、量の見込みを算出します。

将来児童数を掛け合わせることで、令和2年度から令和6年度まで各年度の量の見込みが算出されます。

国では、上記を基本としつつ、地域特性や施設整備等の状況に応じた自治体の独自設定も認めています。算出された量の見込みと実際の利用状況とに大きな差異がある場合、見込み量の補正を行う必要があります。以下の視点から補正值を検討しました。

- 過去の利用状況と比較して、多過ぎる、又は、少な過ぎる見込みになっていないか。
- 見込み量を算出するに当たっての考え方は適切か。
- 確保方策の検討にあたり留意すべき視点はありますか。
- 教育・保育の無償化実施後の影響を見込んでいるか。

4 教育・保育の量の見込みと確保方策

(1) 幼稚園、認定こども園（幼稚園部分）【1号認定】

【事業概要】

満3歳以上で保育を必要としない（1号認定及び2号認定で教育を希望する者）、小学校就学前の子どもが利用できます。

【実績】

各年5月1日現在における在籍者数・定員

(人・か所)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
実績	1号認定					
	2号認定相当※1					
	合計◎	2,782	2,791	2,634	2,500	2,315
確保量	特定教育・保育施設※2	515	480	829	1,221	1,216
	上記以外の施設※3	3,273	3,289	3,270	2,140	2,175
	市外施設	523	559	510	482	419
	合計◎	4,311	4,328	4,609	3,843	3,810
過不足(◎-△)		1,529	1,537	1,975	1,343	1,495
市内実施箇所数		14	14	21	24	29

※1 保護者の就労時間が2号認定相当の時間であっても、幼稚園の利用のみを希望する場合は、1号認定となります。

※2 子ども・子育て支援新制度に伴い、新たに創設された財政支援の仕組みである「施設型給付」の対象となる施設。

※3 子ども・子育て支援新制度に移行しない私立幼稚園(今後、新制度へ移行することにより、数値が変わる可能性があります。)

【今後の方向性】

通園バスの利用により、市外を含め、近隣以外の幼稚園を利用している家庭も多く、市域全体ではニーズに対応していますが、幼児教育無償化等の影響も踏まえ、引き続き、幼稚園等在籍者数に対して、市内施設での定員（量）を確保します。

【量の見込みと確保方策】（市域全体）

（人・か所）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	1号認定	1,715	1,578	1,445	1,406	1,384
	2号認定相当	586	539	496	481	472
	合計㊸	2,301	2,117	1,941	1,887	1,856
確保方策（提供量）	特定教育・保育施設	1,188	1,188	1,188	1,188	1,188
	上記以外の施設	2,175	2,175	2,175	2,175	2,175
	市外施設	419	419	419	419	419
	合計㊹	3,782	3,782	3,782	3,782	3,782
過不足（㊸－㊹）		1,481	1,665	1,841	1,895	1,926
市内実施箇所数		30	30	30	30	30

【量の見込みと確保方策】（区域別）

（人・か所）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
西 北	量の 見込み	1号認定	321	295	270	263	259
		2号認定相当	110	101	93	90	88
		合計㊸	431	396	363	353	347
	確保 方策 (提供量)	特定教育・ 保育施設	162	162	162	162	162
		上記以外の施設	440	440	440	440	440
		市外施設	4	4	4	4	4
		合計㊹	606	606	606	606	606
	過不足（㊹－㊸）		175	210	243	253	259
	実施箇所数		6	6	6	6	6
	東 北	量の 見込み	1号認定	436	402	368	358
2号認定相当			149	137	126	122	120
合計㊸			585	539	494	480	472
確保 方策 (提供量)		特定教育・ 保育施設	269	269	269	269	269
		上記以外の施設	925	925	925	925	925
		市外施設	50	50	50	50	50
		合計㊹	1,244	1,244	1,244	1,244	1,244
過不足（㊹－㊸）		659	705	750	764	772	
実施箇所数		4	4	4	4	4	
東		量の 見込み	1号認定	351	323	296	288
	2号認定相当		120	110	101	98	97
	合計㊸		471	433	397	386	380
	確保 方策 (提供量)	特定教育・ 保育施設	334	334	334	334	334
		上記以外の施設	405	405	405	405	405
		市外施設	41	41	41	41	41
		合計㊹	780	780	780	780	780
	過不足（㊹－㊸）		309	347	383	394	400
	実施箇所数		5	5	5	5	5

(人・か所)

			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
西	量の見込み	1号認定	259	238	218	212	209
		2号認定相当	88	81	75	73	71
		合計㊸	347	319	293	285	280
	確保方策(提供量)	特定教育・保育施設	49	49	49	49	49
		上記以外の施設	405	405	405	405	405
		市外施設	13	13	13	13	13
		合計㊹	467	467	467	467	467
	過不足(㊹-㊸)		120	148	174	182	187
	実施箇所数		5	5	5	5	5
	西南	量の見込み	1号認定	199	183	168	163
2号認定相当			68	63	58	56	55
合計㊸			267	246	226	219	216
確保方策(提供量)		特定教育・保育施設	286	286	286	286	286
		上記以外の施設	0	0	0	0	0
		市外施設	148	148	148	148	148
		合計㊹	434	434	434	434	434
過不足(㊹-㊸)		167	188	208	215	218	
実施箇所数		6	6	6	6	6	
南		量の見込み	1号認定	149	137	125	122
	2号認定相当		51	47	43	42	41
	合計㊸		200	184	168	164	161
	確保方策(提供量)	特定教育・保育施設	88	88	88	88	88
		上記以外の施設	0	0	0	0	0
		市外施設	163	163	163	163	163
		合計㊹	251	251	251	251	251
	過不足(㊹-㊸)		51	67	83	87	90
	実施箇所数		4	4	4	4	4

(2) 保育所、認定こども園（保育所部分）等【2・3号認定】

【事業概要】

保護者が就労や疾病等により、保育を必要とする0～5歳（2号認定（3～5歳）及び3号認定（0～2歳））の子どもが利用できます。

【実績】

各年4月1日現在における在籍者数・定員

(人・か所)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
実績	2号認定（3～5歳）	2,496	2,581	2,622	2,645	2,673
	3号認定（0歳）	211	241	227	219	232
	3号認定（1・2歳）	1,491	1,508	1,562	1,612	1,584
	合計◎	4,198	4,330	4,411	4,476	4,489
確保量	2号認定（3～5歳）	2,418	2,444	2,479	2,593	2,613
	3号認定（0歳）	348	349	349	350	352
	3号認定（1・2歳）	1,499	1,532	1,557	1,551	1,568
	合計◎	4,265	4,325	4,385	4,494	4,533
過不足（◎－△）		67	△ 5	△ 26	18	44
市内実施箇所数		42	42	43	51	52

【今後の方向性】

近年、育児休業中の保育所入所申請数が大幅に増加していることから、1～2歳児の保育ニーズに対応できるようにする必要があります。駅周辺地域を中心に、ニーズ量の見込みが現行の定員を大幅に上回る地域があるため、市域全体で保育所の定員を拡充し、受入体制を確保していきます。

【量の見込みと確保方策】（市域全体）

（人・か所）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	2号認定（3～5歳）	2,676	2,651	2,575	2,503	2,460
	3号認定（0歳）	252	257	249	240	232
	3号認定（1・2歳）	1,565	1,621	1,681	1,645	1,590
	合計㊸	4,493	4,529	4,505	4,388	4,282
確保方策 （提供量）	2号認定（3～5歳）	2,676	2,656	2,607	2,607	2,607
	3号認定（0歳）	254	257	249	249	249
	3号認定（1・2歳）	1,607	1,624	1,681	1,681	1,681
	合計㊹	4,537	4,537	4,537	4,537	4,537
過不足（㊹－㊸）		44	8	32	149	255
市内実施箇所数		53	53	53	53	53

【量の見込みと確保方策】（区域別）

（人・か所）

			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
西 北	量の 見 込 み	2号認定 （3～5歳）	466	485	481	466	443
		3号認定 （0歳）	49	50	48	47	46
		3号認定 （1・2歳）	315	305	316	310	301
		合計④	830	840	845	823	790
	確保 方 策 （ 提 供 量 ）	2号認定 （3～5歳）	438	438	433	433	433
		3号認定 （0歳）	56	56	56	56	56
		3号認定 （1・2歳）	246	246	251	251	251
		合計⑤	740	740	740	740	740
	過不足（⑤－④）		△90	△100	△105	△83	△50
	実施箇所数		6	6	6	6	6
東 北	量の 見 込 み	2号認定 （3～5歳）	516	503	489	488	482
		3号認定 （0歳）	45	47	45	44	42
		3号認定 （1・2歳）	286	297	300	294	285
		合計④	847	847	834	826	809
	確保 方 策 （ 提 供 量 ）	2号認定 （3～5歳）	375	375	375	375	375
		3号認定 （0歳）	47	47	43	43	43
		3号認定 （1・2歳）	258	258	262	262	262
		合計⑤	680	680	680	680	680
	過不足（⑤－④）		△167	△167	△154	△146	△129
	実施箇所数		9	9	9	9	9

※ 不足が生じている地域については、隣接地域での受入れにより対応します。

(人・か所)

			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
東	量の見込み	2号認定 (3～5歳)	495	485	462	449	448
		3号認定 (0歳)	80	80	80	77	75
		3号認定 (1・2歳)	305	324	341	336	325
		合計Ⓐ	880	889	883	862	848
	確保方策 (提供量)	2号認定 (3～5歳)	411	391	393	393	393
		3号認定 (0歳)	42	45	41	41	41
		3号認定 (1・2歳)	245	262	264	264	264
		合計Ⓑ	698	698	698	698	698
	過不足(Ⓑ-Ⓐ)		△182	△191	△185	△164	△150
	実施箇所数		10	10	10	10	10
西	量の見込み	2号認定 (3～5歳)	390	385	369	355	350
		3号認定 (0歳)	20	20	19	16	15
		3号認定 (1・2歳)	214	225	234	226	217
		合計Ⓐ	624	630	622	597	582
	確保方策 (提供量)	2号認定 (3～5歳)	503	503	486	486	486
		3号認定 (0歳)	43	43	43	43	43
		3号認定 (1・2歳)	294	294	311	311	311
		合計Ⓑ	840	840	840	840	840
	過不足(Ⓑ-Ⓐ)		216	210	218	243	258
	実施箇所数		9	9	9	9	9

※ 不足が生じている地域については、隣接地域での受入れにより対応します。

			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
西 南	量の 見込み	2号認定 (3～5歳)	434	415	404	385	387
		3号認定 (0歳)	49	48	46	45	43
		3号認定 (1・2歳)	219	241	254	248	238
		合計④	702	704	704	678	668
	確保 方策 (提供 量)	2号認定 (3～5歳)	449	449	439	439	439
		3号認定 (0歳)	29	29	29	29	29
		3号認定 (1・2歳)	277	277	287	287	287
		合計⑤	755	755	755	755	755
	過不足(⑤-④)		53	51	51	77	87
	実施箇所数		10	10	10	10	10
南	量の 見込み	2号認定 (3～5歳)	375	378	370	360	350
		3号認定 (0歳)	9	12	11	11	11
		3号認定 (1・2歳)	226	229	236	231	224
		合計④	610	619	617	602	585
	確保 方策 (提供 量)	2号認定 (3～5歳)	500	500	481	481	481
		3号認定 (0歳)	37	37	37	37	37
		3号認定 (1・2歳)	287	287	306	306	306
		合計⑤	824	824	824	824	824
	過不足(⑤-④)		214	205	207	222	239
	実施箇所数		9	9	9	9	9

※ 不足が生じている地域については、隣接地域での受入れにより対応します。

【認定こども園の普及について】

私立幼稚園及び民間保育所について、各事業者の意向を踏まえ、認定こども園への移行を支援します。特に、各地域におけるすべての年齢の児童を対象とした保育需要に対応できる幼保連携型認定こども園については、今後の保育事情を踏まえ、その移行を支援します。

5 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

(1) 利用者支援事業

【事業概要】

教育・保育施設や地域の子育て支援の事業等の利用について情報集約と提供を行うとともに、子どもや保護者からのそれらの利用にあたっての相談に応じ、それらの人々に必要な情報提供・助言等を行います。

【実績】

(か所)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
実績④	2	2	2	6	6
確保量⑤	2	2	2	6	6
過不足(⑤-④)	0	0	0	0	0

※ 実施場所(令和元年度):こどもセンター【基本型】、たんぽぽ保育所子育て支援センター【基本型】、保健福祉センター(子育て世代包括支援センター【母子保健型】)、保育コンシェルジュ【特定型】、RELATTO(リラット)(子育てコンシェルジュ【基本型】)、子育て世代包括支援センター【母子保健型】)

【今後の方向性】

地域子育て支援拠点において、子どもやその保護者、妊娠している人が、教育・保育施設や地域子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、支援していきます。

【量の見込みと確保方策】(市域全体)

(か所)

		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
※ ₁ 量の見込み	基本型※ ₂ ・特定型※ ₃	4	4	4	4	4
	母子保健型※ ₄	2	2	2	2	2
	合計④	6	6	6	6	6
(提供量) 確保方策	基本型・特定型	4	4	4	4	4
	母子保健型	2	2	2	2	2
	合計⑤	6	6	6	6	6

※1 国の示す「第二期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方」に基づき、「基本型・特定型」「母子保健型」に分けて量の見込みを算出しました。

※2 「基本型」:「利用者支援」と「地域連携」を共に実施する形態(主として、行政窓口以外で、親子が継続的に利用できる施設を活用します。)

※3 「特定型」:主に「利用者支援」を実施する形態(主として、行政機関の窓口等を活用します。)

※4 「母子保健型」:助産師等の専門職が全ての妊産婦等を対象に「利用者支援」と「地域連携」を共に実施する形態(主として、子育て世代包括支援センターを活用します。)

(2) 延長保育事業

【事業概要】

保育所、認定こども園等における在園児を対象に、保育時間（標準時間（11 時間）、短時間（8時間））を超えて保育を実施する事業です。

【実績】

（人・か所）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
実績 [㊤]	2,086	1,971	2,117	2,359	2,442
確保量 [㊥]	2,086	1,971	2,117	2,359	2,442
過不足（ [㊥] － [㊤] ）	0	0	0	0	0
市内実施箇所数	42	42	42	44	44

※ 令和元年度の実績は見込み値です。

【今後の方向性】

就労形態の変化等により多様化する保育ニーズに対応するとともに、保育士の確保を図ります。

【量の見込みと確保方策】（市域全体）

（人・か所）

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み [㊤]	2,765	2,683	2,592	2,512	2,449
確保方策（提供量） [㊥]	2,765	2,683	2,592	2,512	2,449
過不足（ [㊥] － [㊤] ）	0	0	0	0	0
市内実施箇所数	44	44	44	44	44

【量の見込みと確保方策】（区域別）

（人・か所）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
西北	量の見込み㊤	514	504	496	480	458
	確保方策（提供量）㊥	514	504	496	480	458
	過不足（㊥－㊤）	0	0	0	0	0
	実施箇所数	6	6	6	6	6
東北	量の見込み㊤	521	501	480	475	465
	確保方策（提供量）㊥	521	501	480	475	465
	過不足（㊥－㊤）	0	0	0	0	0
	実施箇所数	8	8	8	8	8
東	量の見込み㊤	536	523	503	489	482
	確保方策（提供量）㊥	536	523	503	489	482
	過不足（㊥－㊤）	0	0	0	0	0
	実施箇所数	7	7	7	7	7
西	量の見込み㊤	389	376	358	343	333
	確保方策（提供量）㊥	389	376	358	343	333
	過不足（㊥－㊤）	0	0	0	0	0
	実施箇所数	9	9	9	9	9
西南	量の見込み㊤	415	398	385	368	365
	確保方策（提供量）㊥	415	398	385	368	365
	過不足（㊥－㊤）	0	0	0	0	0
	実施箇所数	7	7	7	7	7
南	量の見込み㊤	390	381	370	357	346
	確保方策（提供量）㊥	390	381	370	357	346
	過不足（㊥－㊤）	0	0	0	0	0
	実施箇所数	7	7	7	7	7

(3) 放課後児童健全育成事業（留守家庭児童会）

【事業概要】

児童に対し、適切な遊びと生活の場を与えるとともに、異なった学年による児童の集団活動を推進し、放課後における児童の健全育成を図ります。

【実績】

(人・校)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
実績	低学年	1,754	1,742	1,747	1,753	1,772
	高学年	106	346	388	438	443
	合計㊦	1,860	2,088	2,135	2,191	2,215
確保量㊧		2,025	2,270	2,455	2,500	2,550
過不足 (㊧－㊦)		165	182	320	309	335
市内実施箇所数		24 (45 区画)	24 (55 区画)	24 (57 区画)	24 (59 区画)	24 (62 区画)

※ 各年 5 月 1 日現在における入会児童数・定員

※ 区画(専用区画)とは、開所時間を通じて、遊び、生活を行うために整備された部屋等を指します。

【今後の方向性】

放課後の児童の安全安心な遊びや生活の場を確保し、一層児童の健全な育成に努めます。また、保育環境の改善や児童指導員の確保に努めます。

【量の見込みと確保方策】（市域全体）

(人・校)

		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み	1 年生	667	647	653	627	603
	2 年生	629	570	556	558	536
	3 年生	422	415	380	369	371
	4 年生	283	279	274	253	244
	5 年生	138	140	139	133	123
	6 年生	71	67	67	65	66
	合計㊦	2,210	2,118	2,069	2,005	1,943
確保方策(提供量)	合計㊧	2,550	2,550	2,550	2,550	2,550
過不足 (㊧－㊦)		340	432	481	545	607
市内実施箇所数		24 (62 区画)	24 (62 区画)	24 (62 区画)	24 (62 区画)	24 (62 区画)

※1 国の示す「第二期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方(改訂版)」に基づき、学年ごとの量の見込みを算出しました。

【量の見込みと確保方策】（区域別）

（人・校）

量の見込み		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
西 北	量の見込み	1年生	126	111	107	118	129
		2年生	106	108	94	93	101
		3年生	69	70	72	64	61
		4年生	54	47	46	48	42
		5年生	25	27	24	22	23
		6年生	12	13	13	11	11
	合計㊟	392	376	356	356	367	
西 北	確保方策（提供量）	合計㊟	430	430	430	430	430
		過不足（㊟－㊿）	38	54	74	74	63
実施箇所数		4 (10区画)	4 (10区画)	4 (10区画)	4 (10区画)	4 (10区画)	
東 北	量の見込み	1年生	135	134	130	104	102
		2年生	131	116	116	111	90
		3年生	83	85	77	76	74
		4年生	57	54	56	50	51
		5年生	29	28	27	28	25
		6年生	15	15	13	12	13
	合計㊟	450	432	419	381	355	
東 北	確保方策（提供量）	合計㊟	490	490	490	490	490
		過不足（㊟－㊿）	40	58	71	109	135
実施箇所数		4 (11区画)	4 (11区画)	4 (11区画)	4 (11区画)	4 (11区画)	

(人・校)

量の見込み		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
東	量の見込み	1年生	122	117	127	122	120
		2年生	125	104	100	109	105
		3年生	76	82	70	66	72
		4年生	46	50	54	46	44
		5年生	21	23	25	26	23
		6年生	11	10	11	11	13
	合計㊦	401	386	387	380	377	
	確保方策(提供量)	合計㊧	520	520	520	520	520
過不足(㊧-㊦)		119	134	133	140	143	
実施箇所数		4 (12区画)	4 (12区画)	4 (12区画)	4 (12区画)	4 (12区画)	
西	量の見込み	1年生	82	91	96	89	83
		2年生	90	71	78	82	76
		3年生	67	59	47	52	55
		4年生	44	44	39	32	34
		5年生	21	21	22	19	15
		6年生	11	10	10	11	10
	合計㊦	315	296	292	285	273	
	確保方策(提供量)	合計㊧	360	360	360	360	360
過不足(㊧-㊦)		45	64	68	75	87	
実施箇所数		4 (10区画)	4 (10区画)	4 (10区画)	4 (10区画)	4 (10区画)	

(人・校)

量の見込み		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
西 南	量の見込み	1年生	112	104	99	101	82
		2年生	105	96	90	83	86
		3年生	75	70	63	59	56
		4年生	47	50	46	43	39
		5年生	23	23	24	23	21
		6年生	13	10	11	12	11
	合計㊦	375	353	333	321	295	
南	確保方策 (提供量)	合計㊦	400	400	400	400	400
		過不足(㊦-㊧)	25	47	67	79	105
実施箇所数		4 (9区画)	4 (9区画)	4 (9区画)	4 (9区画)	4 (9区画)	
南	量の見込み	1年生	90	90	94	93	87
		2年生	72	75	78	80	78
		3年生	52	49	51	52	53
		4年生	35	34	33	34	34
		5年生	19	18	17	15	16
		6年生	9	9	9	8	8
	合計㊦	277	275	282	282	276	
南	確保方策 (提供量)	合計㊦	350	350	350	350	350
		過不足(㊦-㊧)	73	75	68	68	74
実施箇所数		4 (10区画)	4 (10区画)	4 (10区画)	4 (10区画)	4 (10区画)	

(4) 子育て短期支援事業

【事業概要】

保護者の疾病や仕事等により、家庭において養育を受けることが一時的に困難になった児童について必要な保護を行う事業で、短期入所生活援助事業（ショートステイ）と夜間養護等事業（トワイライトステイ）があります。

【実績】

(人日・か所)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
実績 [㊤]	206	175	84	126	170
確保量 [㊥]	206	175	84	126	170
過不足 (㊥－㊤)	0	0	0	0	0
市内実施箇所数	4	4	4	4	4

※ 令和元年度の実績は見込み値です。

【今後の方向性】

本事業を必要とする家庭が利用できるよう適切に対応するとともに、施設の場所等、利用者の利便性について配慮しながら、引き続き、事業を実施していきます。

【量の見込みと確保方策】(市域全体)

(人日・か所)

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み [㊤]	131	126	122	119	115
確保方策(提供量) [㊥]	131	126	122	119	115
過不足 (㊥－㊤)	0	0	0	0	0
市内実施箇所数	4	4	4	4	4

(5) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）

【事業概要】

生後4か月を迎えるまでの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

【実績】

(人)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
実績	出生数	1,869	1,781	1,630	1,564	1,482
	訪問数	1,623	1,547	1,426	1,370	1,263
確保量（実施体制）		民生委員・児童委員（69人に訪問員を委嘱）				

※ 各年4月1日から翌年3月31日の間の出生数

※ 令和元年度の実績は見込み値です。

【今後の方向性】

養育支援訪問事業等とも連携し、子育てを始める保護者の不安を軽減し、必要な支援に結び付けるために、引き続き全戸訪問を実施します。

【量の見込みと確保方策】（市域全体）

(人)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	出生数	1,583	1,532	1,484	1,430	1,383
	訪問数	1,377	1,333	1,291	1,244	1,203
確保方策（実施体制）		民生委員・児童委員（69人に訪問員を委嘱）				



(6) 養育支援訪問事業

【事業概要】

養育支援が特に必要と判断された家庭を訪問して、養育に関する助言、指導を行い、家庭内での育児に関する具体的な援助を行う事業です。

【実績】

(人)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
実績	養育支援訪問事業	67	71	70	49	61
	育児援助・家事援助事業	29	26	37	42	48
	合計	96	97	107	91	109
確保量	養育支援訪問事業	17	17	17	12	22
	育児援助・家事援助事業	4 団体	4 団体	8 団体	6 団体	10 団体

※ 令和元年度の実績は見込み値です。

【今後の方向性】

母子保健訪問指導、こんにちは赤ちゃん訪問と連携し、子どもが適切に養育される環境の確保及び保護者の負担軽減を図るため、引き続き実施します。

【量の見込みと確保方策】(市域全体)

(人)

		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み	養育支援訪問事業	65	65	65	65	65
	育児援助・家事援助事業	35	35	35	35	35
	合計	100	100	100	100	100
(実施体制)	養育支援訪問事業	実施体制：22 人 実施機関：子育て支援課等（保育士、保健師等）が連携して実施				
	育児援助・家事援助事業	委託団体：10 団体				

(7) 地域子育て支援拠点事業

【事業概要】

未就学児とその保護者が気軽に集える場所で、相互交流や子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

【実績】

(人日・か所)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
実績	152,561	144,373	147,733	137,163	154,471
市内実施箇所数	12	12	12	12	12

※ 令和元年度の実績は見込み値です。

【今後の方向性】

子育て家庭の交流や情報提供の場として必要な事業であることから、地域子育て支援拠点連絡会議などを通じて連携を密にするとともに、RELATTO（リラット）との連携など、利用者の増加につながる取組を検討します。

【量の見込みと確保方策】（市域全体）

(人日・か所)

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み	150,777	148,368	146,377	141,464	136,775
市内実施箇所数	12	12	12	12	12

【量の見込みと確保方策】（区域別）

（人日・か所）

量の見込み		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
西 北	量の見込み	29,706	27,908	27,586	26,719	25,884
	実施箇所数	2	2	2	2	2
東 北	量の見込み	27,040	26,783	25,981	25,178	24,375
	実施箇所数	2	2	2	2	2
東	量の見込み	30,541	30,573	30,605	29,706	28,871
	実施箇所数	2	2	2	2	2
西	量の見込み	20,650	20,425	20,007	19,140	18,305
	実施箇所数	2	2	2	2	2
西 南	量の見込み	21,484	21,966	21,806	21,035	20,328
	実施箇所数	2	2	2	2	2
南	量の見込み	21,356	20,713	20,392	19,686	19,012
	実施箇所数	2	2	2	2	2

(8) 一時預かり事業

一時預かり事業（幼稚園型）

【事業概要】

幼稚園等が在園児を対象に、教育時間の前後や長期休暇期間等に一時的に預かる事業です。

【実績】

		(人日・か所)				
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
実績	1号認定					
	2号認定相当					
	合計◎	41,699	48,732	38,453	28,495	34,473
確保量	合計◎	98,320	102,466	240,160	54,468	54,756
過不足(◎-△)		56,621	53,734	201,707	25,973	20,283
市内実施箇所数		8	8	7	5	5

※ 令和元年度の実績は見込み値です。

※ 第1期計画(平成27年度～令和元年度)においては、私学助成に該当する私立幼稚園による預かり保育を量の見込みと確保方策としています。

【今後の方向性】

共働き世帯において、通常の教育時間と併せて定期的な一時預かり事業の利用希望が高いことから、今後も実施していきます。また、幼児教育無償化等の影響も踏まえ、延べ利用者数に対して、市内施設での受け入れ可能人数を確保していきます。

【量の見込みと確保方策】(市域全体)

		(人日・か所)				
		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み	1号認定	20,171	19,322	18,297	17,780	17,483
	2号認定相当	44,642	42,759	40,488	39,354	38,689
	合計◎	64,813	62,081	58,785	57,134	56,172
(提供量) 確保方策	幼稚園型 I	66,885	66,885	66,885	66,885	66,885
	上記以外 (私学助成等)	54,612	54,612	54,612	54,612	54,612
	合計◎	121,497	121,497	121,497	121,497	121,497
過不足(◎-△)		56,684	59,416	62,712	64,363	65,325
市内実施箇所数		26	26	26	26	26

※ 第2期計画(令和2年度～令和6年度)においては、認定こども園(幼稚園型)と私学助成に該当する私立幼稚園による一時預かり事業の合計を量の見込みと確保方策としています。

【量の見込みと確保方策】（区域別）

（人日・か所）

			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
西 北	量の 見込み	1号認定	3,534	3,631	3,551	3,433	3,233
		2号認定相当	7,835	8,029	7,861	7,600	7,152
		合計㊸	11,369	11,660	11,412	11,033	10,385
	(確保 方策 提供量)	幼稚園型 I	6,615	6,615	6,615	6,615	6,615
		上記以外 (私学助成等)	11,100	11,100	11,100	11,100	11,100
		合計㊹	17,715	17,715	17,715	17,715	17,715
過不足（㊹－㊸）			6,346	6,055	6,303	6,682	7,330
実施箇所数			5	5	5	5	5
東 北	量の 見込み	1号認定	3,973	3,728	3,531	3,571	3,529
		2号認定相当	8,788	8,246	7,819	7,893	7,803
		合計㊸	12,761	11,974	11,350	11,464	11,332
	(確保 方策 提供量)	幼稚園型 I	13,720	13,720	13,720	13,720	13,720
		上記以外 (私学助成等)	22,491	22,491	22,491	22,491	22,491
		合計㊹	36,211	36,211	36,211	36,211	36,211
過不足（㊹－㊸）			23,450	24,237	24,861	24,747	24,879
実施箇所数			4	4	4	4	4
東	量の 見込み	1号認定	3,753	3,571	3,277	3,199	3,185
		2号認定相当	8,303	7,887	7,250	7,074	7,058
		合計㊸	12,056	11,458	10,527	10,273	10,243
	(確保 方策 提供量)	幼稚園型 I	18,865	18,865	18,865	18,865	18,865
		上記以外 (私学助成等)	14,931	14,931	14,931	14,931	14,931
		合計㊹	33,796	33,796	33,796	33,796	33,796
過不足（㊹－㊸）			21,740	22,338	23,269	23,523	23,553
実施箇所数			4	4	4	4	4

(人日・か所)

			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
西	量の 見込み	1号認定	2,887	2,747	2,544	2,452	2,428
		2号認定相当	6,407	6,087	5,636	5,419	5,362
		合計㊸	9,294	8,834	8,180	7,871	7,790
	(確保 方策 提供量)	幼稚園型I	12,005	12,005	12,005	12,005	12,005
		上記以外 (私学助成等)	6,090	6,090	6,090	6,090	6,090
		合計㊹	18,095	18,095	18,095	18,095	18,095
過不足(㊸-㊹)			8,801	9,261	9,915	10,224	10,305
実施箇所数			5	5	5	5	5
西 南	量の 見込み	1号認定	3,167	2,878	2,709	2,560	2,607
		2号認定相当	7,013	6,368	6,002	5,667	5,774
		合計㊸	10,180	9,246	8,711	8,227	8,381
	(確保 方策 提供量)	幼稚園型I	11,270	11,270	11,270	11,270	11,270
		上記以外 (私学助成等)	0	0	0	0	0
		合計㊹	11,270	11,270	11,270	11,270	11,270
過不足(㊸-㊹)			1,090	2,024	2,559	3,043	2,889
実施箇所数			5	5	5	5	5
南	量の 見込み	1号認定	2,857	2,767	2,685	2,565	2,501
		2号認定相当	6,296	6,142	5,920	5,701	5,540
		合計㊸	9,153	8,909	8,605	8,266	8,041
	(確保 方策 提供量)	幼稚園型I	4,410	4,410	4,410	4,410	4,410
		上記以外 (私学助成等)	0	0	0	0	0
		合計㊹	4,410	4,410	4,410	4,410	4,410
過不足(㊸-㊹)			△4,743	△4,499	△4,195	△3,856	△3,631
実施箇所数			3	3	3	3	3

※ 通園バスの利用等により、在住区域外への通園が可能であるため、過不足についてはこの限りではありません。

一時預かり事業（幼稚園型を除く）

【事業概要】

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、保育所その他の場所において、一時的に預かる事業です。

【実績】

（人日・か所）

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
保育所・認定こども園	実績④	4,985	5,250	5,191	4,653	4,238
	確保量⑤	15,658	15,814	15,928	15,928	15,928
	過不足（⑤－④）	10,673	10,564	10,737	11,275	11,690
	市内実施箇所数	8	8	8	8	8
RELATTO (リラット)	実績④				937	1,376
	確保量⑤				937	1,590
	過不足（⑤－④）				0	214
	市内実施箇所数				1	1
合計	実績④	4,985	5,250	5,191	5,590	5,614
	確保量⑤	15,658	15,814	15,928	16,865	17,518
	過不足（⑤－④）	10,673	10,564	10,737	11,275	11,904
	市内実施箇所数	8	8	8	9	9

※ 令和元年度の実績は見込み値です。

【今後の方向性】

保護者のニーズに応じて保育所及び認定こども園で一時預かりを利用できるよう、保育士の確保を図ります。

また、RELATTO（リラット）の一時預かりを通じて、市内の保育所及び認定こども園での一時預かりの促進につなげます。

【量の見込みと確保方策】（市域全体）

（人日・か所）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
保育所・認定こども園	量の見込み㊤	3,932	3,632	3,396	3,255	3,148
	確保方策（提供量）㊦	15,928	15,928	15,928	15,928	15,928
	過不足（㊦－㊤）	11,996	12,296	12,532	12,673	12,780
	市内実施箇所数	8	8	8	8	8
RELATTO （リラット）	量の見込み㊤	1,276	1,178	1,101	1,055	1,020
	確保方策（提供量）㊦	1,590	1,590	1,590	1,590	1,590
	過不足（㊦－㊤）	314	412	489	535	570
	市内実施箇所数	1	1	1	1	1
合計	量の見込み㊤	5,208	4,810	4,497	4,310	4,168
	確保方策（提供量）㊦	17,518	17,518	17,518	17,518	17,518
	過不足（㊦－㊤）	12,310	12,708	13,021	13,208	13,350
	市内実施箇所数	9	9	9	9	9

【量の見込みと確保方策】（区域別）

（人日・か所）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
西北	量の見込み㊿	1,350	1,246	1,165	1,117	1,080
	確保方策（提供量）㊾	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400
	過不足（㊾－㊿）	1,050	1,154	1,235	1,283	1,320
	実施箇所数	1	1	1	1	1
東北	量の見込み㊿	357	330	309	296	286
	確保方策（提供量）㊾	1,220	1,220	1,220	1,220	1,220
	過不足（㊾－㊿）	863	890	911	924	934
	実施箇所数	1	1	1	1	1
東	量の見込み㊿	1,133	1,047	979	938	907
	確保方策（提供量）㊾	4,666	4,666	4,666	4,666	4,666
	過不足（㊾－㊿）	3,533	3,619	3,687	3,728	3,759
	実施箇所数	2	2	2	2	2
西	量の見込み㊿	383	354	331	317	307
	確保方策（提供量）㊾	4,172	4,172	4,172	4,172	4,172
	過不足（㊾－㊿）	3,789	3,818	3,841	3,855	3,865
	実施箇所数	2	2	2	2	2
西南	量の見込み㊿	657	607	567	544	526
	確保方策（提供量）㊾	2,240	2,240	2,240	2,240	2,240
	過不足（㊾－㊿）	1,583	1,633	1,673	1,696	1,714
	実施箇所数	1	1	1	1	1
南	量の見込み㊿	52	48	45	43	42
	確保方策（提供量）㊾	1,230	1,230	1,230	1,230	1,230
	過不足（㊾－㊿）	1,178	1,182	1,185	1,187	1,188
	実施箇所数	1	1	1	1	1

※ RELATTO（リラット）は単独で全市域を対象とすることから上記区域別とは別途量の見込みを計上しています。

RELATTO（リラット） （再掲）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み㊿	1,276	1,178	1,101	1,055	1,020
確保方策（提供量）㊾	1,590	1,590	1,590	1,590	1,590
過不足（㊾－㊿）	314	412	489	535	570
実施箇所数	1	1	1	1	1

(9) 病児保育事業

【事業概要】

子どもが発熱等の急な病気となった場合、病院・保育所等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育する事業及び保育中に体調不良となった子どもを保育所の医務室等において看護師等が緊急的な対応等を図る事業です。

【実績】

(人日・か所)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
実績	病児対応型	1,691	1,720	1,746	1,743	1,672
	体調不良児対応型	4,097	3,962	3,441	3,787	4,169
	合計㊤	5,788	5,682	5,187	5,530	5,841
確保量㊥		5,788	5,682	5,187	5,530	5,841
過不足 (㊥－㊤)		0	0	0	0	0
市内実施箇所数		16	15	16	17	18

※ 令和元年度の実績は見込み値です。

【今後の方向性】

引き続き、事業を実施し、病気や体調不良になった児童に対して、適切な保育を行い、安心して子育てができる環境の整備を推進します。

また、病児対応型について、市内実施箇所が2施設であり、地域によって利用しづらい場合もあることから、地域のニーズを踏まえ、今後の在り方について検討します。

【量の見込みと確保方策】(市域全体)

(人日・か所)

		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み	病児対応型	1,693	1,643	1,587	1,539	1,500
	体調不良児対応型	4,222	4,097	3,959	3,836	3,741
	合計㊤	5,915	5,740	5,546	5,375	5,241
確保方策(提供量)㊥		12,306	12,306	12,306	12,306	12,306
過不足(㊥－㊤)		6,391	6,566	6,760	6,931	7,065
市内実施箇所数		19	19	19	19	19

(10) ファミリー・サポート・センター事業

【事業概要】

保護者の仕事と家庭の両立及び子どもの健やかな育成を支援するため、子どもの預かり等の援助を受けることを希望する者（依頼会員）と、援助を行うことを希望する者（提供会員）との相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業です。

（相互援助活動の例：子どもの預かり、送迎など）

【実績】

（人日）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
実績 [㊤]	2,303	2,477	2,020	1,571	2,356
確保量 [㊥]	2,303	2,477	2,020	1,571	2,356
過不足（㊥－㊤）	0	0	0	0	0

※ 令和元年度の実績は見込み値です。

【今後の方向性】

支援体制を充実するため、様々なイベントや地域の子育てサロンなどでの周知を行い、提供会員の更なる確保に努めます。

【量の見込みと確保方策】（市域全体）

（人日）

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み [㊤]	2,319	2,260	2,197	2,127	2,068
確保方策（提供量） [㊥]	2,319	2,260	2,197	2,127	2,068
過不足（㊥－㊤）	0	0	0	0	0

(11) 妊婦健康診査

【事業概要】

妊婦の健康保持および増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施します。

【実績】

(人・件)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
実績	対象人数	1,902	1,733	1,704	1,571	1,578
	健診回数	22,963	21,210	20,302	18,822	17,973
確保量(実施体制)		【実施場所】 府内の医療機関、助産院 ※ 他府県の場合は受診後に還付 【検査項目】 健康状態の把握、検査計測・保健指導等、血液検査・子宮頸がん検診、超音波検査、B群溶血性レンサ球菌、性器クラミジア、NST 検査 【実施時期】 通年				

※ 令和元年度の実績は見込み値です。

【今後の方向性】

今後も引き続き、妊婦健康診査費用の一部を助成し、妊婦の経済的負担軽減と健康管理に努めます。

【量の見込みと確保方策】(市域全体)

(人・件)

		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み	対象人数	1,532	1,484	1,430	1,383	1,338
	健診回数	18,384	17,808	17,160	16,596	16,056
確保方策(実施体制)		【実施場所】 府内の医療機関、助産院 ※ 他府県の場合は受診後に還付 【検査項目】 健康状態の把握、検査計測・保健指導等、血液検査・子宮頸がん検診、超音波検査、B群溶血性レンサ球菌、性器クラミジア、NST 検査 【実施時期】 通年				

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

【事業概要】

令和元年10月から実施される幼児教育無償化の一環として、従来の就園奨励費の対象となる私立幼稚園に通園している年収360万円未満相当世帯の園児及び全所得階層の第3子以降の園児の副食費（おかず）相当額の給付を行います。

【今後の方向性】

国や他市の動向を注視し、引き続き事業を実施していきます。

【量の見込みと確保方策】（市域全体）

（人）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	335	309	283	275	271
確保方策（提供量）	335	309	283	275	271

(13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

【事業概要】

教育・保育施設等への民間事業者の参入促進に関する調査研究・多様な事業者の能力を活用した施設の設置・運営を促進するための事業（特別支援教育に関する支援等）です。

【今後の方向性】

国の実施要綱に基づき、新規参入事業者に対して、保育士OBなど事業経験のある者を活用した巡回支援等を行うために必要な費用の一部を補助する「新規参入施設等への巡回支援」や健康面や発達面において特別な支援が必要な子どもを受け入れる私立認定こども園の設置者に対して、職員の加配に必要な費用の一部を補助する「認定こども園特別支援教育・保育経費」について研究・検討していきます。

第6章 計画の推進

1 市民及び関係機関等との連携

(1) 地域の人材との連携

少子化や核家族化の進行により、子育て世帯の孤立感や不安感が高まる中、子育てに関する市民の多様なニーズに対応するため、身近な地域において子育ての支援が受けられるよう、子育て経験者等、地域の様々な子育てを支援する人材との連携を図り、子育て支援を進めます。

(2) 関係機関等との連携

子育てを社会全体で支援していくためには、行政のみならず、教育・保育施設、小学校、その他子育てにかかわる関係機関等を含めて社会全体が連携することが必要です。

また、本計画に掲げる施策は、法律や制度に基づくものもあるため、国や大阪府との連携も必要です。

本計画の実施にあたっては、関係機関等との連携を深め、情報の共有化を図りながら、家庭・地域・行政それぞれが、子育てや子どもの健全育成に対する責任や、自ら果たすべき役割を認識し、互いに協力しながら、子育て支援にかかわる様々な施策を計画的・総合的に推進します。

2 計画の進行管理

本計画に基づく施策を推進するため、庁内関係部署を中心として具体的施策の進行状況について把握するとともに、「寝屋川市子ども・子育て会議」において、毎年度、施策の実施状況について、点検、評価し、これを公表します。

なお、第5章の「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策」については、当初の計画に対して、「量の見込み」や「確保方策」に大きな差異等が生じた場合は、中間年度（令和4年度）を目安として、計画の見直しを検討します。



寝屋川市 第2期子ども・子育て支援事業計画

令和2年3月

発行：寝屋川市 こども部こどもを守る課
〒572-8533 大阪府寝屋川市池田西町28番22号
電話：072-838-0134 FAX：072-839-6767